

第2次吹田市地域福祉計画

いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり



平成23年(2011年)3月

吹田市

ごあいさつ

近年、少子高齢化、核家族化、地域コミュニティの希薄化などが進み、地域を取り巻く社会情勢が大きく変化している中、児童や高齢者への虐待、安否の不明や孤独死、ひきこもりなど、解決すべき課題が山積しています。

こうしたことから、本市では、平成18年(2006年)5月に平成22年度(2010年度)までの5年間を計画期間とする「吹田市地域福祉計画」を策定し、「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」を目標に掲げ、「地域に住むだれもがいきいきと輝き、安心して暮らしていけるまち」をめざし、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を各地区に計画的に配置するなど、地域福祉活動を総合的、計画的に推進してまいりました。

本年1月には「吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例」を施行し、市民福祉の増進に向けた基本理念を明らかにいたしました。今後、市民、事業者、行政が、それぞれの役割と責任を果たす中で、相互に連携しながら地域全体で支えあい、だれもが住み慣れた地域において健康で安心して安全に暮らすことができるまちづくりを推進してまいります。

また、このたび、平成27年度(2015年度)までを計画期間とする「第2次吹田市地域福祉計画」を策定いたしました。第1次計画の目標を継承しながら、地域福祉活動の現状を踏まえて見直しを行い、情報発信の充実・支援、担い手づくりの支援、「まちの縁側」づくりの支援、(仮称)地域福祉問題調整会議の立ち上げなどの重点課題を設定しています。

地域福祉の発展に向けては、地域において多様な担い手が、きめ細やかな福祉活動を活発に展開することが必要であり、行政には、そうした活動を支援・促進するための条件整備を行うとともに、くらしの基盤を支える総合的な生活保障施策を充実することが求められます。こうした役割分担のもと、市民の皆様と手を携え、計画の推進に全力で取り組んでまいりたいと存じますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご議論・ご提言をいただきました吹田市地域福祉計画策定・推進委員会と吹田市福祉審議会の委員の皆様、ならびに、実態調査などを通じ貴重なお意見を賜りました吹田市民生・児童委員協議会、地区福祉委員会、吹田市社会福祉協議会をはじめとする関係団体の皆様に、心よりお礼申し上げます。

平成23年(2011年)3月

吹田市長 阪口 善雄

第2次吹田市地域福祉計画目次

I 第2次吹田市地域福祉計画の策定にあたって

1 地域福祉とは	2
2 なぜ地域福祉なのか(計画の策定背景)	2
3 地域福祉計画とは	3
4 地域福祉計画策定の趣旨	3
5 地域福祉計画における重要なポイント	4
6 計画の位置づけ	5
7 計画期間	6
8 市民の参加、参画による計画策定の取り組み	7
9 第1次吹田市地域福祉計画の主な取り組み状況	10

II 吹田市の地域福祉の現状と課題

1 吹田市の5年間の社会・経済状況の変化	14
2 「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」によって 明らかになったこと	22
3 モデル地区の実践によって明らかになったこと	35
4 地域福祉市民フォーラム(ワークショップ)によって明らかになったこと	41
5 行政評価・市民評価の取り組みによって明らかになったこと	45

III 第2次吹田市地域福祉計画の基本方向

1 目標と目標達成の仕組み	52
2 地域福祉推進の基本方策	54
3 地域福祉計画の重点課題	58
4 地域福祉計画の体系	60

IV 具体的施策の展開

1 地域福祉活動推進の条件整備	65
2 公民協働による地域福祉活動の充実	77
3 サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク	94
4 保健・医療、社会福祉制度の充実	108
5 関連施策の充実	125
6 地域福祉計画の推進に向けて	135

施策の整備エリア及び担い手一覧	139
-----------------	-----

巻末資料

吹田市地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿、同作業部会部会員名簿	142
吹田市地域福祉計画庁内策定・推進委員会を構成する部室課	143
吹田市地域福祉計画策定・推進委員会設置要領	144
吹田市地域福祉策定・推進委員会開催状況	146
吹田市地域福祉策定・推進委員会作業部会開催状況	147
吹田市地域福祉計画庁内策定・推進委員会開催状況	148
吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例	149
用語集	154
コミュニティ施設一覧地図	164
児童福祉施設等一覧地図	165
障がいのある人の施設一覧地図	166
高齢者福祉施設等一覧地図	167

巻末資料の用語集に掲載している用語は、初出の際に＊をつけています。

コラム一覧

● 街かどデイハウス	44
● できることから一歩ずつ その1 ～感謝のカタチ～	50
● 陽だまりルーム「まちの縁側」	57
● できることから一歩ずつ その2 ～うれしさのカタチ～	62
● 夢のファミリーフェスタ	76
● 当事者組織を紹介します！	80
● ボランティア団体を紹介します！	85
● 太陽の広場 ～子どもをとおして地域が見える～	88
● 福祉教育	91
● 子育て青少年拠点 夢つながり未来館	99
● 認知症サポーター養成講座	103
● 食育で育くむ豊かなところ ～吹一保育園での取り組み～	110
● 安心サポート収集	122
● 地域貢献支援員（スマイルサポーター）	132
● できることから一歩ずつ その3 ～支えあいのカタチ～	140

I

第2次吹田市地域福祉計画の策定にあたって

I 第2次吹田市地域福祉計画の策定にあたって

本章では、なぜ地域福祉を考える必要があるのか、また、第1次吹田市地域福祉計画の推進がどのように取り組まれてきたのかについてまとめています。

1 地域福祉とは

地域福祉とは、地域社会におけるくらしの課題に対し、その地域のあらゆる住民や福祉関係者などが協力して解決を図り、支援する人も、支援を必要とする人もこのまちに住んでよかったと実感できるような社会を実現するための取り組みです。

かつての福祉には、高齢者福祉や障がい者福祉などの特定の対象者に向けたイメージがあり、支援を必要としている人が社会的弱者の立場になりやすい状況がありました。しかし今日では、同じ地域に暮らす一員としてお互いが尊重し認めあい、地域に暮らす人のだれもが主役となり、自分らしく生きることができるよう社会が求められています。支援を必要とする人が時には支援の担い手にもなれるような、お互いの支えあいの輪を広げ、住民自らが主体的にその輪の中に参加したいと思える仕組みづくりが必要です。

2 なぜ地域福祉なのか(計画の策定背景)

かつて産業が農業中心であった我が国は、近所同士の付き合いがどの地域でも見られ、助けあいや支えあいの考え方(相互扶助)により人々のくらしは支えられてきました。しかし、戦後の高度経済成長期の中で都市化、工業化が進んだことにより、地域のつながりの希薄化が進み、行政が地域社会に代わって福祉サービスを供給することが増えてきました。そして、その範囲はニーズとともに広がりを見せ、1990年代以降、障がいのある人や高齢者福祉サービスの計画的な整備が進められ、公的な福祉サービスは質、量ともに飛躍的に充実してきました。

しかし、サービスが整備された反面、昔のような隣近所の助けあいが希薄となったことで、地域社会ではゴミ出しや電球の交換といったちょっとしたお願いごとに公的サービスでは対応しきれないことや、病気やけがによる一時的な要支援状態等にある人々など、公的な福祉サービスの対象になっていない、制度の谷間にある人の問題*があることが明らかになってきました。また、今日では少子高齢化、単身世帯や小規模世帯の増大、成長型社会の終焉、さらには深刻な経済状況の悪化などを背景に、くらしの不安やストレスが増大し、孤独死*、ホームレス*、DV*、虐待、ひきこもり*、ゴミ屋敷などの新たな社会問題も出てきています。

このような、家族や地域コミュニティ*の希薄化や公的サービスで対応できない制度の谷間にある問題、新たな社会問題などを解決するために、地域福祉を住民のみなさんといっしょに考えていく必要があるのです。

3 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、「吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例*」の基本理念及び第8条に沿って策定及び施策を推進する計画です。

また、本計画は、社会福祉法*第107条に規定された市の行政計画で、社会福祉法第4条に規定された「地域福祉の推進」を目的として策定する計画です。

社会福祉法第107条の規定により地域福祉計画に盛り込むこととされた事項

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項（サービスの利用促進）
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
（サービスの基盤整備）
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
（地域福祉活動への住民参加の促進）

4 地域福祉計画策定の趣旨

第1次吹田市地域福祉計画の基本的な考え方である次の3つを踏まえ、地域福祉推進のため「第2次吹田市地域福祉計画」を策定しました。

第一に、地域福祉推進のための活動への地域住民や社会福祉関係団体、事業者等の参加・参画の促進、活動を支える人材・専門職員の配置と育成の支援、交流の場・活動拠点の確保、必要な情報の提供、財政の支援、連携の促進など、地域福祉活動推進の条件整備を進める上での行政の役割を明らかにします。

第二に、市民のくらしの課題や地域の特性に応じた社会福祉・保健、生活関連諸分野の施策・サービスの整備とその連携による、総合的・体系的な生活保障、行政の支援機能の強化を図ります。

第三に、これらを通じてコミュニティの再生と自治の発展を図るとともに、市民一人ひとりの地域でのくらしを支える仕組みづくりを進めます。

5 地域福祉計画における重要なポイント

地域福祉の問題解決を図っていくときに大切なポイントがあります。地域福祉計画は、以下の4つのポイントを大切にしながら策定しました。

1 地域に暮らすみんなの問題として主体的に取り組む

福祉は、限られた人だけのものではありません。加齢や心身の状態や生活環境の変化で、だれもが支援を必要とする状態になる可能性があります。したがって福祉を一人ひとりの問題としてとらえていくことが必要です。地域で生活する市民一人ひとりが単に社会福祉施策の対象としてではなく、自ら地域の福祉のあり方を考え、携わっていき、福祉サービスの提供や活動に主体的に参加し、運営していく、必要な場合には行政と協働^{*}して社会福祉制度の改善を求めていくといった、市民が住民自治を発揮していくことを大切にしていきます。

2 だれもが自立してともに暮らしていける社会をめざす

・・・人権尊重、ノーマライゼーション^{*}、ソーシャル・インクルージョン^{*}

お互いの人権を尊重しあう社会、ハンディキャップがある人もごく普通に生活を営むことができる社会、すべての人々を社会の構成員として包み支えあい、市民のだれもが自立してともに暮らしていけるような社会をめざします。

3 「公」と「民」の役割を明確にして協働で取り組む

地域の問題解決には「公」（行政）の施策だけでは不十分であり、地域住民をはじめ、社会福祉関係団体・事業者・ボランティア・NPO^{*}（民間非営利組織）等の「民」との協働、つまり「公」「民」の役割分担と「公」「民」協働の考え方に基づく取り組みが欠かせません。

4 暮らしの場である地域に着目して総合的・体系的に対応していく

社会福祉制度にとどまらず、労働問題対策（雇用・就労、労働条件等）、保健・医療、社会教育（生涯学習^{*}）、住宅、生活環境、防災など生活関連領域を含む総合的・体系的な生活保障を暮らしの場である地域に着目して、展開していきます。

6 計画の位置づけ

地域福祉計画は、吹田市第3次総合計画において示している本市の将来像「人が輝き、感動あふれる美しい都市^{まち}すいた」の実現に向けて、総合計画の理念・施策の基本方向に基づき、福祉の観点から具体化していくものであり、地域福祉を推進していくための施策の基本的な方向性を示すものです。図Ⅰ-6-1に示しているように、地域福祉計画は総合計画を上位計画としながら、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画、次世代育成支援行動計画、青少年育成計画、健康すいた21、食育推進計画*、母子家庭等自立促進計画、地域防災計画、男女共同参画プラン、生涯学習推進計画、交通バリアフリー基本構想などの個別行政計画で示されている内容を地域福祉の視点で再整理したものとと言えます。

さらに吹田市社会福祉協議会で策定された地域福祉活動計画・地区福祉委員会5か年計画*と密接な関係にあり、互いに連携して進める必要があります。したがって、地域福祉計画に基づいて施策や事業が単独で立案され、展開されるものではなく、個別計画との整合性を図りつつ、重なる内容については個別計画に具体化を委ねるなど、関係部局との協力・連携を図りながら具体化していくことになります。

図Ⅰ-6-1 地域福祉計画とその他の既存計画との関係

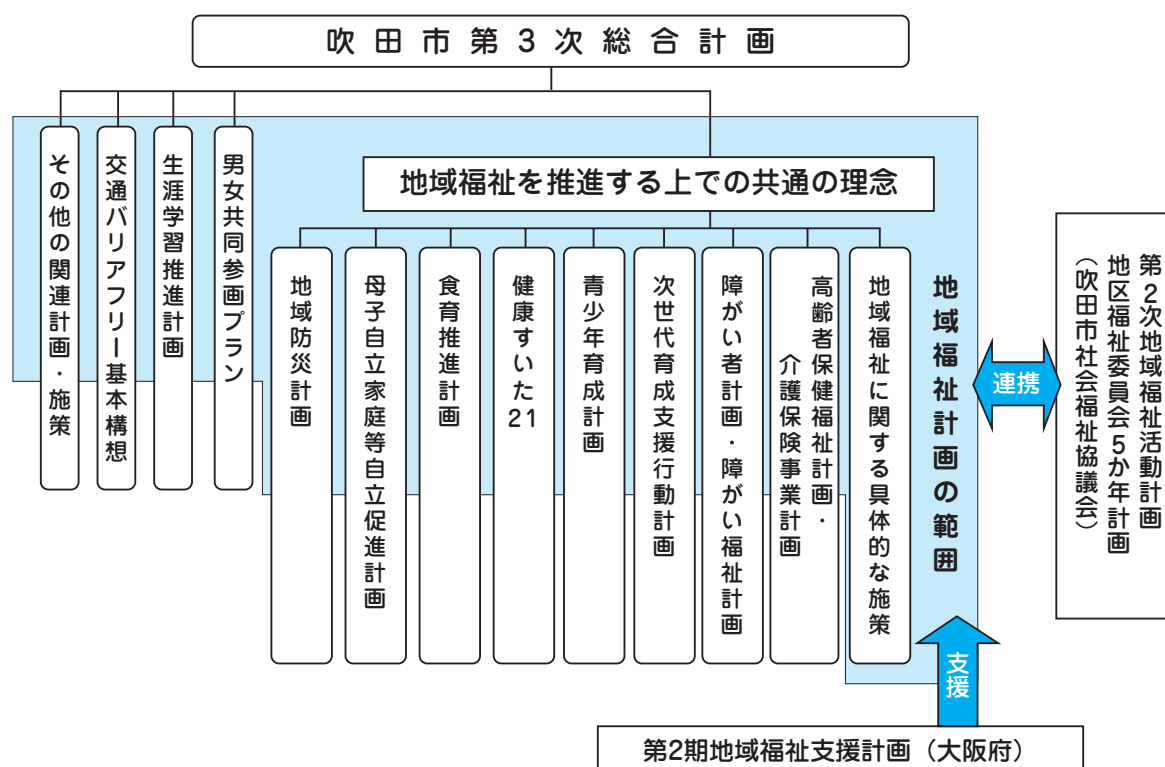
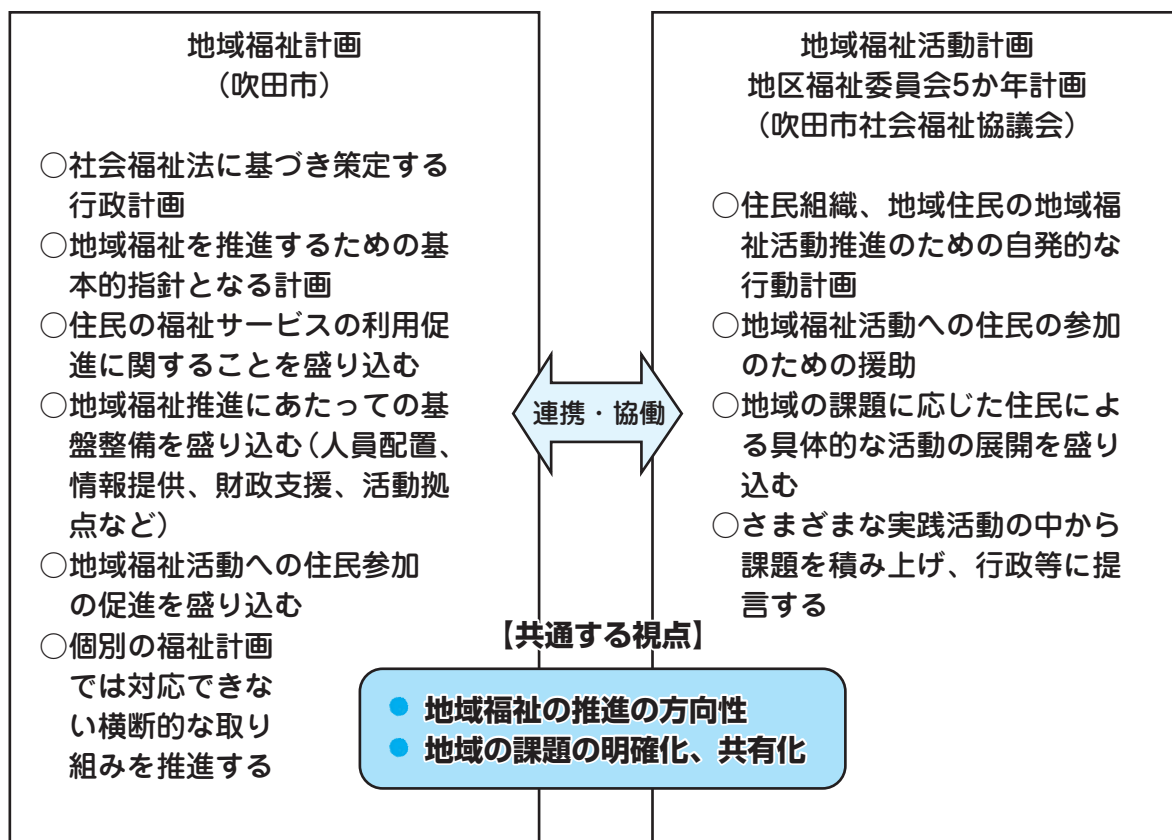


図 I-6-2

地域福祉計画（吹田市）と地域福祉活動計画（吹田市社会福祉協議会）の関係



社会福祉協議会とは

社会福祉法において、社会福祉協議会は地域福祉推進の中核的役割を担う団体として明確に規定されており、住民の視点・民間の立場から地域福祉の推進を図ることとされています。

社会福祉協議会は、市内33地区に組織された地区福祉委員会を中心に小地域ネットワーク活動*を進めるなど、地域の福祉活動推進の要となって活動を展開しています。また、ボランティアセンターの運営、地域ふくし協力金など活動財源の確保の取り組みや、寄附現金や物品を市内の福祉施設や団体等に橋渡しをする「善意銀行」の取り組みなど、多岐にわたる活動を進めています。なお、地域ふくし協力金は「ふれあい昼食会*」や「子育てサロン*」などの地区福祉委員会活動や、福祉情報の発信、福祉教育の活動費などの地域福祉活動の推進に生かされています。

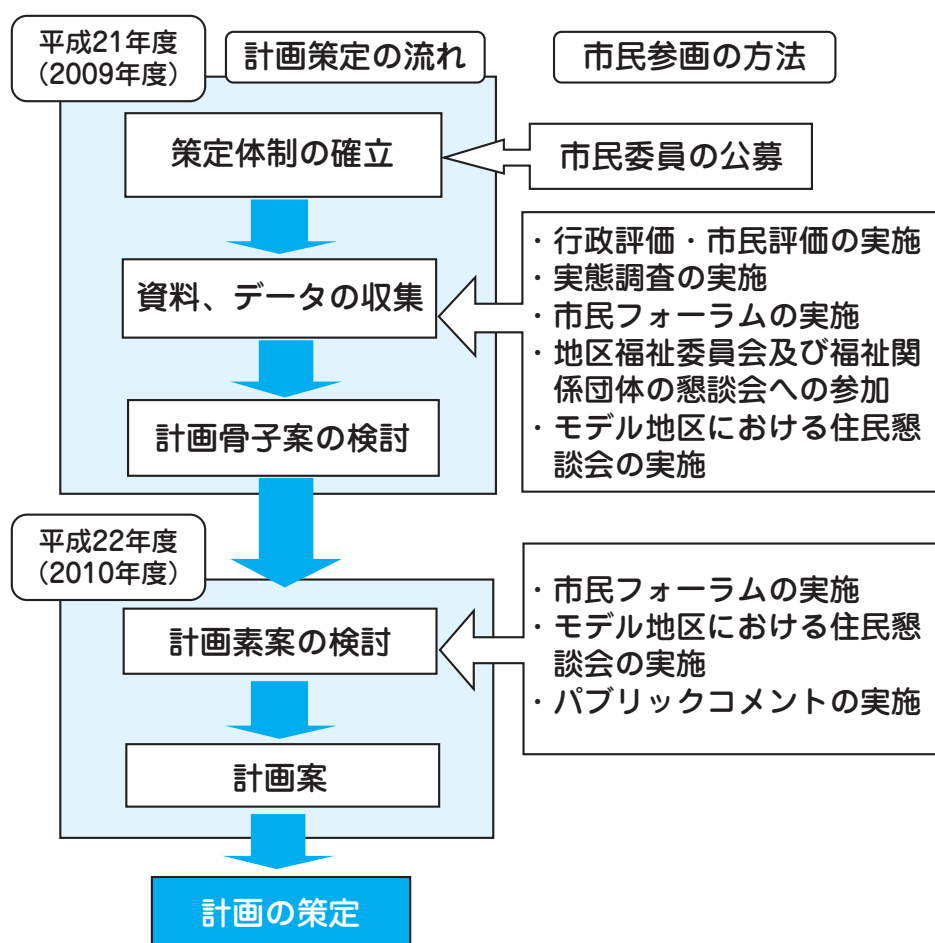
7 計画期間

地域福祉計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5年です。進行管理と必要に応じて見直しを行います。

8 市民の参加、参画による計画策定の取り組み

図Ⅰ－8－1に示している過程を経て計画策定を行いました。特に、「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」や、モデル地区における住民懇談会（8回開催）、吹田市地域福祉計画策定・推進委員会作業部会（市民委員8名）などによる市民参画の方法を大切にしました。

図Ⅰ－8－1 吹田市地域福祉計画策定の流れと市民参画の方法



(1) 市民の参画を基本とした策定体制

計画策定にあたっては、幅広く意見を聴き、検討を進めるため「学識経験者」（2名）、「市民（公募委員）」（4名）、「市内の社会福祉を目的とする団体及び事業者並びに市内の公共的団体の代表者」（7名）、「関係行政機関の職員」（2名）の計15名で構成される「地域福祉計画策定・推進委員会」を設置しました。公募市民の参画比率を高めるために、15名の策定委員のうち4名を市民公募委員としました。また、市民委員を中心とした作業部会を設置し、計画策定のための基礎調査活動や計画素案作成・検討作業に参加していただきました。

(2) 「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」の実施

第1次地域福祉計画において、地域福祉活動推進の条件整備の施策として推進してきた「コミュニティソーシャルワーカー*の計画的配置」や「ボランティアコーディネーターの配置」の効果や地域福祉活動推進に必要な条件整備についての実態と課題の把握のため、平成21年(2009年)10月から11月の期間で「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」を行いました。

(3) 地域福祉推進モデル地区での住民懇談会の実施

各年における、地域福祉の進捗状況を把握するとともに、行政サービスなどの各種制度や住民の地域福祉活動によって市民のくらしがどのように変化していくのかを明らかにし、他の地域にも啓発していくことを目的として、平成19年度(2007年度)に千一地区福祉委員会、さらに平成20年度(2008年度)からは佐竹台地区福祉委員会をモデル地区に設定しました。

平成21年度(2009年度)からは地域福祉推進に必要な条件整備や課題を明らかにし、第2次地域福祉計画に盛り込むべき事項を検討するため、それぞれの地区で住民懇談会を実施しました。

地区名	回数	対象(住民)	延べ参加者数
千一	4	地区福祉委員、民生委員・児童委員等	69人
佐竹台	4	地区福祉委員、民生委員・児童委員、自治会、高齢クラブ等	86人

(4) 地区福祉委員会*及び社会福祉関係団体等への懇談会に参加

第2次地域福祉計画策定に向けて、各地区福祉委員会及び社会福祉関係団体等が抱えている課題を把握するため、社会福祉協議会が「第2次地域福祉活動計画・地区福祉委員会5か年計画」の策定にあたって取り組んだ「地区福祉委員会及び社会福祉関係団体等に対する懇談会」に参加しました。なお、地区福祉委員会からの要望は、市の各関係部局で検討し、その結果を各地区へ報告しました。

団体名	地区数(団体数)	実施期間	延べ参加者数
地区福祉委員会	13地区	平成21年(2009年)7月から11月まで	198人
社会福祉関係団体等	3団体	平成21年(2009年)7月から11月まで	42人

(5) 行政評価・市民評価の実施

地域福祉推進における各関係部局の事業について、どのように展開されているか把握し、第1次地域福祉計画における具体的施策の進行管理の実施を目的として、隔年で行政評価及び市民評価を行いました。

年 度	評 価 実 施 者
平成18年度 (2006年度)	吹田市地域福祉計画推進委員会委員 11名(うち市民公募委員2名)
平成20年度 (2008年度)	吹田市地域福祉計画策定・推進委員会委員 15名(うち市民公募委員4名) 吹田市民生・児童委員協議会 地区委員会委員長及び主任児童委員連絡会代表 22名 吹田市社会福祉協議会 地区福祉委員会委員長 33名

(6) 地域福祉市民フォーラムの実施

平成18年度(2006年度)から市民や行政職員の人権・福祉意識の向上を図ることや、地域福祉を推進する関係機関・団体や地域との連携を強化するために、地域福祉市民フォーラムを実施しています。平成21年度(2009年度)の市民フォーラムはワークショップ*方式で行い、「一緒に考えませんか 5年後のすいたの地域福祉」をテーマに、住民のみなさんと話しあいました。

年 度	開催日	実施形態	参加者数
平成21年度 (2009年度)	平成22年(2010年) 2月13日(土)	基調講演及びワークショップ	136人
平成22年度 (2010年度)	平成22年(2010年) 11月21日(日)	基調講演及びシンポジウム	98人

(7) パブリックコメント*の実施

「第2次地域福祉計画素案」に対する意見を募るため、平成23年(2011年)2月1日から3月2日まで、市内公共施設に計画素案を配布するとともに、ホームページに掲載し、パブリックコメントを募集しました。9通(17件)のご意見をいただき、吹田市地域福祉計画策定・推進委員会において報告しました。

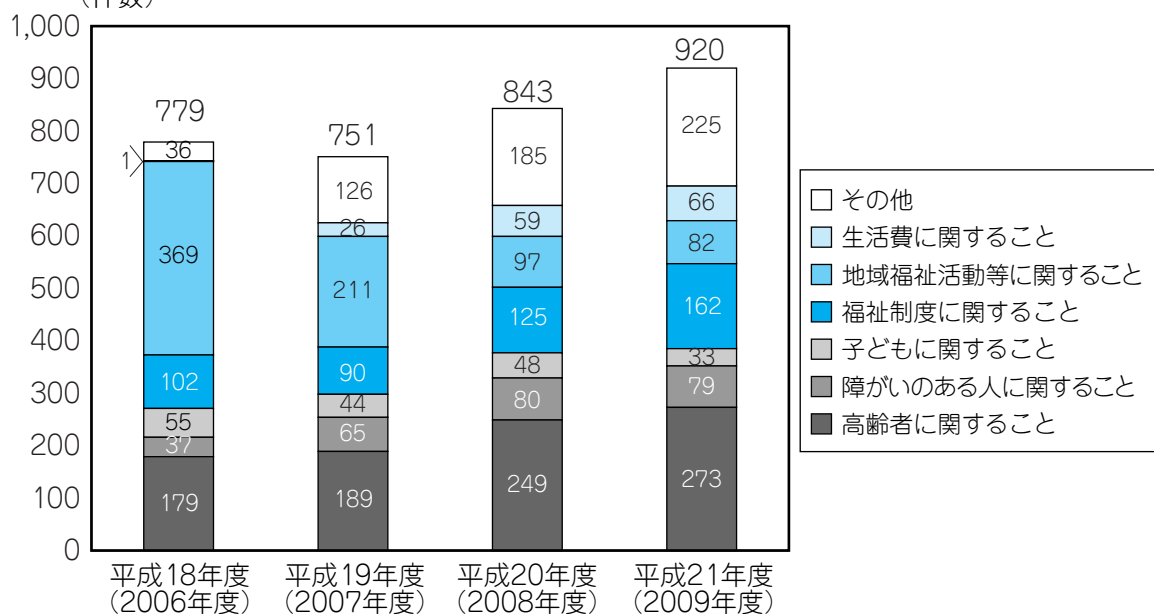
平成18年(2006年)5月に策定しました第1次地域福祉計画では、地域に住むだれもがいきいきと輝き、安心して暮らしていけるまちをめざし、「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」を目標として掲げ、地域福祉を推進してきました。第2次地域福祉計画策定にあたり、第1次地域福祉計画の主な取り組み状況についてみてみます。

コミュニティソーシャルワーカーの計画的配置

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、地域で困っている人へ必要な支援を結びつけたり、地域福祉活動を活性化させる「地域のつなぎ役」をする人です。

社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーク機能の強化を図るため、大阪府と連携して、平成18年度(2006年度)に4名、平成19年度(2007年度)に6名、平成20年度(2008年度)には13名のコミュニティソーシャルワーカーを社会福祉協議会に配置しました。コミュニティソーシャルワーカーが担当の地域に出向き、地区福祉委員会と活動をとともにすることで、支援を必要とする人の情報をいち早くとらえ、対応することが可能となりました。地域福祉活動の担い手を対象とした「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」の中でも、コミュニティソーシャルワーカーの役割や活動について約6割強の人が満足しているという結果も出ています。コミュニティソーシャルワーカーが人と人をつなぐことで、地域の問題を自分の問題としてとらえ、住民自らが主体的に福祉に関わる、地域の支えあいの輪が広がっています。

図Ⅰ-9-1 コミュニティソーシャルワーカーの相談状況
(件数)



相談事例 走れ！CSW！！

認知症のあるひとり暮らしの高齢者が急に大声を出すなどの症状があり、これらの状態を心配している近隣住民の方から相談があった。担当民生委員・児童委員に連絡をとるとともに、地域包括支援センターの協力で担当ケアマネジャー*とも連絡を取り、対象者の情報を共有することに。支援していたホームヘルパー、ケアマネジャー、民生委員・児童委員、近隣住民それぞれが、その高齢者の方と関わっていることを知らず、連携がとれていなかったが、CSWが関わることで、みんなを結びつけて、一つの「見守りネットワーク」を組織することができた。

ボランティアセンター（社会福祉協議会運営）の機能充実

社会福祉協議会が開設・運営しているボランティアセンターでは、だれでも自分のできる範囲で、ボランティア活動に参加できるよう相談に応じたり、ボランティアを頼みたい人には紹介をしています。また、一人でも多くの市民にボランティア活動に関心を持ってもらうよう、ボランティア養成講座の開催やグループ活動の紹介、福祉情報の提供などを行っています。

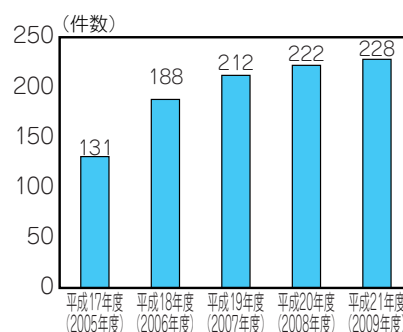
平成18年度（2006年度）には、ボランティア活動をしたい人にその希望にあった活動を紹介したり、活動しやすくするための情報提供や助言などを行う専任のボランティアコーディネーター（社会福祉協議会所属）を1人配置しました。

現在、ボランティアセンターには、93グループの団体登録、138名の個人登録があり、活動の情報交換や交流を深めています。また、ボランティア活動の推進のため、ボランティアグループ相互の情報交換やボランティア活動の啓発を行うボランティア連絡会には、27グループが加入しています（平成23年〔2011年〕3月末現在）。

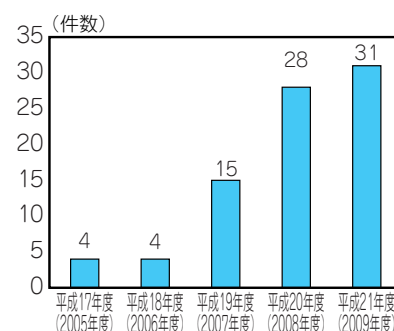
また、ボランティアグループと小学校や福祉施設・団体等との連携も広がっています。福祉教育事業は、小学校や中学校からの依頼を受け、ボランティア登録グループや地区福祉委員会、社会福祉協議会の職員などが学校へ出向いて、点字や車いす体験などの講義を行い、福祉教育の授業の一翼を担っています。学校からの依頼件数は年々増えており、平成17年度（2005年度）で4件だったのが、平成21年度（2009年度）では、31件に伸びています。

ボランティア活動が活発な地域は、地域福祉活動も活発です。ボランティア講座の開催など活動に参加しやすい仕組みづくりが、ボランティアに参加する人を増やし、地域福祉を推進しています。

図Ⅰ-9-2 ボランティアの相談件数



図Ⅰ-9-3 学校からの福祉教育依頼件数



子育て支援に関するホームページ(すくすく子育てNavi)の開設

該当施策「福祉サービスの利用に関する情報提供の充実」

子育て情報や地域の子育て支援情報が簡単に手に入るホームページを平成21年度(2009年度)に開設しました。

カテゴリーをライフステージ別、目的別、地域別に分けており、子育てをしているお父さん、お母さんなどの悩みに対して、豆知識や各種相談窓口一覧も掲載しています。



職員を対象とした、地域福祉活動体験実習の取り組み

該当施策「行政職員の意識向上と地域との連携」

行政職員を対象とした地域福祉体験実習を平成20年度(2008年度)から取り組んでいます。地域福祉計画や地域福祉活動について職員へ周知を図り、地域福祉計画における公民の役割分担と協働について理解することで、各担当部局で地域福祉の推進につなげていくことを目的としています。地域福祉に関する講義を受けた後、社会福祉協議会及び地区福祉委員会が実施する子育てサロンやいきいきサロン*に参加しています。

参加した実習者の声(抜粋)

行政、民間団体、地域がそれぞれの役割を果たすことにより、このような体験実習が実現できたのだと思います。とても貴重な機会となりました。私の部局でも何か関わることがないか、今後アンテナを張りめぐらせておきたいと思います。

『地域福祉読本の発行』

該当施策「地域福祉活動のための情報発信」

「福祉サービスの利用に関する情報提供の充実」

民生委員・児童委員*や地区福祉委員及び地域福祉活動やボランティア活動を始めたい人を対象に、『地域福祉読本』を4,000部発行しました。市や社会福祉協議会及び住民の地域福祉活動の取り組みをわかりやすく紹介しています。



Ⅱ

吹田市の地域福祉の現状と課題

Ⅱ 吹田市の地域福祉の現状と課題

本章では、既存の統計資料や第2次地域福祉計画策定の過程で取り組んできた「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」「モデル地区の実践」「地域福祉市民フォーラム」「行政評価・市民評価」等の結果からわかった地域福祉の課題について検討します。

1

吹田市の5年間の社会・経済状況の変化

(1) まちの成り立ちと特色ある地域

本市は、水の豊かさや陸路、水路などの交通の利便性から、古くから人々の生活が営まれ、産業や交通の要衝として発達してきました。近代以降も、鉄道の敷設や国鉄吹田操車場の操業開始、大阪市の商工業の発展に伴い市街化が進み、近郊住宅地として鉄道駅周辺・幹線道路周辺に、それぞれ特色のある市街地が形成されてきました。

昭和30年代の高度経済成長期に入ってから、千里ニュータウンの建設や日本万国博覧会の開催に伴い、広域幹線道路や鉄道網など都市基盤が整備され、これを背景に、大阪都心と直結された江坂地区での商業、業務施設の集積が進み、江坂地区は周辺都市から多くの通勤者を受け入れるまちとなりました。その後も、山田地域を中心とした民間分譲マンションや住宅団地の立地が進みました。

現在は千里丘地域をはじめ特定の地域で企業所有地の売却に伴う大規模なマンション開発が進んでおり、市域の市街化がほぼ完了し都市基盤が整った状況にあります。

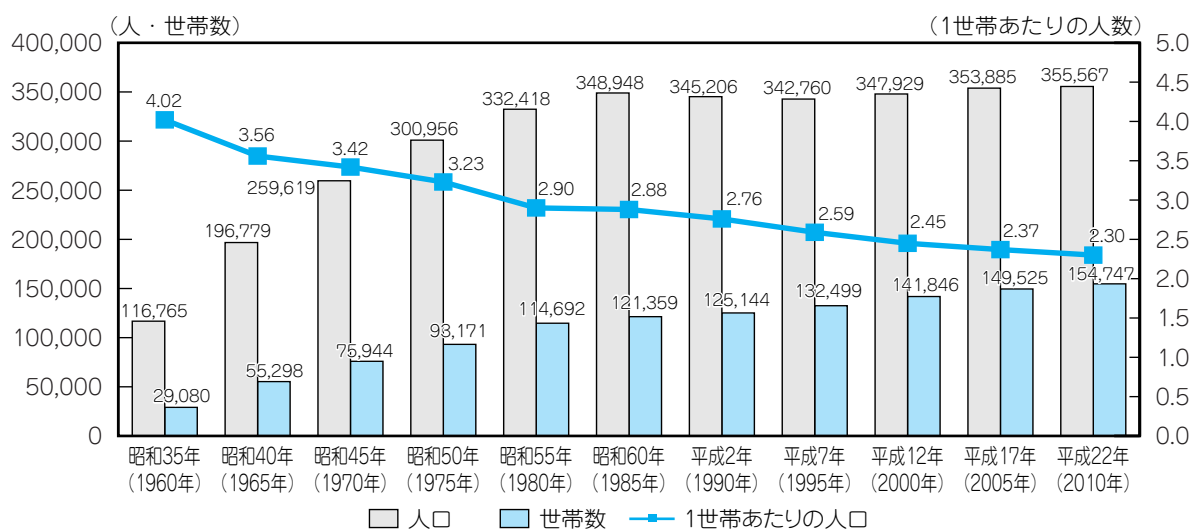
このように、本市の市街地はさまざまな表情を持っており、地域に特色のあるまち並みや個性あるコミュニティが形成されています。そのことが住民同士のつながりや住民活動のあり様に、また、地域福祉の現状にも少なからず影響を与えています。

(2) 人口動向、世帯構造の変化

高度経済成長期以降の吹田市の人口、世帯数の変化をみると、昭和35年(1960年)の国勢調査では116,765人(29,080世帯)であったものが、平成22年(2010年)では355,567人(154,747世帯)となっています。人口、世帯数はともに増加していますが、特に世帯数が5.32倍と大きく増加しています。一方1世帯あたりの人員は、4.02人から2.30人と大きく減少しています。平成22年(2010年)には1人又は2人の小規模世帯が6割を超えており、この間の急激な核家族化の進行によるものと考えられます。

図Ⅱ-1-1 吹田市の人口、世帯数、1世帯あたりの人口推移

(国勢調査、ただし平成22年〔2010年〕は国勢調査要計表による)

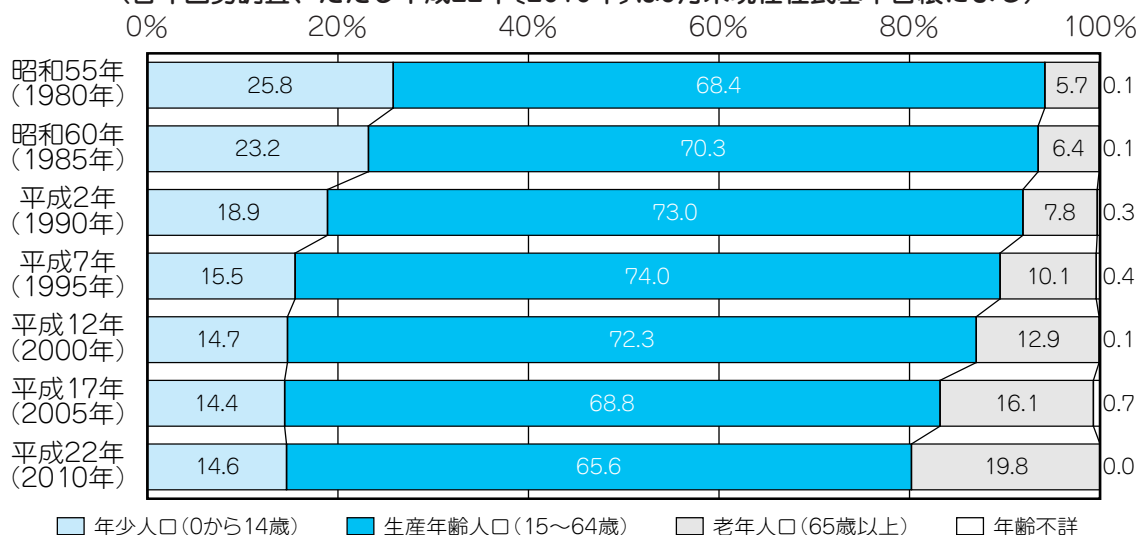


吹田市の高齢化率(65歳以上人口の割合)は、19.8%(平成22年〔2010年〕9月末現在の住民基本台帳人口による)となっており、全国の23.1%(総務省統計局『人口推計月報』平成22年〔2010年〕9月1日現在〔概算値〕)、府内の22.0%(総務省統計局『日本統計年鑑』平成21年〔2009年〕10月1日現在)とそれぞれの率を下回っているものの、10年後の平成32年(2020年)には26.1%に達すると推計されています(国立社会保障・人口問題研究所『日本の市区町村別将来推計人口』)。

一方、15歳未満の年少人口の割合は14.6%(平成22年〔2010年〕9月末現在の住民基本台帳人口による)となっており、昭和55年(1980年)の25.8%から大きく減少していることから、少子化傾向が早い速度で進んでいることがうかがわれます。これらのことから、今後の地域福祉を考える上で、少子高齢化と核家族化の急速な進行における地域での施策展開や、孤立しがちな子育て家庭への支援のあり方などが大きな課題となります。

図Ⅱ-1-2 吹田市の年齢3区分別人口推移

(各年国勢調査、ただし平成22年〔2010年〕は9月末現在住民基本台帳による)

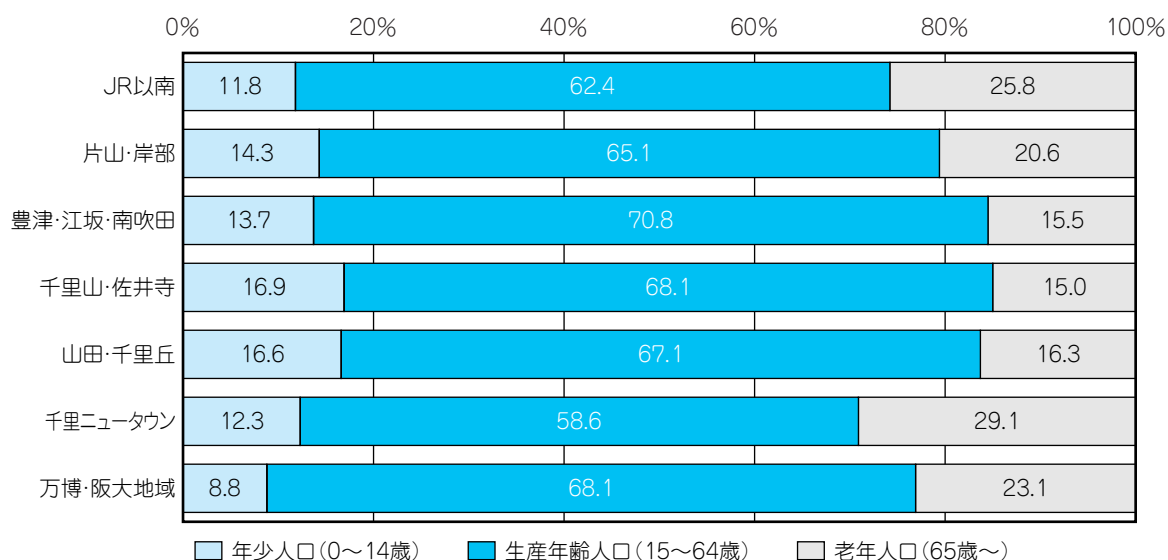


また、図Ⅱ－１－３で明らかなように各ブロックの高齢化の進行にも大きな差があり、開発されてから40年を経過した千里ニュータウン地域で老年人口は29.1%と最も進行が著しく、続いて古くからの中心市街地を含むJR以南地域で25.8%となっています。

一方、年少人口においては、近年高層住宅などが建設され、人口流入が著しい千里山・佐井寺地域で16.9%、山田・千里丘地域で16.6%と高い数字となっています。

このように、それぞれの地域のまちの成り立ち、形成された時期の違いや住宅形態の違いによって地域ごとで人口構成や世帯構成に大きな違いがみられ、高齢化の状況や子育て家庭の割合の違いとなってあらわれており、こうした地域の変化の差異が取り組むべき課題の違いを示しています。

図Ⅱ－１－３ ブロック別年齢3区分別の人口割合
(平成22年〔2010年〕9月末現在住民基本台帳による)



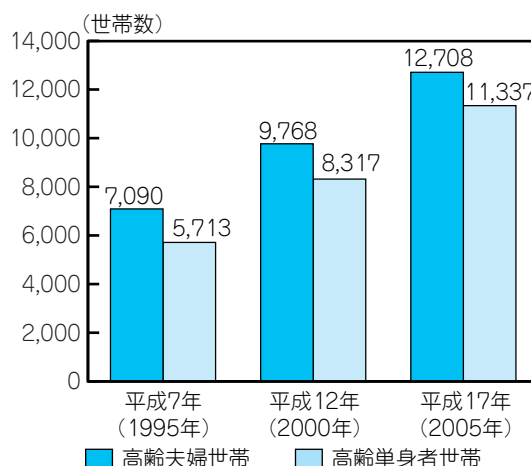
(3) 支援を必要とする人の状況

● 高齢夫婦及び高齢単身者世帯数の増加

高齢夫婦及び高齢単身者世帯数は平成17年(2005年)でそれぞれ、12,708世帯、11,337世帯となっています。特に高齢単身者世帯は平成7年(1995年)と比べると約2倍に増えており、地域で孤立することがないような取り組みが求められます。

資料：国勢調査(各年10月1日現在)

図Ⅱ-1-4【高齢夫婦・高齢単身者世帯数】

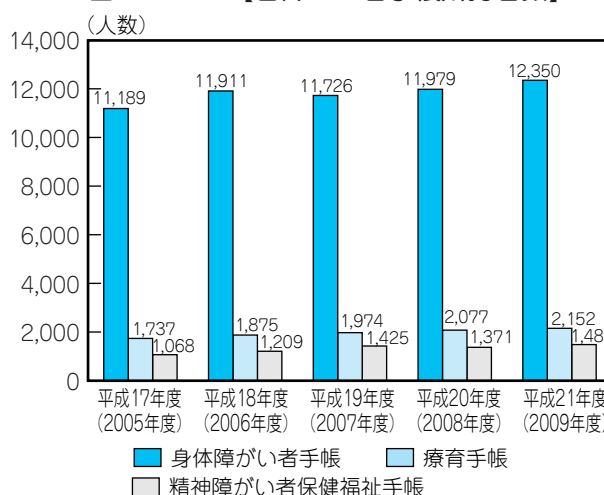


● 障がい者手帳所持者数は人口の4.5%

障がい者手帳の所持者数は平成21年度(2009年度)末現在で、身体障がい者手帳が12,350人、療育手帳が2,152人、精神障がい者保健福祉手帳が1,484人となっています。手帳所持者の住民基本台帳人口及び外国人登録人口に対する比率は4.5%となっています。

資料：市 障がい者くらし支援室(各年度末現在)

図Ⅱ-1-5【各障がい者手帳所持者数】

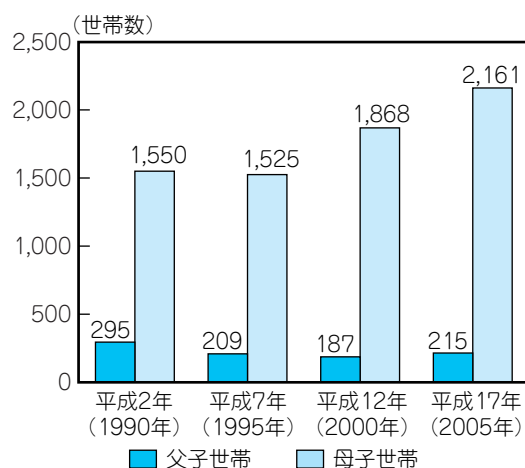


● 母子世帯数の増加

母子世帯及び父子世帯数は平成17年(2005年)でそれぞれ2,161世帯、215世帯となっており、母子世帯数が父子世帯数の約10倍となっています。また、父子世帯は平成7年(1995年)からはほぼ横ばい状態ですが、母子世帯は増加傾向にあり、重点的に支援をしていく必要があります。

資料：国勢調査(各年10月1日現在)

図Ⅱ-1-6【母子世帯及び父子世帯数】

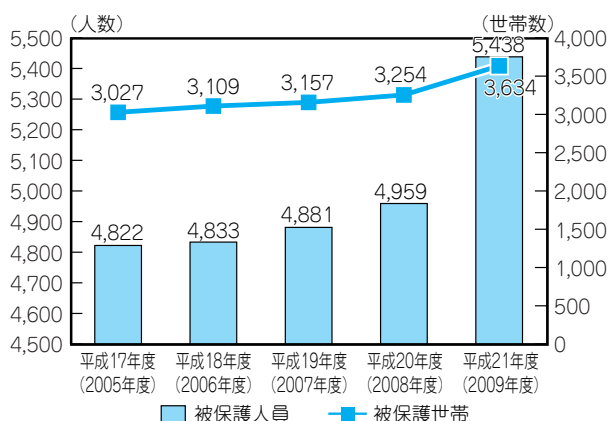


● 被生活保護世帯及び人員は増加

被生活保護世帯及び人員は増加を続け、平成21年度(2009年度)末では3,634世帯、5,438人となっています。保護率(年度末被保護人員／年度末推計人口×1,000)は15.38%(パーミル)となっています。

資料：『吹田市統計書』(各年度末現在)

図Ⅱ-1-7【被生活保護世帯数及び人員】



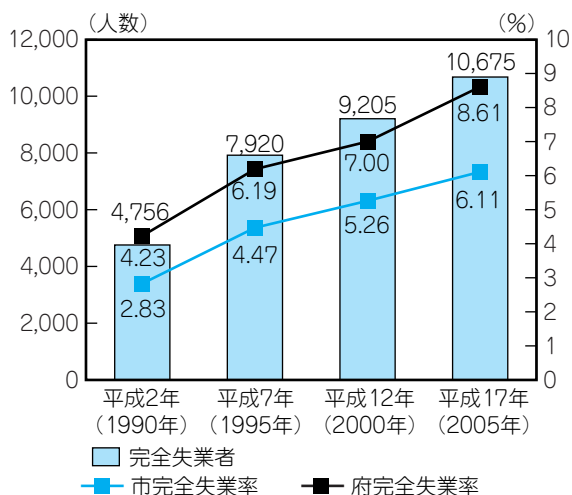
● 完全失業者数の増加

完全失業者数は、平成17年(2005年)は10,675人となっており、完全失業者率は6.11%となっています。完全失業者数は年々増加しており、雇用状況が悪化していることがわかります。また、大阪府の完全失業者率は、どの年度も吹田市を上回っています。

地域福祉活動の推進にはくらしの基盤である労働を安定的に確保する必要があり、支援が求められます。

資料：国勢調査(各年10月1日現在)

図Ⅱ-1-8【完全失業者数と完全失業者率】



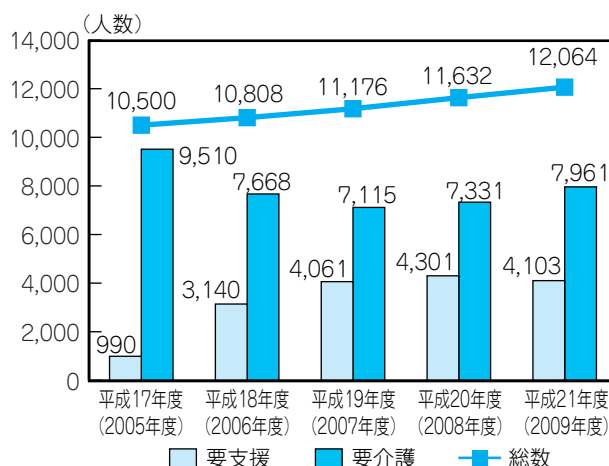
● 介護保険要介護(要支援)認定者数の増加

介護保険要介護(要支援)認定者数は平成21年度(2009年度)末現在、12,064人となっています。高齢者の増加とともに、認定者数も増加しています。

※平成18年(2006年)4月から制度見直しにより、これまでの要介護1の状態の人は要支援1または要支援2に分けられ、要介護度認定区分が6段階から7段階に変わりました。

資料：『吹田市統計書』(各年度末現在)

図Ⅱ-1-9【介護保険要介護(要支援)認定者数】



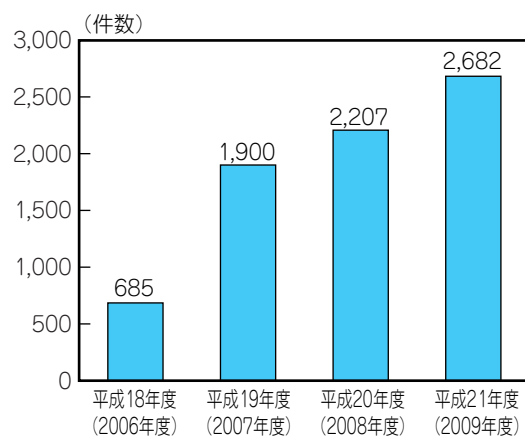
(4) 相談等の対応状況

● 高齢者相談（総合相談支援）件数の増加

地域包括支援センターにおける高齢者相談（総合相談支援業務）件数は、平成21年度（2009年度）は2,682件となっており、平成18年度（2006年度）と比べると約3.9倍に増加しています。本相談は地域の高齢者相談業務の核を担っており、高齢化に伴い今後も増加が見込まれます。

資料：『吹田市高齢者福祉事業概要』

図Ⅱ-1-10【総合相談支援業務の件数】



● 配偶者等からの暴力（DV）相談

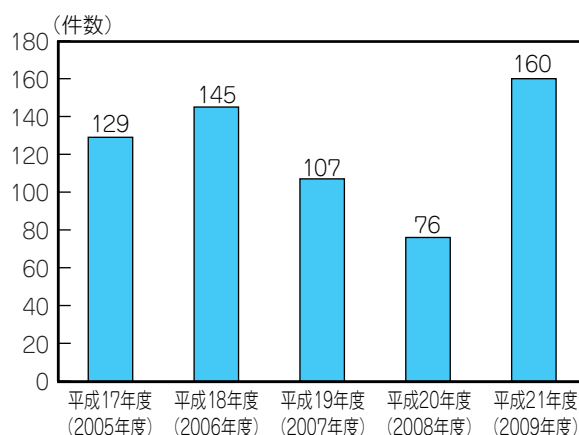
配偶者等からの暴力（DV）相談件数は、平成21年度（2009年度）は160件で、平成20年度（2008年度）に比べて大幅に増加しています。

※件数は、男女共同参画室と男女共同参画センターにおける相談件数です。

電話による相談を含みます。

資料：市 男女共同参画室

図Ⅱ-1-11【配偶者等からの暴力（DV）相談件数】

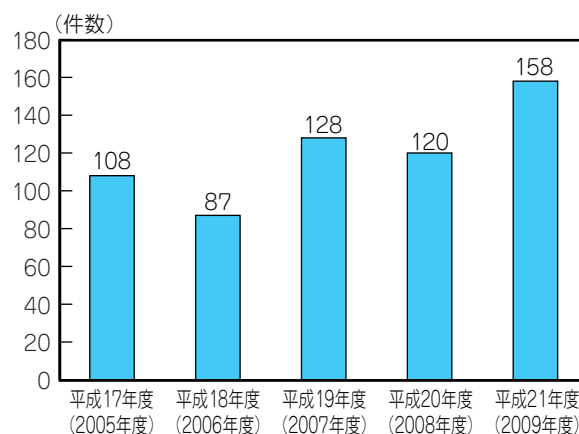


● 児童虐待相談件数の増加

児童虐待相談件数は、平成21年度（2009年度）は158件と、平成17年度（2005年度）に比べると約1.5倍に増加しています。平成16年（2004年）の児童福祉法、児童虐待防止法の一部改正により、市町村の役割が明確化されたことによるものと考えられます。

資料：市 こども政策室

図Ⅱ-1-12【児童虐待相談件数】



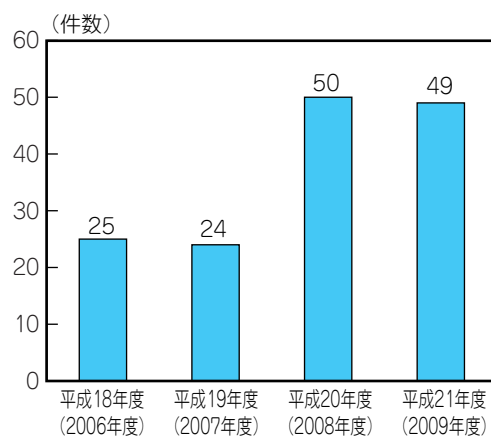
● 高齢者虐待の相談件数の増加

高齢者虐待の相談件数は平成21年度（2009年度）で49件となっています。高齢者虐待は介護の疲れや、認知症の無理解、生活の困窮などから発生します。いずれも虐待を早期に発見することが問題解決の近道となります。

平成20年（2008年）に高齢者虐待のパンフレットを作成し、高齢者虐待ネットワークを設置したことにより、関係者などに情報が周知され、相談件数が約2倍に増加しています。

資料：市 地域包括支援センター

図Ⅱ-1-13【高齢者虐待相談件数】



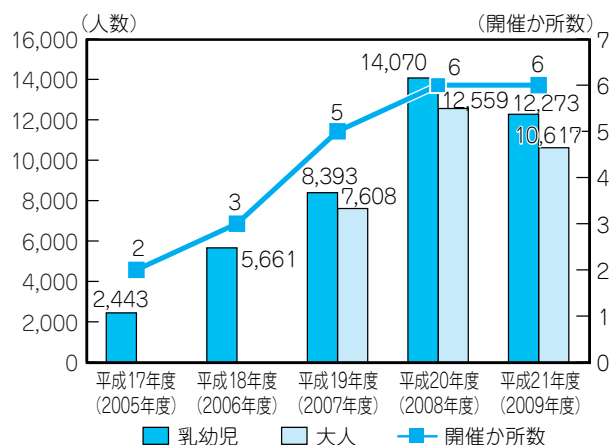
(5) 地域での活動状況

● 子育て広場*の参加者数の増加

子育て広場の参加者数は、平成21年度（2009年度）は22,890人（大人と乳幼児）で、開催か所数は6か所となっています。平成20年度（2008年度）に比べて参加者数が減少しているのは、新型インフルエンザの影響によるものです。平成26年度（2014年度）までに広場を12か所に増やす予定です。

資料：市 子育て支援課

図Ⅱ-1-14【子育て広場参加者数と開催か所数】

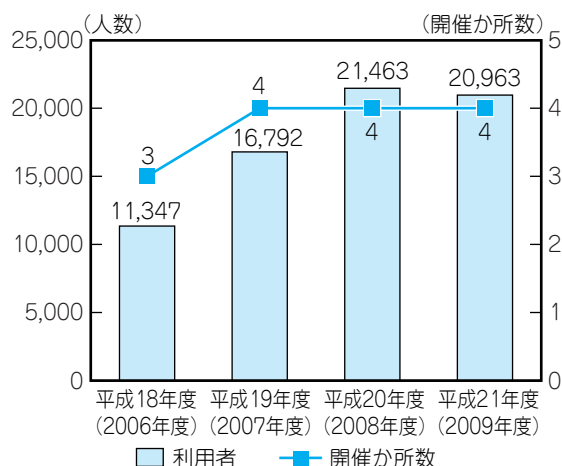


● ふれあい交流サロン*の参加者数の増加

ふれあい交流サロンの参加者数は、平成21年度（2009年度）は20,963人で、開催か所数は4か所となっています。平成18年度（2006年度）と比べて、参加者数、開催か所数ともに増加しています。気軽に利用できる世代間交流の場として、ゆったりとお茶を飲んだり、親子工作や料理教室なども行われています。

資料：市 高齢生きがい課

図Ⅱ-1-15【ふれあい交流サロンの参加者数】

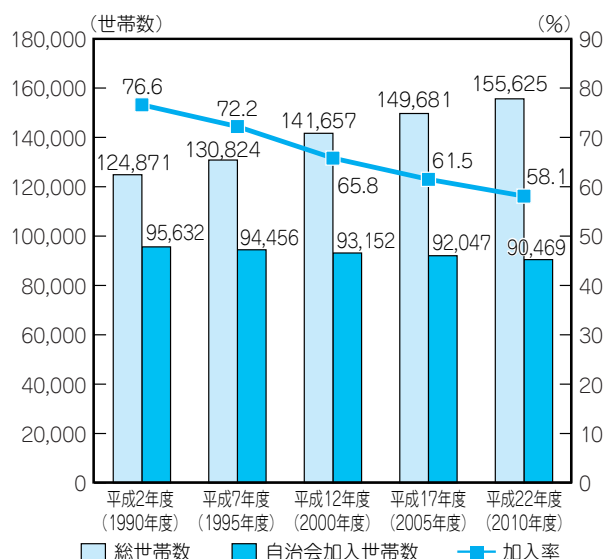


● 自治会の加入率の低下

自治会加入率は平成22年度(2010年度)では58.1%となっております。加入世帯数自体は微減で総世帯数が大幅に増加したことにより、自治会加入率自体は低下傾向にあります。今後なお一層自治会への加入が促進されるような取り組みを進めていく予定です。

資料：市 市民協働推進室(各年度4月1日現在)

図Ⅱ-1-16【自治会の加入世帯数と加入率】



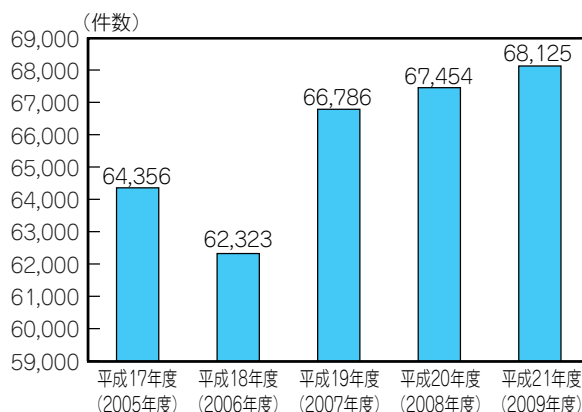
● 民生委員・児童委員の声かけ見守りの増加

民生委員・児童委員の声かけ見守り件数は、平成18年(2006年)から増加しています。少子高齢化が進む近年の状況から、地域住民の身近な相談者である民生委員・児童委員への期待も多く、職務が多様化しています。

平成22年(2010年)12月1日現在の民生委員・児童委員の実人数は489人(定数501人)となっています。

資料：市 福祉総務課

図Ⅱ-1-17【民生委員・児童委員の声かけ見守り件数】



2

「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」によって明らかになったこと

地域福祉は公民協働で展開され、特に地域福祉活動の担い手である住民の協力が欠かせません。しかしながら、地域からは「担い手の高齢化」「担い手不足」などの地域福祉活動を推進する上での課題や意見が頻繁に聞こえてきます。そこで、地域福祉活動の担い手である地区福祉委員、民生委員・児童委員、ボランティアの三者を調査対象にして、地域福祉活動を推進していく上で必要な条件整備についての実態及び意向を把握することにより、今後の地域福祉のあり方を検討するため本調査を実施しました。

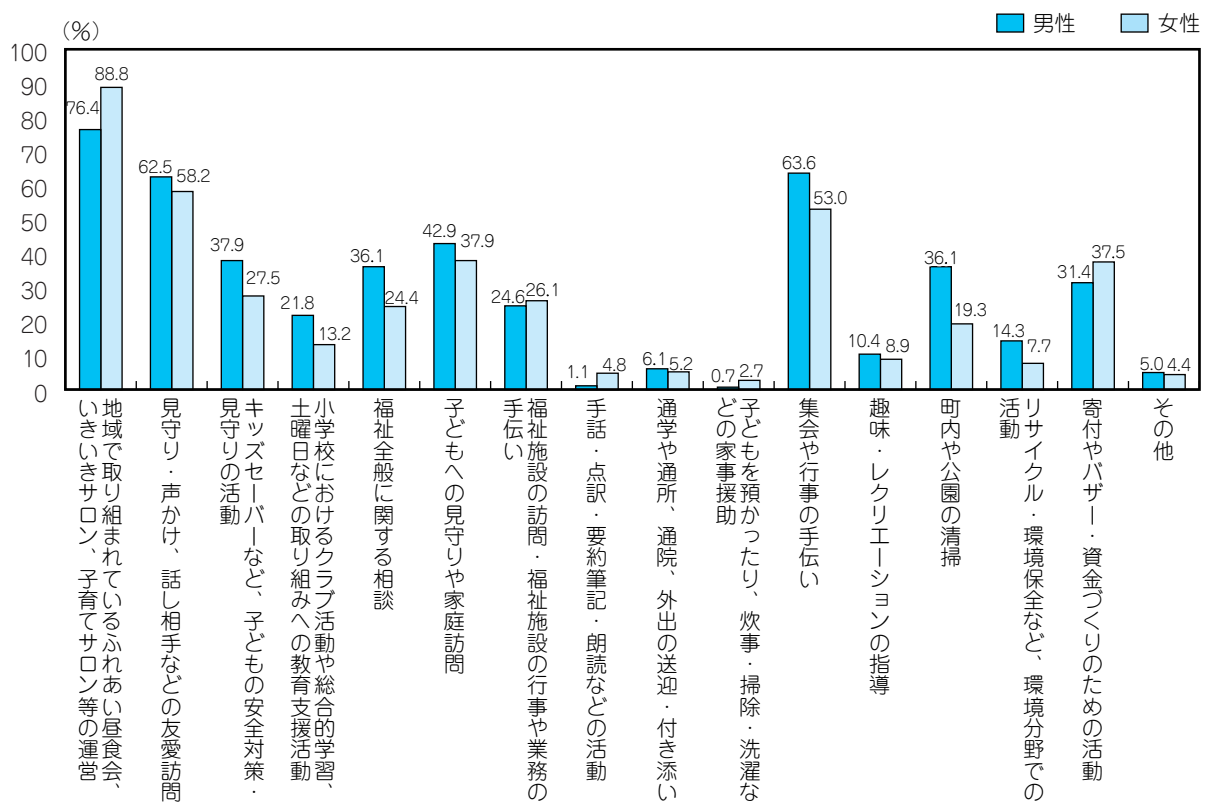
調査の時期は、平成21年(2009年)10月から11月までの期間としました。905人に回答を依頼し、うち806人から回答がありました。回収率は89.1%(806/905)です。

調査協力者の性別は、男性が35.2%(284人)、女性が64.4%(519人)です。性別未記入のため不明が0.4%(3人)います。年齢については、60歳以上が7割強となっており、地域福祉活動の担い手は、高齢者の比率が非常に高いといえます。

(1) 地域福祉活動の現状

① 地域福祉活動の内容

図Ⅱ-2-1 地域福祉活動の内容(複数回答) N=797

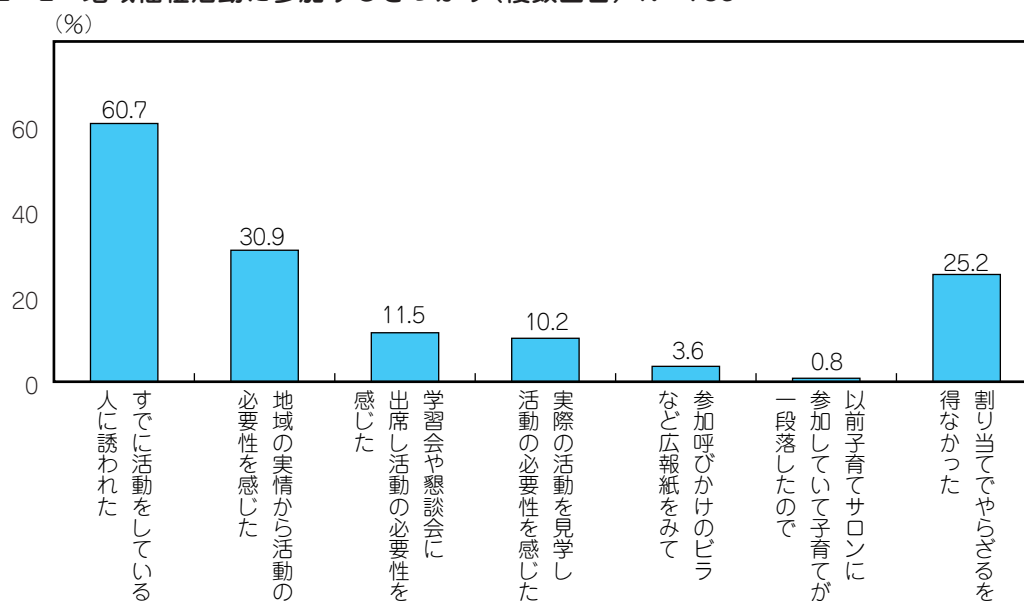


活動内容の特徴として、次のような活動は男性の参加率が女性に比べて相対的に高くなっています(図Ⅱ-2-1)。「集会や行事の手伝い」(63.6%)、「キッズセーバー*など、子どもの安全対策・見守りの活動」(37.9%)、「福祉全般に関する相談」(36.1%)、「町内や公園の清掃」(36.1%)、「小学校におけるクラブ活動や総合的学習、土曜日などの取り組みへの教育的支援」(21.8%)などです。男性への活動参加をよびかけていく場合、これらの活動例を具体的に紹介していくことが有効だと考えられます。

② 地域福祉活動に参加するきっかけ

地域福祉活動に参加するきっかけは(図Ⅱ-2-2)、「すでに活動している人に誘われた」が約6割と最も高くなっています。次いで「地域の実情から活動の必要性を感じた」(30.9%)、「学習会や懇談会に出席して活動の必要性を感じた」(11.5%)など、地域の現状を知ることが参加のきっかけとなっています。一方で「割り当てでやらざるを得なかった」が25.2%あります。

図Ⅱ-2-2 地域福祉活動に参加するきっかけ(複数回答) N=783



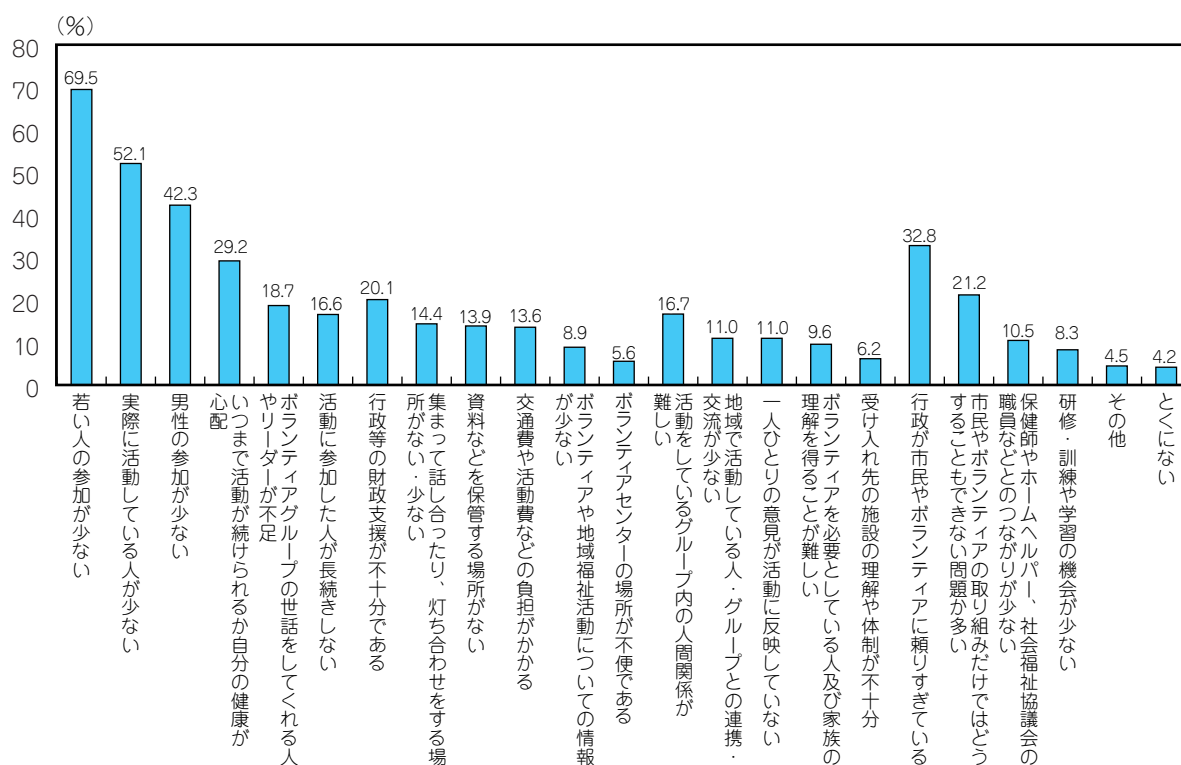
③ 地域福祉活動のなかで、日ごろ感じていることや困っていること・悩んでいること

地域福祉活動のなかで日ごろ感じていることや困っていること・悩んでいることをみると(図Ⅱ-2-3)、担い手の問題と行政との関係に関することが上位を占めています。

担い手の問題としては、「若い人の参加が少ない」(69.5%)、「実際に活動している人が少ない」(52.1%)、「男性の参加が少ない」(42.3%)など、活動の担い手不足が上位3つを占めています。また、3割近くが「いつまで活動が続けられるか自分の健康が心配」と答えています。

行政との関係では、「行政が市民やボランティアに頼りすぎている」(32.8%)、「行政等の財政支援が不十分」(20.1%)で、5人に1人が「市民やボランティアの取り組みだけではどうすることもできない問題が多い」(21.2%)と感じています。

図Ⅱ-2-3 地域福祉活動のなかで日ごろ感じていることや困っていること・悩んでいること
(複数回答) N=788



(2) 地域生活問題

① 日ごろ何とかしなければならないと思っていること

地域福祉活動をとおして、住んでいる地域で、日ごろ何とかしなければならないと思っていることの回答のうち、高い割合のものを順にあげると以下のとおりです。

- | | |
|--------------------------|-------|
| 1) ひとり暮らしの高齢者のこと | 62.1% |
| 2) 自治会や地域団体の役員のなり手が少ない | 61.4% |
| 3) ボランティアや福祉に関心のある人が少ない | 52.7% |
| 4) 介護が必要な高齢者のための入所施設が少ない | 47.8% |
| 5) 若い人と高齢者との世代間交流が乏しい | 46.4% |
| 6) 子どもの遊び場やスポーツをする場所が少ない | 39.2% |
| 7) 住民相互のまとまりや助け合いが乏しい | 37.4% |
| 8) 異年齢集団で遊ぶ子どもが少ない | 33.4% |
| 9) 高齢者夫婦世帯のこと | 32.9% |
| 10) 高齢者が安心して気軽に集える施設が少ない | 32.7% |

日ごろ何とかしなければならないと思っている課題のうち(図Ⅱ-2-4)、「福祉の課題」は高齢者に関する1)9)が高い割合でした。また、「制度や施設、サービスに関わること」のうち、4)10)も高齢者に関わる項目でした。「地域での交流に関すること」は2)3)5)7)と4項目あり、しかも上位5位以上に3項目が入っています。「地域での生活にとって基本的なこと」は子どもの遊びに関する6)8)が10位以内に入っています。障がいのある人に関わる項目は、「福祉の課題」の中の「障がい児・者がいる世帯のこと」が15.5%の割合であり、地域福祉活動に参加している調査協力者は、高齢者と子どもに対する関心の高いことがうかがわれます。

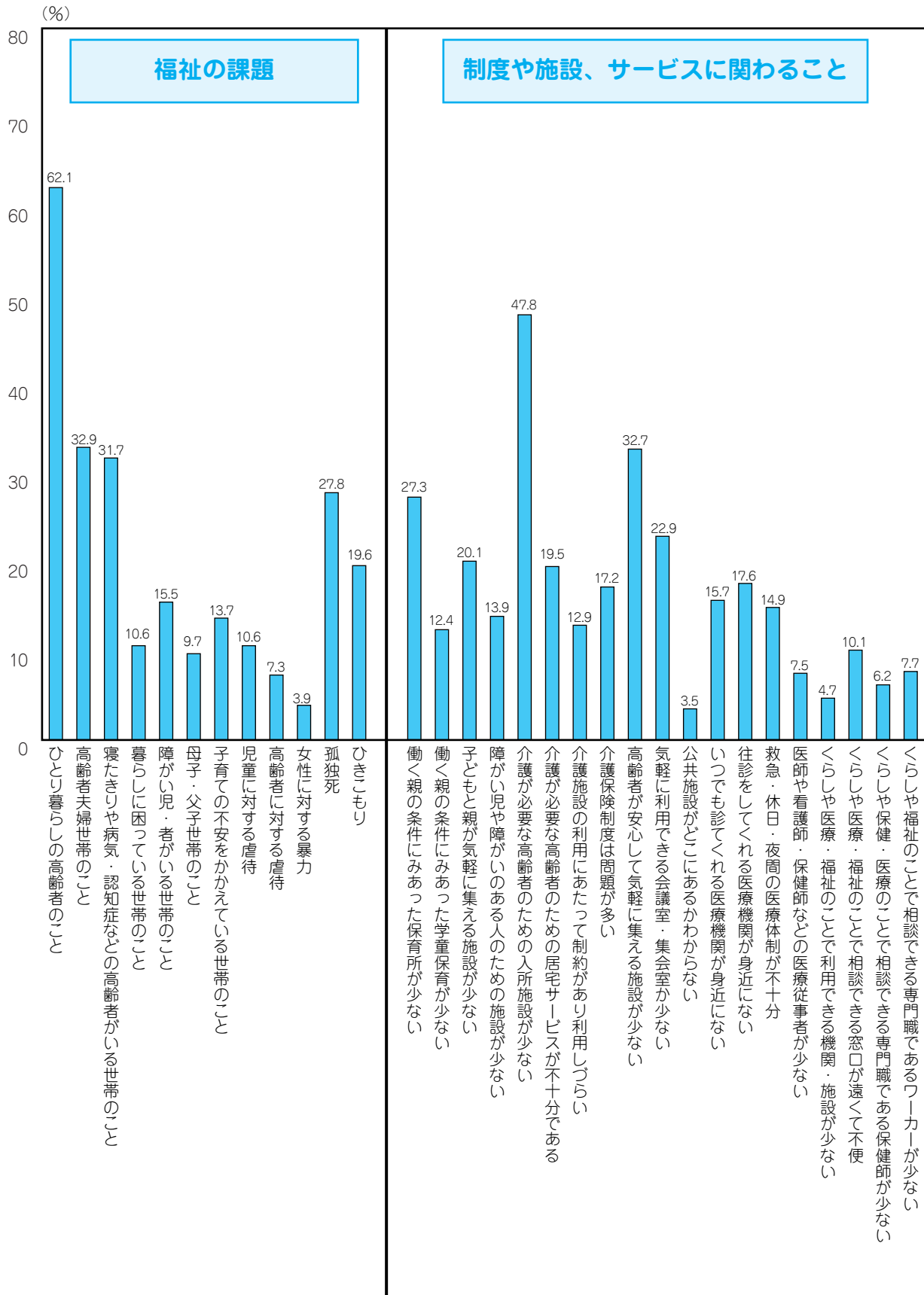
次に、課題別にみていくと、「福祉の課題」では「ひとり暮らしの高齢者のこと」(62.1%)、「高齢者夫婦世帯のこと」(32.9%)などが上位にあり、高齢者に関する課題に高い関心を持っていることが特徴です。そして、ひとり暮らしの高齢者にも関わる「孤独死」(27.8%)が続いています。

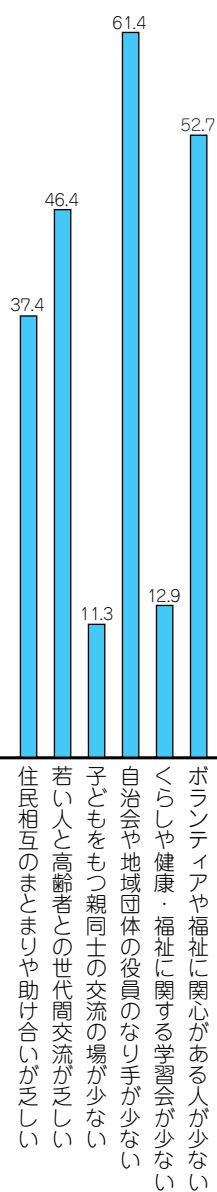
「制度や施設、サービスに関わること」については、「介護が必要な高齢者のための入所施設が少ない」(47.8%)、「高齢者が安心して集える施設が少ない」(32.7%)、「働く親の条件にみあった保育所が少ない」(27.3%)、「気軽に利用できる会議室・集会室が少ない」(22.9%)、「子どもと親が気軽に集える施設が少ない」(20.1%)が上位となっています。介護が必要な高齢者の入所施設や地域の集まりで気軽に利用できる施設が少ないことを指摘しているのが特徴となっています。

次に「地域での交流に関すること」を高いほうから順に並べると、「自治会や地域団体の役員のなり手が少ない」(61.4%)、「ボランティアや福祉に関心がある人が少ない」(52.7%)、「若い人と高齢者との世代間交流が乏しい」(46.4%)、「住民相互のまとまりや助け合いが乏しい」(37.4%)、「くらしや健康・福祉に関する学習会が少ない」(12.9%)、「子どもをもつ親同士の交流の場が少ない」(11.3%)となっています。地域福祉活動をとおして、住民交流や担い手不足の問題など、他の項目よりも高い関心を持っていることがわかります。

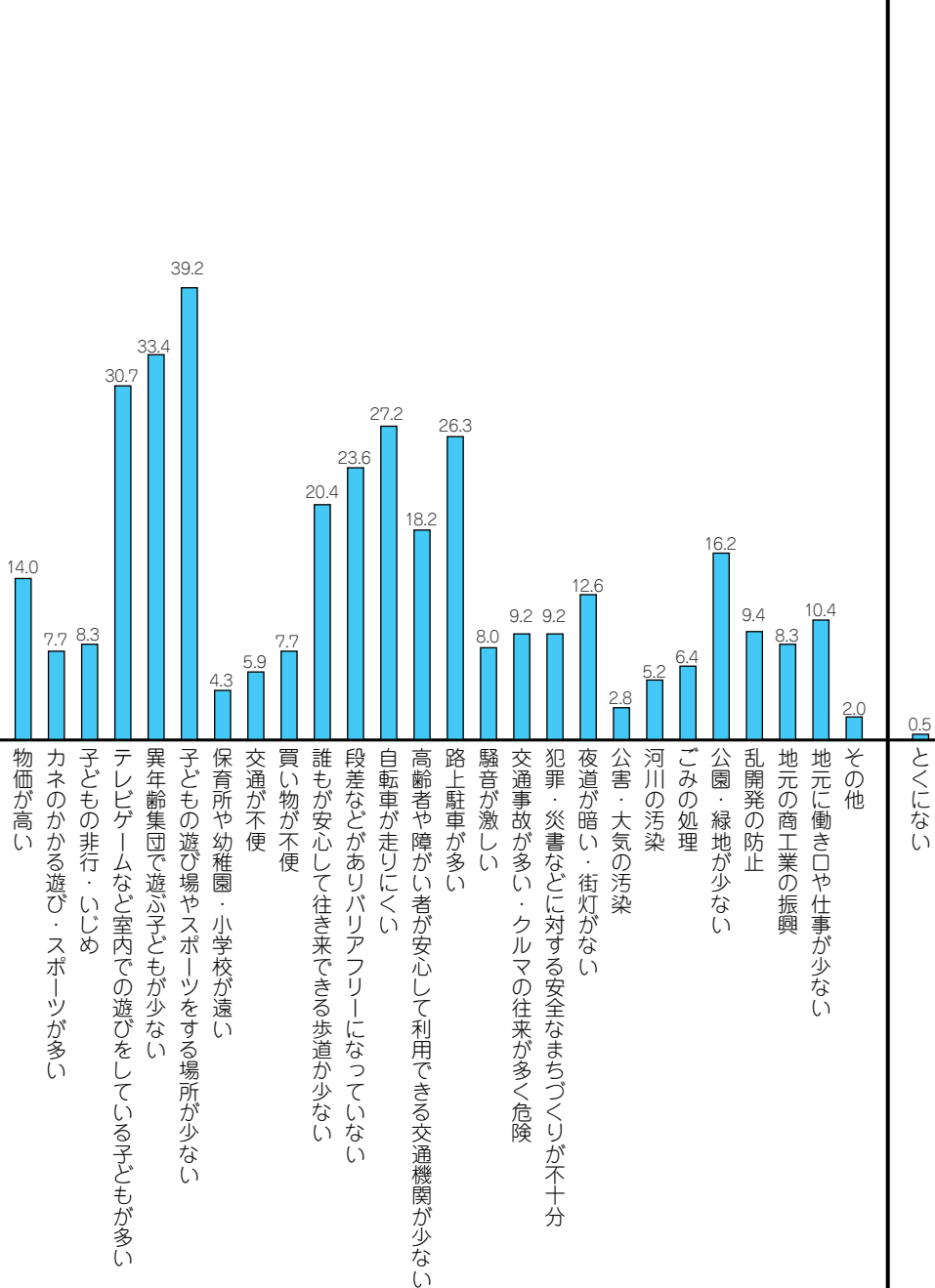
「地域での生活にとって基本的なこと」の上位をみると、「子どもの遊び場やスポーツをする場所が少ない」(39.2%)、「異年齢集団で遊ぶ子どもが少ない」(33.4%)、「テレビゲームなど室内での遊びをしている子どもが多い」(30.7%)が続き、子どもの遊びに関するものが上位を占めています。続いて、「自転車が走りにくい」(27.2%)、「路上駐車が多い」(26.3%)、「段差などがありバリアフリー*になっていない」(23.6%)、「誰もが安心して往き来できる歩道が少ない」(20.4%)があり、日常的な移動に関する内容が続いています。

図Ⅱ-2-4 日ごろ何とかしなければなっていないと思っていること（複数回答）N=791



地域での交流
に関すること

地域での生活にとって基本的なこと



② ひとり暮らし高齢者の具体的な課題

地域福祉活動をとおして、日ごろ何とかしなければならないと思っていることの中で、一番高い割合である「ひとり暮らしの高齢者のこと」について、回答者に具体的にどのようなことを課題だと思っているのが自由記述でたずねました。回答者のうち、具体的な内容について回答があった割合は44.8%でした。

自由記述で回答のあった「ひとり暮らしの高齢者のこと」の課題を類型化し、高い割合から並べると「見守り・声かけの充実」(25.0%)、「ひきこもりをなくす」(22.3%)、「病気になったときの対応」(15.0%)、「話し相手がいない」(12.7%)などがあがっています。

「その他」14.1%の内容をみると、ひとり暮らしなので「本人の情報がわかりづらい」「安心・安全カード*」の記入の協力が得られない」など、くらしの様子を把握することが難しく、加えて「生活能力の低下」も確認しづらく、「火の不始末」などのように近隣からの不安の声があがっています。これらの回答は、地域福祉活動に取り組んでいる立場から、ひとり暮らし高齢者への対応で困っている内容といえます。また、「民生委員・児童委員の任務の見直し」や「地域団体の連携」「土日・祝日に公的な場所に連絡がとりにくい」など、担い手や支える仕組みについての指摘もみられ、地域でくらしを支える担い手の不足や地域住民だけで支える限界をあらわしているといえます。

表Ⅱ-2-1 ひとり暮らし高齢者のことで日ごろ何とかしなければならないと思っていること(複数回答) N=220

何とかしなければならないと思っていること	該当者数	回答者数	(複数回答)													無回答
			話し相手がいない	見守り・声かけの充実	病気になったときの対応	体調の急変がわからない	災害時の対応	引きこもりをなくす	掃除が行き届かない	大型ゴミなどゴミ出しが大変	買い物が大変	生活全般	情報がわからないわがりにくい	火の不始末が心配	その他	
合 計	491 (100.0)	220 (44.8)	28 12.7	55 25.0	33 15.0	17 7.7	17 7.7	49 22.3	2 0.9	2 0.9	4 1.8	5 2.3	4 1.8	2 0.9	31 14.1	271 (55.2)

上段：人
下段：%

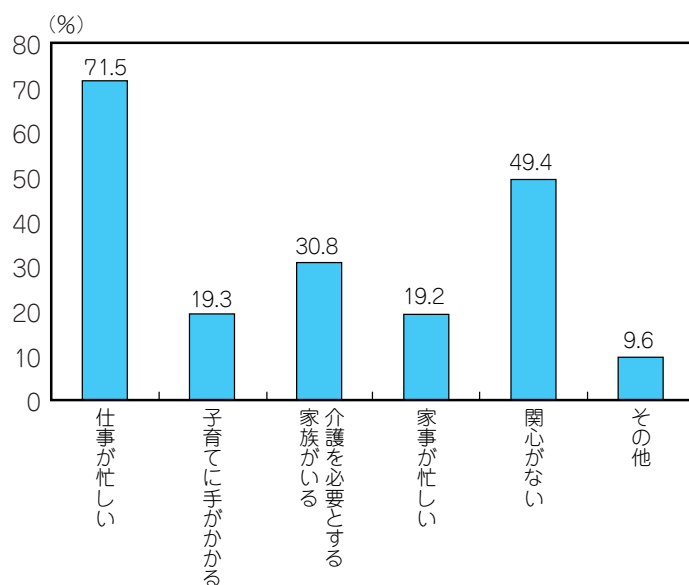
(3) 地域福祉活動推進の課題

① 担い手づくり

ア 活動の担い手としての参加を断られる理由

活動の担い手としての参加を断られる理由で最も多いのは、(図Ⅱ-2-5)「仕事が忙しい」で7割を超えています。次いで、「関心がない」が約半数を占めています。「介護を必要とする家族がいる」が約3割、「子育てに手がかかる」が約2割となっています。

図Ⅱ-2-5 活動の担い手としての参加を断られる理由(複数回答) N=698

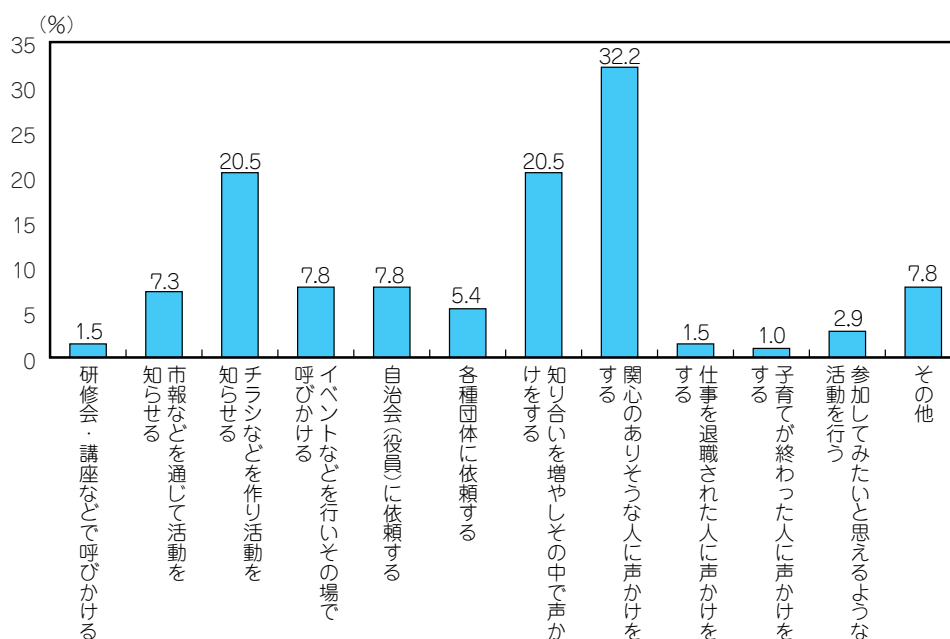


イ 担い手を増やす工夫

(ア) 現在していること

担い手を増やす工夫として現在していることを自由記述方式でたずねたところ、205人から回答がありました。その内容を類型化した結果(図Ⅱ-2-6)、「関心のありそうな人に声をかける」(32.2%)、「知り合いを増やしその中で声をかける」(20.5%)といった直接的な働きかけと、「チラシなどを作り活動を知らせる」(20.5%)が高い割合を示しています。次に「イベントなどを行いその場で呼びかける」(7.8%)、「自治会(役員)に依頼する」(7.8%)、などがあがっています。

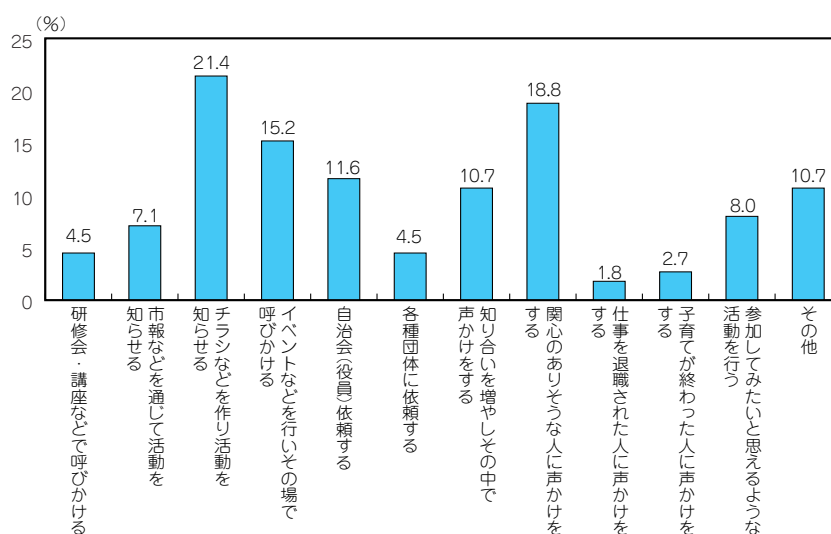
図Ⅱ-2-6 担い手を増やす工夫として現在していること(複数回答) N=205



(イ) 今後やりたいと思っていること

今後、担い手を増やすためにやりたいと思っていることを自由記述方式でたずねたところ、112人から回答がありました。回答内容を類型化したもので多かったのは(図Ⅱ-2-7)、「チラシなどを作り活動を知らせる」(21.4%)、「関心のありそうな人に声をかける」(18.8%)、「イベントなどを行いその場で呼びかける」(15.2%)などがありました。

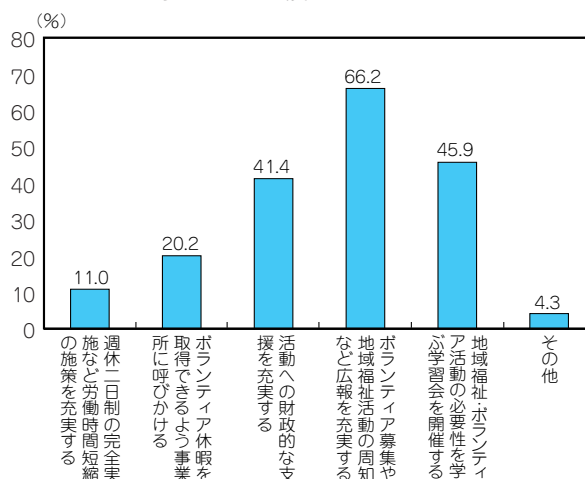
図Ⅱ-2-7 今後、担い手を増やすためにやりたいと思っていること(複数回答) N=112



ウ 担い手を増やすために必要な支援

担い手を増やすために必要な支援についてたずねたところ(図Ⅱ-2-8)、「ボランティア募集や地域福祉活動の周知など広報を充実する」が66.2%、「地域福祉・ボランティア活動の必要性を学ぶ学習会を開催する」が45.9%など、活動や活動の必要性を知らせたり、学んでいくことの大切さが指摘されています。「活動への財政的な支援を充実する」も4割を超えています。ボランティア休暇取得を事業所に呼びかけることは2割、労働時間短縮の施策充実は1割程度でした。

図Ⅱ-2-8 担い手を増やすために必要な支援(複数回答) N=628



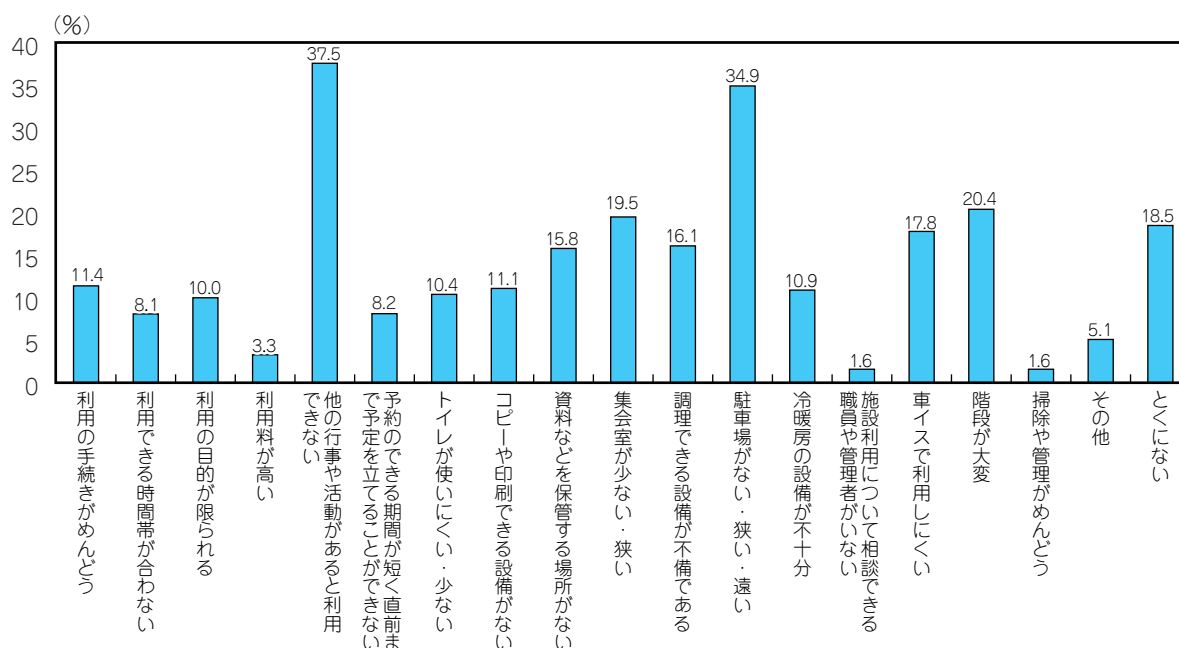
② 地域で集まったり話し合ったりする場所の困りごと

「利用している場所について感じている不便」の中で、上位の回答を並べると以下のようになります。

1) 他の行事や活動があると利用できない	37.5%
2) 駐車場がない・狭い・遠い	34.9%
3) 階段が大変	20.4%
4) 集会室が少ない・狭い	19.5%
5) 車イスで利用しにくい	17.8%
6) 調理できる設備が不備である	16.1%
7) 資料などを保管する場所がない	15.8%
8) 利用の手続きがめんどう	11.4%
9) コピーや印刷できる設備がない	11.1%

「他の行事や活動があると利用できない」の割合が高いのは、地域福祉活動を進める上で、集まったり話しあったりする場所が不足していることを示しています。「駐車場がない・狭い・遠い」「階段が大変」「集会室が少ない・狭い」「調理できる設備が不備である」「資料などを保管する場所がない」「コピーや印刷できる設備がない」などの設備に関する不便は、10%以上の回答となっています。場所の利用方法については、「利用の手続きがめんどう」が11.4%、「利用の目的が限られる」が10.0%でした。

図Ⅱ-2-9 利用している場所について感じている不便(複数回答) N=691



③ 専門職の配置

ア コミュニティソーシャルワーカー

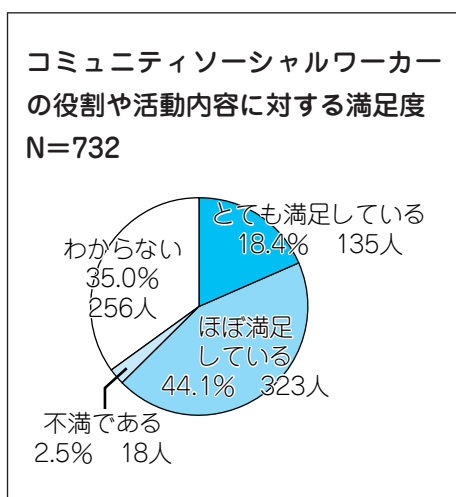
(ア) コミュニティソーシャルワーカーの役割や活動内容に対する満足度

「とても満足している」が18.4%、「ほぼ満足している」が44.1%であり、約6割強が満足していると答えています。一方で、「わからない」が35.0%を占めています。

(イ) コミュニティソーシャルワーカーの役割や活動内容で満足していること

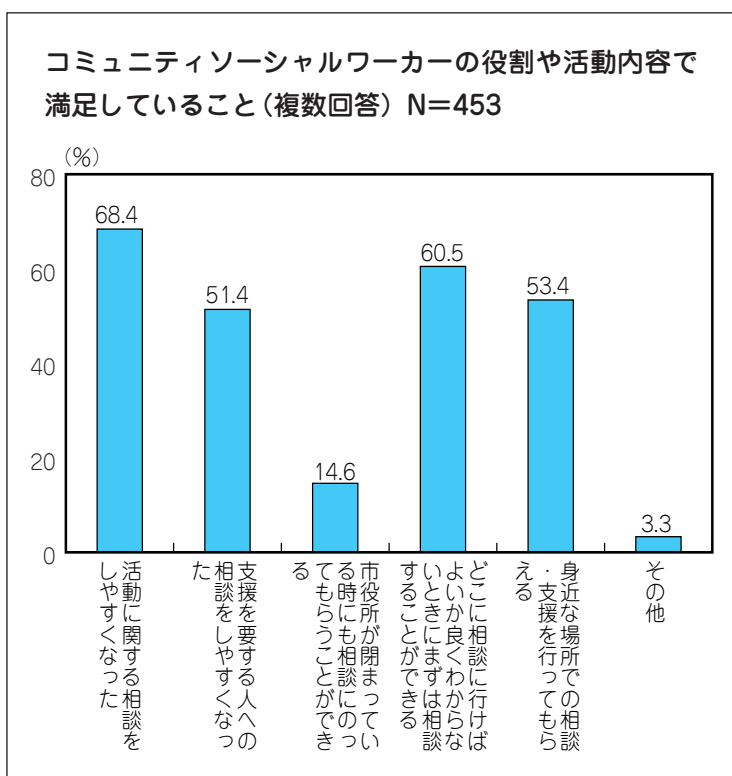
「とても満足している」「ほぼ満足している」と回答した人に、満足した事柄をあげてもらうと、「活動に関する相談をしやすくなった」(68.4%)、「どこに相談に行けばよいか良くわからないときでも、まずは相談することができる」(60.5%)、「身近な場所での相談・支援を行ってもらえる」(53.4%)、「支援を要する人への相談をしやすくなった」(51.4%)となっています。

図Ⅱ-2-10



回答者の6割強が「満足している」と答えている

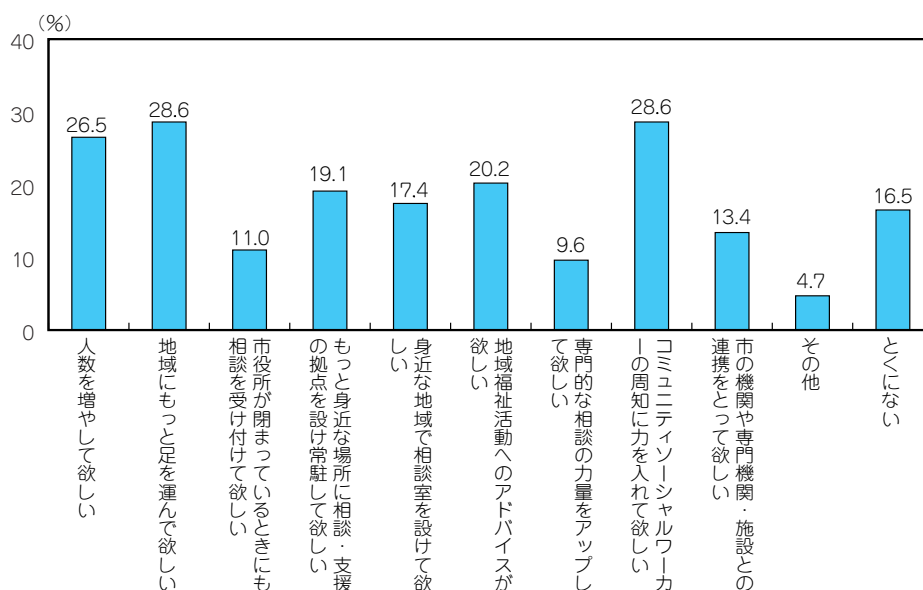
図Ⅱ-2-11



(ウ) コミュニティソーシャルワーカーに期待していること

「地域にもっと足を運んでほしい」、「コミュニティソーシャルワーカーの周知に力を入れてほしい」が28.6%、「人数を増やして欲しい」が26.5%、「地域福祉活動へのアドバイスが欲しい」が20.2%、「もっと身近な場所に相談・支援の拠点を設け常駐して欲しい」が19.1%、「身近な地域で相談室を設けて欲しい」が17.4%を占めています。

図Ⅱ-2-12 コミュニティソーシャルワーカーに期待していること（複数回答） N=665



イ ボランティアコーディネーター

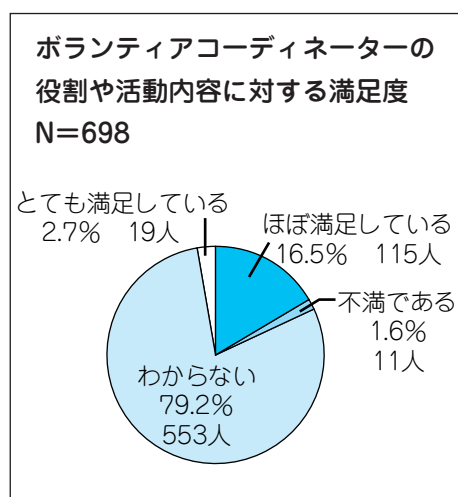
(ア) ボランティアコーディネーターの役割や活動内容に対する満足度

「わからない」が回答者数の79.2%を占めています。「ほぼ満足している」は16.5%、「とても満足している」は2.7%にとどまっています。

(イ) ボランティアコーディネーターの役割や活動内容で満足していること

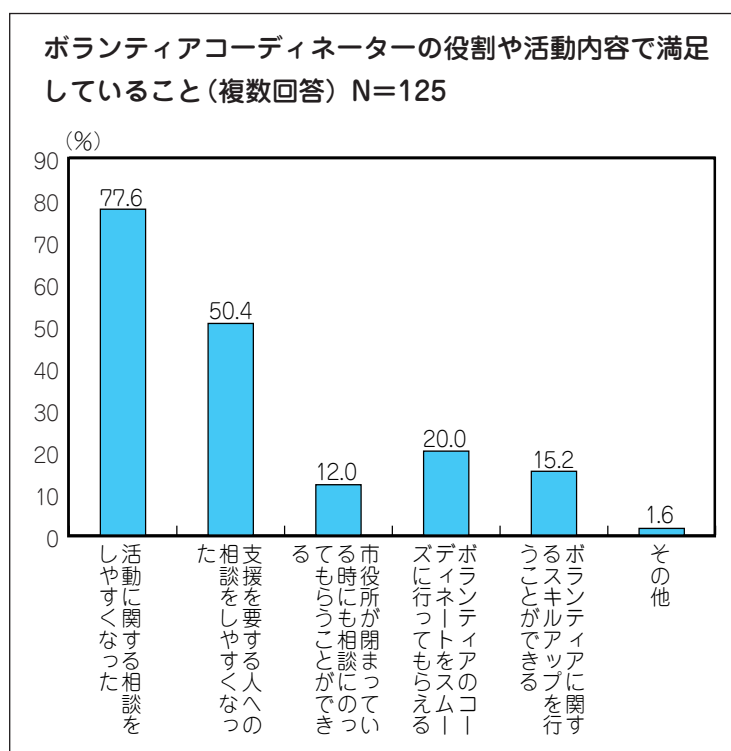
「とても満足している」「ほぼ満足している」と回答した方に、満足した事柄をあげてもらった結果、「活動に関する相談をしやすくなった」が77.6%、「支援を要する人への相談をしやすくなった」が50.4%となっています。

図Ⅱ-2-13



回答した人の8割弱が「わからない」と答えている

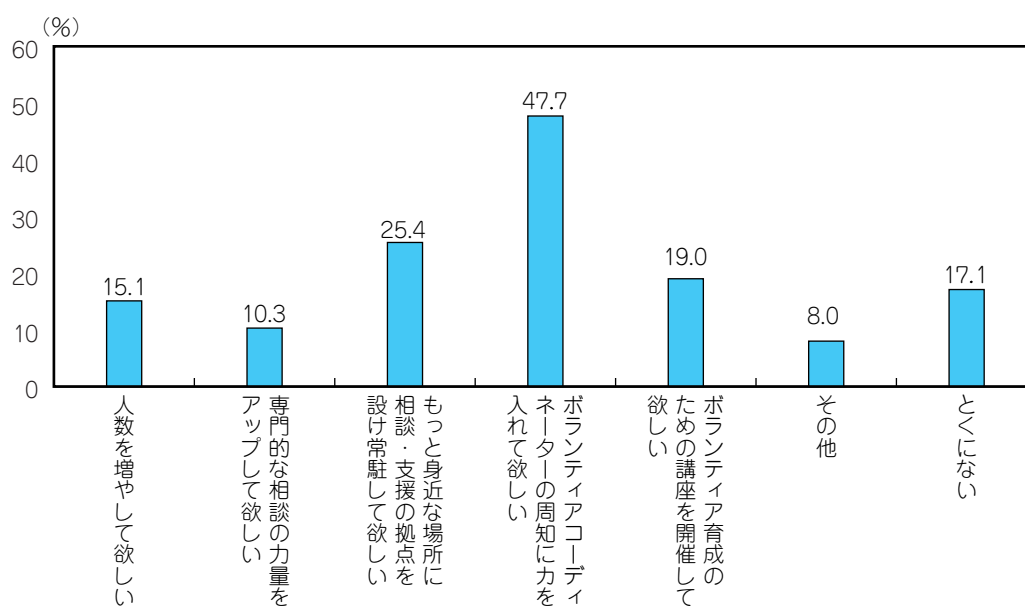
図Ⅱ-2-14



(ウ) ボランティアコーディネーターに期待していること

「ボランティアコーディネーターの周知に力を入れて欲しい」が47.7%、「もっと身近な場所に相談・支援の拠点を設け常駐して欲しい」が25.4%、「ボランティア育成のための講座を開講して欲しい」が19.0%、「人数を増やして欲しい」が15.1%となっています。

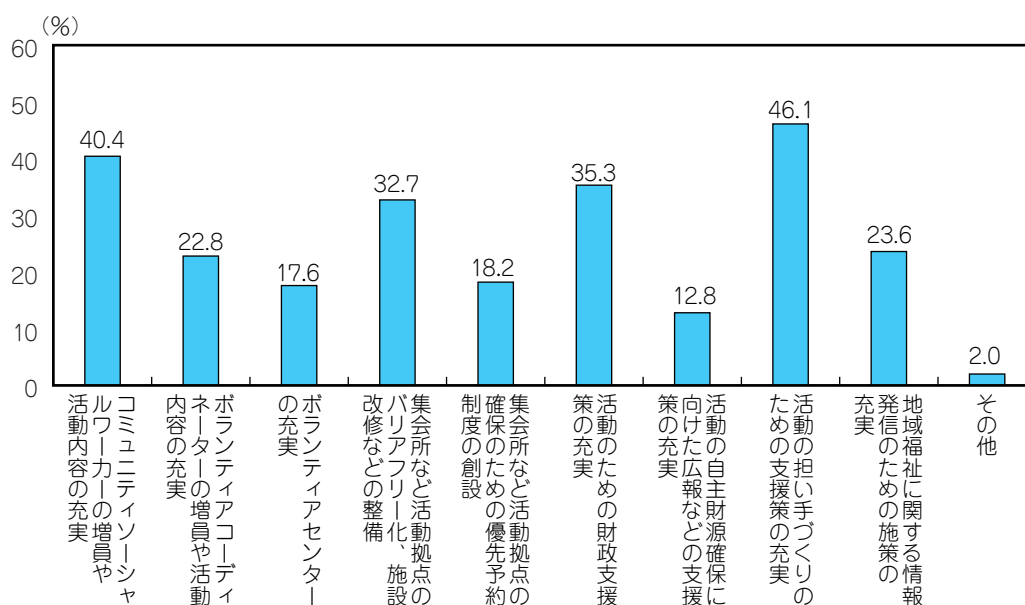
図Ⅱ-2-15 ボランティアコーディネーターに期待していること(複数回答) N=665



④ 地域福祉を推進するために必要と思うもの

「活動の担い手づくりのための支援策の充実」が46.1%、「コミュニティソーシャルワーカーの増員や活動内容の充実」が40.4%、「活動のための財政支援策の充実」が35.3%、「集会所など活動拠点のバリアフリー化、施設改修などの整備」が32.7%となっています。

図Ⅱ-2-16 地域福祉を推進するために必要と思うもの(複数回答) N=649



3 モデル地区の実践によって明らかになったこと

(1) モデル地区の設定

地域福祉推進の教訓や課題を明らかにするために、地域福祉活動を実践している地区福祉委員会を対象にモデル地区を設定(平成19年度〔2007年度〕に千一地区、平成20年度〔2008年度〕には佐竹台地区をモデル地区に指定)し、「すいた版・地域福祉」の確立をめざしています。地域福祉計画策定・推進委員会、社会福祉協議会及び市が連携して、モデル地区における地域福祉の詳細な進捗状況を経年変化で把握するとともに、行政サービスや諸制度及び住民の地域福祉活動によって、市民のくらしがどのように変化したかを明らかにします。そして、ほかの地区福祉委員会にその教訓と課題を紹介していくことで、吹田市全体の地域福祉の推進につなげていきます。

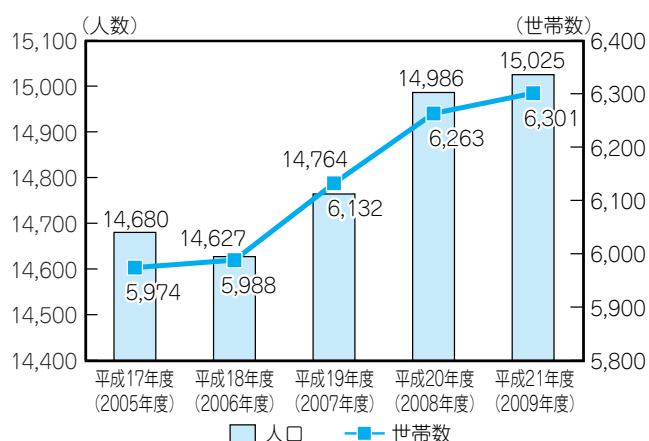
(2) 千一地区の現状

① 基礎データ

ア 人口・世帯数の移り変わり

人口、世帯数ともに、平成18年度(2006年度)以降、増加しています。平成21年度(2009年度)の人口は15,025人で、世帯数は6,301世帯になります。

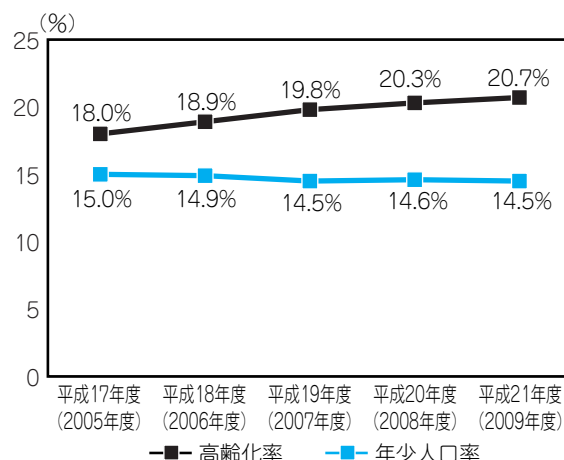
図Ⅱ-3-1【千一地区人口・世帯数】



イ 年少人口率及び高齢化率の変化

高齢化率は平成17年度(2005年度)から平成21年度(2009年度)にかけて2.7%増加し、年少人口率は0.5%減少しています。なお、平成21年度(2009年度)の市全体の高齢化率は19.6%、年少人口率は14.6%ですので、千一地区はやや少子高齢化が進んでいる地区になります。また、65歳以上の高齢者に占める後期高齢者の割合は、45.0%となっています。

図Ⅱ-3-2【千一地区の年少人口率・高齢化率】



② 地域福祉活動推進の条件整備

ア コミュニティソーシャルワーカーの人数

個別支援や地区福祉委員会活動を支援する「コミュニティソーシャルワーカー」が、平成18年度(2006年度)から配置されています。

平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度～ (2008年度)
1	1	2

イ 活動拠点

千一地区集会所
千一地区公民館
自治会館(5か所)

- 原会館
- 原四自治会集会所
- 天道集会所
- 荒池自治会館
- ダイヤパレスウィンドヒル集会所

ウ 助成金

- ・小地域ネットワーク活動補助金
- ・ふれあい交流サロン事業補助金により、千一地区「ほっとサロンちさと」を平成18年度(2006年度)から運営

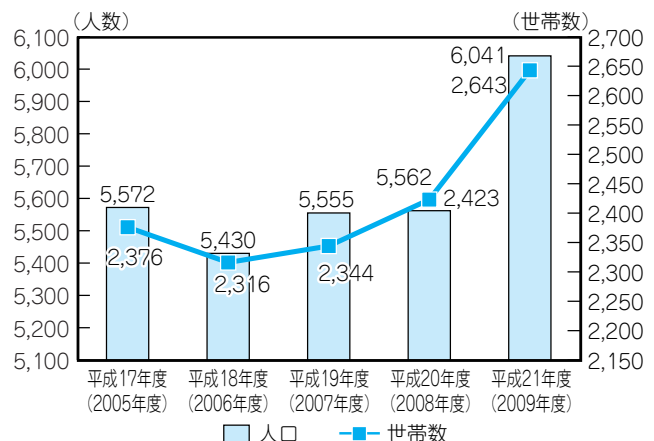
(3) 佐竹台地区の現状

① 基礎データ

ア 人口・世帯数の移り変わり

平成21年度(2009年度)の人口及び世帯数は6,041人、2,643世帯となっています。近年、佐竹台地区の集合住宅の建て替えの影響により、人口及び世帯数が増加しています。

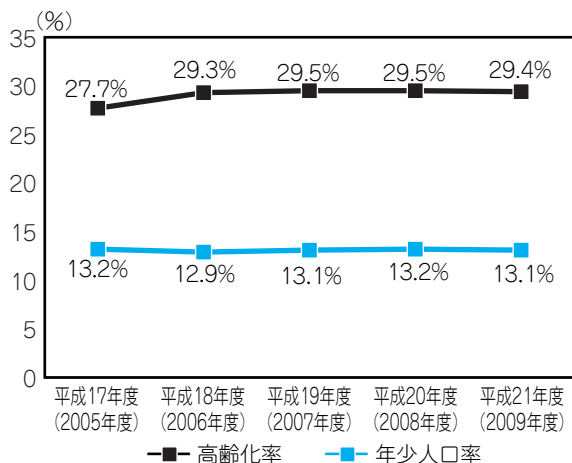
図Ⅱ-3-3【佐竹台地区人口・世帯数】



イ 年少人口率及び高齢化率の変化

高齢化率は平成17年度(2005年度)から平成21年度(2009年度)にかけて1.7%増加しました。年少人口率はほとんど変化がありません。平成21年度(2009年度)の市全体の高齢化率は19.6%、年少人口率は14.6%であり、市全体と比べると高齢化がかなり進んでいる地区ということになります。また、65歳以上高齢者に占める後期高齢者の割合は、平成21年度(2009年度)は49.3%となっています。

図Ⅱ-3-4【佐竹台地区の年少人口率、高齢化率】



② 地域福祉活動推進の条件整備

平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度～ (2008年度)
1	1	2

ア コミュニティソーシャルワーカーの人数

個別支援や地区福祉委員会活動を支援する「コミュニティソーシャルワーカー」が、平成18年度(2006年度)から配置されています。

イ 活動拠点

佐竹台市民ホール(平成19年度〔2007年度〕に建替え完了)

ウ 助成金

- ・小地域ネットワーク活動補助金
- ・高齢者ランチルームモデル事業*補助金により、同事業を佐竹台地区の高齢者いこいの間*で平成21年度(2009年度)から運営

(4) 地区懇談会の実施

平成21年度(2009年度)から地域福祉推進に必要な条件整備や課題を明らかにし、第2次地域福祉計画に盛り込むべき事項を検討するため、それぞれの地区で住民懇談会を実施しました。その懇談会で出た意見をまとめています。

千一地区住民懇談会での主な意見

- 千一地区は坂が多いため、足腰が弱くなった人は行事に参加することができません。地区集会所に数台の駐車場の整備を望みます。
- 地区の広報紙『ふれあい千里』にボランティア募集を行い、何件か応募がありました。
- ボランティアセンター及びコーディネーターについて周知したほうが良いと思います。
- 申込みも容易で使いやすい千一地区集会所は地域の宝です。このような施設が増えると地域福祉活動も推進すると思います。
- 関心がないという理由から、福祉に関する情報をあまり知らない人が多いです。課題に直面したときに、どうしてよいかわからず困る人も見かけます。
- 民生委員・児童委員の仕事といえば高齢者のことが主でしたが、最近では子どものことをはじめ、多くの仕事が増え全体的に負担が大きくなってきています。

佐竹台地区住民懇談会での主な意見

- 佐竹台サロンでは月に2回、コミュニティソーシャルワーカーによる相談会を行っていますが、うまく相談できない人もおり、どのように困りごとを把握できるかが課題です。
- コミュニティソーシャルワーカーが配置されて、日常で困ったことがあってもすぐに相談できるようになりました。もっと人数を増やし、広報にも力を入れてほしいです。
- 佐竹台では建て替えが進んでおり新しく移り住んで来られる人も多く、新しいコミュニティづくりが課題となっています。
- 地域福祉活動の担い手が不足しており、佐竹台通信(広報紙)の中で、ちょぼら(ちょっとしたボランティア)を募集しています。
- ふれあい昼食会などは女性の参加が多く、男性の参加者を増やしていくことが課題です。また、昼食会にケアマネジャーに来ていただいて、介護サービスに関する一口講話などを聞かせてもらっています。こういった福祉の専門的な話を聞ける場は大変貴重です。
- 自治会ではサポーター制度(もちつきサポーター等)を進めています。

(5) モデル地区からの学び

① 千一地区

千一地区福祉委員会の地域福祉活動は、ふれあい昼食会、いきいきサロン、配食サービス、子育てサロン等が行われていますが、参加者もしだいに増え、地域住民の中に確実に広がってきています。この活動の推進を支えているのは、以下のものです。

ア 集会所

旧幼稚園を活用した千一地区集会所は、地区福祉委員会の地域福祉活動の拠点施設であり、千一地区にある千一地区公民館とあわせて、重要な施設といえます。このような活動拠点の整備・充実が地域福祉活動活性化の決め手であるといえます。

イ ボランティア

福祉委員会は現在22名の役員で構成しており、委員会の中に専門部会があります。専門部会は、広報、世代間交流、ふれあい昼食会、いきいきサロン、子育て支援、見守り声かけ(配食)、援助・支援(子ども見守り)、安心・安全、ほっとサロンの9つで、ボランティアの延べ人数は167名になります。このように、多くのボランティアが組織的に統率された形で運営されており、福祉活動はスムーズに展開されています。

ウ ほっとサロンちさと

平成17年度(2005年度)に設置した「ふれあい交流サロン事業」の補助を受け、平成18年(2006年)9月から千一地区集会所内において「ほっとサロンちさと」はオープンしました。高齢者の外出支援、出会いと仲間探しのおしゃべりサロン等を目的に、実行委

員9名、接客を担当する専門部会員31名、ひきこもりアシストの専門部会員25名によって、毎週火曜日から土曜日の午前10時から午後4時の間に開催しています。メニューにはコーヒー・紅茶等があり、最近はトーストの提供も始めています。毎月第2土曜日の午前中には、ひきこもり高齢者交流と位置づけて招待しています。利用者は年々増え、平成21年度(2009年度)には、高齢者8,968人、高齢者以外947人、合計9,915人となっています。

このように盛況なサロンの存在によって、地域福祉活動をはじめとした情報の提供、また新しい地域福祉活動のスタッフの確保にもつながっています。

エ 広報活動

広報紙『ふれあい千里』を年4回(毎回 5,500部)発行し、自治会を通じて全戸配布をしています。それ以外に、ボランティアの協力で、自治会に入会していない家庭にも配布しています。内容は、福祉委員会のことだけではなく、地域の動きや行事予定など、住民が関心のあることを載せるように努力をしています。

また、千一地区では連合自治会を主体としたホームページも開設されており、毎日1,000件前後のアクセスがあります。ホームページには、連合自治会をはじめとして各種団体の紹介、地域での行事予定(公民館行事、体育振興行事、福祉委員会行事)などが掲載され、住民の情報源として役立っています。このように広報活動の充実が、活動参加者の幅と数の上で広がりを見せている理由の一つといえます。

オ コミュニティマップ

地域福祉活動の広報のさらなる充実を図ろうと、平成20年(2008年)にコミュニティマップを作成しました。千一地区内の集会所や公園で行われている地域活動の情報を掲載したマップを6,000部作成し、戸別配布しました。身近で行われている地域活動が一目でわかるようにとの思いで作成しています。

② 佐竹台地区

吹田市の一つの顔ともいえるニュータウンの状況把握のため平成20年度(2008年度)からモデル地区になっています。佐竹台地区の集合住宅の建て替えにより居住者の増加及び入れ替えが進んでおり、住民同士のヨコのつながりが特に大切になっています。

平成20年度(2008年度)、厚生労働省の社会福祉推進事業採択団体として「集合住宅における要介護者見守りシステム構築事業」の対象となり、居住者のアンケート調査を実施し、そこから出されてきた住民要求に基づいて活動を展開しています。

ア 集会所

佐竹台地区には、2階建ての佐竹台市民ホールが当地区の中央あたりに改築され、活発に利用されています。この市民ホールが福祉委員会の活動拠点となっていますが、市民ホール運営委員会において地区福祉委員会の活動を年間行事予定に組み込んでおり、市民ホールを優先的に利用させてもらっています。市民ホール運営委員会において、福祉委員会の活動が積極的に位置づけられていることが活動をスムーズに実施できる条件になっています。

イ 佐竹台サロン

さきほどの居住者アンケート（回収数394人）結果の中で、「あったらいいと思うサービス」の回答として、「気軽に相談できる場」が16.0%、「地域で集える場」が11.2%と上位を占めていました。このアンケート結果をきっかけに、住民の憩いと交流の拠点として「佐竹台サロン」が、平成21年（2009年）4月、OPH佐竹台の集会室にオープンしました。

毎週月曜日から金曜日の正午から午後4時までの、昼間独居*の方などが孤立しがちな時間帯に開催しています。34名のスタッフで運営しており、お茶、コーヒーを提供しています。一日あたり10人から30人の方が来られています。

サロンでは、居住者の方の交流や様々な情報交換の場となっています。月に2回、コミュニティソーシャルワーカーによる「福祉なんでも相談室」を開設し、福祉関係の相談に応じる体制を整えています。

ウ おひさまルーム

佐竹台は集合住宅の建て替え工事が進行しています。地元住民と施工業者との話しあいを実施され、歩道の拡幅等も実現してきていますが、その一環として吹田市にマンション施主より子育て支援施設に使用してほしいとの申し出があり、1階1戸分のスペースを市施設として寄贈を受けました。この施設は、平成22年（2010年）4月から佐竹台地域交流室「おひさまルーム」としてオープンしており、佐竹台地区福祉委員会も子育てサロンの開催場所として利用しています。また、大阪大学の学生や地域住民の協力も得ながら、楽しい活動が展開されています。民間事業者協力の典型ともいえるもので、このような活動の展開は参考になるといえます。

エ ランチルーム

佐竹台地区では高齢者の食生活の充実と積極的な外出を促すため、高齢者ランチルームモデル事業を行っています。運営は佐竹台地区の高齢クラブ*が行っています。参加対象は75歳以上の方が対象であり、ひとり暮らしであるかどうかは問いません。ランチルームは週に1回行っており、1回の定員は10人ずつとなります。参加希望者は多く、順番待ちの状態が続いています。一食あたりの経費は700円で、350円は参加者の自己負担となります。

ランチルームへの男性の参加は比較的多いです。献立の要望も多く寄せられ、目の前で揚げてくれる天ぷらが人気のようです。担い手の方たちはこの行事をとて楽しんで行っていることから、参加者の皆さんもランチルームの日を心待ちにしているようです。

オ 専門スタッフや専門ボランティアの協力

ふれあい昼食会などに参加した人に有益なお話を提供できないだろうかとの考えで、近隣の高齢者福祉施設のスタッフに、高齢者福祉の実情などについて話題提供をしてもらっています。最近では、ボランティアとして介護の専門家であるケアマネジャーから、制度利用等のアドバイスをいただいています。

このように専門スタッフを活動協力者として得ることが、各種催しを充実することにつながっているといえます。

4

地域福祉市民フォーラム(ワークショップ)によって
明らかになったこと

平成22年(2010年)2月13日に「一緒に考えませんか 5年後のすいたの地域福祉」をテーマに地域福祉市民フォーラムを社会福祉協議会との共催で開催しました。参加者数は延べ136人でした。フォーラムは次のとおり3つのテーマに分かれて、10グループによるワークショップ形式で行いました。

- 障がいのある人が暮らしやすいまちづくり (2グループ)
- 子育てしやすいまちづくり (4グループ)
- 高齢者が暮らしやすいまちづくり (4グループ)

フォーラムで出された意見の中から主な課題について、公民協働の視点から住民が取り組めること、市や社会福祉協議会が取り組むことを整理しています。

(1) テーマ全体に関わる部分について

① 余暇を気軽に過ごすことができる場づくり

- 自分の地域を調べて、余暇を過ごせる居場所づくりに協力する。
- 支援を必要とする人や家族が安心でき、あらゆる人が交流できる場所になるように努める。

- 学校施設や商店街の空き店舗などを活用し、身近で集まって話しあうことで、不安感や孤立感を解消し、地域の人間関係を深められる場を提供してほしい。
- 地域福祉活動を推進する団体の会議室等の優先利用について検討してほしい。
- 支援を必要とする人の送迎用の駐車場を整備してほしい。

障がいのある人は、特に土日・祝日に居場所がなく、余暇を安心して過ごせる場所を求めています。

- のついた意見は「住民が取り組めること」
- のついた意見は「市や社会福祉協議会に望むこと、取り組んでほしいこと」
(以下同様)

② コミュニケーションや福祉意識

住民の一人ひとりが地域に関心を持ち、支えあいの輪を広げることが求められています。

- お互いこまめに声かけ、あいさつをするなど、常に地域でつながりを持つ。
- 自治会、地区福祉委員、民生委員・児童委員などの地域団体が一体となって連携する。
- 自治会の加入やファミリー・サポート・センター*の会員になるなど、地域福祉活動に積極的に参加する。
- 地域で「くらしの問題対策会議」を結成し、PTAやこども会などの地域団体によびかける。
- 電球の交換や買い物など、ちょっとしたボランティアを行う。

- 地域で自然なコミュニケーションが習慣化するまで啓発活動を続けてほしい。
- 市職員が帰宅したときは地域のリーダーになってほしい。

職員には高い福祉意識が求められます。

③ バリアフリー

- 住民自身でまちを見歩き、危険な箇所の点検と不便さを知り、福祉マップをつくる。
- 自転車置き場、自動車放置禁止地域の見回りなどを行う。

- 気軽に外に出られるよう歩道や車道などを整備してほしい。
- まちの案内板などを見やすくしてほしい。

④ 相談支援

- 地域の方が積極的、意識的に支援を必要とする人に声をかけて、すぐに市や社会福祉協議会へ知らせる。
- ボランティアセンターの講座などを活用し、傾聴のテクニックを磨く。

- 土日・祝日も市役所や社会福祉協議会を開いてほしい。また、身近で相談できる窓口がほしい。
- なんでも110番相談窓口を設置してほしい。
- 行政の関係部局がヨコのつながりを持ち、連携してほしい。
- 地域のくらしに必要な情報を提供し、相談できる場を定期的に設けてほしい。

身近で気軽に相談できる存在としてCSWがあげられます。

⑤ 情報共有

情報を共有することで、地域ぐるみの見守り体制も強化されます。

- 近所で連絡網を整備し、情報を共有しあう。
- 支援を必要としている人の情報を地域で共有し、災害時に備える。

- 個人情報の共有制度を確立し、市と地域福祉活動の担い手（民生委員・児童委員等）で地域住民の名簿を共有する。

⑥ 担い手づくり

- ボランティアの推薦を地域でする。
- 支援を必要とする人にも、協力できる部分で支援する側になってもらうようお願いする。

- ボランティアの広報、周知の徹底。
- 有償ボランティア制度をつくってほしい。
- ボランティアや地域福祉活動リーダーを育成してほしい。
- あらゆる人が地域活動に関心を持つような福祉の啓発を行ってほしい。

自分のできる範囲での支援が
ごく自然に行われる社会づく
りが必要です。

⑦ その他

- 地域のさまざまな活動団体による防災活動の一本化を図る。

公民協働のもと、職員も地域
に目を向ける必要があります。

- 歩いて行ける場所にショッピングセンターや病院を整備してほしい。
- 地域福祉の現場に、行政ももっと目を向けてほしい。
- 福祉巡回バスやコミュニティバスの本数やルートを増やしてほしい。
- 地域間で格差のない生活環境を整備してほしい。

(2) 障がいのある人への支援について

① 心のバリアフリー

- 障がいのある人も気軽に参加できる行事(昼食会など)を日常的に行う。
- 幼児など早い段階でいっしょに遊ぶ機会や交流会を行う。
- 障がいのある人に対する意識を見つめなおす。

- 障がいについての講習会や勉強会を、身近で平日だけでなく土日・祝日にも身近な場所で開いてほしい。
- 職員の意識向上を図ってほしい。
- 小中学校と支援学校との交流を強化してほしい。

② 雇用対策

- 市役所での雇用を広げてほしい。また、地域における作業所も増やしてほしい。
- 大企業だけでなく、中小企業や福祉事業所においても障がい者雇用を取り組むよう促してほしい。

(3) 子どもへの支援について

子育て、子育ての環境整備

- 公園などの子どもの遊ぶ場所をキレイにし、マナー向上を啓発する。
- 子育て、子育ての研修や講演に積極的に参加する。

- 子どもの居場所づくりを進めてほしい。
- 緊急時に身近で子どもを預けられる、または医療を受けられる環境を整備してほしい。

(4) 高齢者への支援について

元気に活躍する場の提供

- 自治会や学校などで行われる催し物への参加を促し、積極的に地域での活動に参加する。
- 健康診断に毎年参加し、介護予防を意識した生活をする。

- 各種講座(認知症サポーター制度など)を平日夜間、休日に開催してほしい。
- 散歩ルートを整備してほしい。

コ ラ ム

街かどデイハウス*

住宅街の一画、山田市場のとある民家へ送迎の自動車が到着。雨の中、68歳から94歳までの市民が続々と集まってきました。ここでは、週に3日、自宅を街かどデイハウス「みどりの家」として開放して10年近くになります。高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう、日帰りの介護予防を行い、おいしいお昼ごはんやお茶におやつを用意しています。

朝は転倒予防体操。地域の方がスタッフとして参加し、声をかけながらみんなでからだを動かします。今日は、ほかにも手芸や歯みがき指導を中心としたメニューを行っていました。



お昼はかにと枝豆の絹寄せしょうがあんかけ、白和え、いかの磯辺焼きなど5品。白和えのにんじんや菊菜は敷地の菜園で取れたものを使用。最も身近な地産地消です。



ここならみんなで食べるからでしょうか、「食事がおいしい」と、笑顔がこぼれます。

地域のみなさんは、街かどデイハウスを通じて「住み慣れた場所に暮らし続けたい」という高齢者の思いを支えています。

5 行政評価・市民評価の取り組みによって明らかになったこと

(1) 行政評価・市民評価の目的

第1次吹田市地域福祉計画がどのような施策展開をしているか把握し、本計画の目標である「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」がどの程度達成されているかを確認するために進行管理を実施しています。

(2) 行政評価・市民評価の方法

平成18年度(2006年度)と平成20年度(2008年度)では評価方法が異なり、評価指標を3段階評価から5段階評価へ変更しています。また、市民評価実施者を11名から70名に増員しています。

※本評価は隔年で実施しています。

表Ⅱ－5－1 平成18年度(2006年度)、平成20年度(2008年度)行政評価・市民評価基準等の比較

年 度	平成18年度(2006年度)	平成20年度(2008年度)
評価基準 (行政評価)	各項目(施策の方向)に沿って、詳細に目標を設定し、その達成度を点数化した。	平成18年度(2006年度)に同じ
評価基準 (市民評価)	行政評価と同じ目標を、市民の目線から評価していただき、その達成度を点数化した。評価にあたっては、地域福祉計画に関わる事業の実績(各年で作成)及び行政評価を参考にしてもらった。	平成18年度(2006年度)に同じ
評価指標	達成度による A(3点)～C(1点)の3段階評価	達成度による AA(5点)～C-(1点)の5段階評価
市民評価実施者	吹田市地域福祉計画推進委員会委員 11名(うち市民公募委員2名)	・吹田市地域福祉計画策定・推進委員会委員 (うち市民公募委員4名) 15名 ・吹田市民生・児童委員協議会地区委員会委員長 及び主任児童委員連絡会代表 22名 ・吹田市社会福祉協議会地区福祉委員会委員長 33名
行政評価実施者	庁内40室課及び社会福祉協議会	庁内44室課及び社会福祉協議会
行政評価・市民 評価の平均点	行政評価(2.7点) 市民評価(2.1点)	行政評価(3.9点) 市民評価(3.2点)

表Ⅱ-5-2 吹田市地域福祉計画に関わる事業に対する行政評価・市民評価

平均点及び差(平成18年度〔2006年度〕・平成20年度〔2008年度〕)

		平成18年度(3段階)			平成20年度(5段階)		
		行政評価	市民評価	差	行政評価	市民評価	差
(1) 地域福祉活動推進の条件整備	1) コミュニティソーシャルワーカーの計画的配置	3.0	2.6	-0.4	4.0	4.1	0.1
	2) ボランティアコーディネーターの配置	3.0	2.5	-0.5	4.0	3.2	-0.8
	3) 立ち寄りやすいボランティアセンターづくり	2.0	2.1	0.1	3.0	2.8	-0.2
	4) 広域コミュニティ施設の整備	3.0	2.3	-0.7	4.0	3.1	-0.9
	5) 地区公民館・地区市民ホール等の整備	3.0	2.2	-0.8	5.0	3.1	-1.9
	6) 身近な地域での自治会集会所の整備への支援	3.0	2.2	-0.8	4.0	3.2	-0.8
	7) 既存施設の福祉的活用の促進	2.8	2.2	-0.6	4.3	3.2	-1.1
	8) 地域福祉活動の財政支援策の充実	2.6	2.3	-0.3	4.2	3.4	-0.8
(2) 地域福祉活動への参加の促進	9) 男性や団塊の世代が参加できる地域福祉活動のメニューの充実への支援	3.0	2.0	-1.0	4.0	3.0	-1.0
	10) ボランティア休暇の充実に向けた啓発	—	1.0	—	—	1.9	—
	11) 青少年の地域活動やボランティア活動への参加の促進	2.5	2.2	-0.3	3.5	3.1	-0.4
	12) 当事者の地域福祉活動への参加の支援	3.0	2.1	-0.9	4.0	3.2	-0.8
	13) 大学との連携による地域福祉活動の促進	2.5	2.0	-0.5	3.5	2.8	-0.7
	14) 商店街のコミュニティ形成機能を活かした取り組みへの支援	3.0	1.4	-1.6	4.0	2.9	-1.1
	15) 地域福祉活動のための情報発信	2.8	2.3	-0.5	4.3	3.5	-0.8
	16) 人権意識・福祉意識の向上	2.9	2.3	-0.6	4.3	3.4	-0.9
(3) 地域で活動する諸団体の活動への支援	17) 社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援	3.0	2.7	-0.3	4.0	3.9	-0.1
	18) 民生委員・児童委員活動への支援	3.0	2.3	-0.7	4.0	3.7	-0.3
	19) 自治会を中心とした地域活動への支援	3.0	2.3	-0.7	4.5	3.7	-0.8
	20) ボランティア・NPO等の地域活動への支援	2.0	1.9	-0.1	4.0	3.1	-0.9
	21) 当事者組織の活動への支援	2.5	2.0	-0.5	3.5	3.2	-0.3
	22) 専門機関との連携・ネットワーク強化への支援	2.8	2.1	-0.7	4.0	3.4	-0.6
	23) 地域福祉活動団体間の交流への支援	3.0	2.1	-0.9	4.0	3.5	-0.5
	24) 福祉サービスの利用に関する情報提供の充実	2.6	2.1	-0.5	3.9	3.3	-0.6
(4) サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク	25) 保健・福祉の相談・支援体制の充実	2.5	2.0	-0.5	3.8	3.5	-0.3
	26) 福祉サービスの利用に結びついていない要支援者への相談・支援体制の充実	2.5	2.1	-0.4	4.0	3.2	-0.8
	27) 福祉サービス利用者の権利擁護の推進	2.0	2.1	0.1	3.5	2.9	-0.6
	28) 福祉サービスの質の確保	2.0	1.4	-0.6	3.0	2.6	-0.4
	29) 総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて	2.7	1.9	-0.8	4.0	3.2	-0.8
	30) 健康づくり事業と身近な地域での保健・介護予防事業の推進	2.5	2.0	-0.5	4.0	3.5	-0.5
	31) 地域医療体制の整備	3.0	2.3	-0.7	4.0	3.2	-0.8
	32) 地域における子育て支援の充実	2.5	2.0	-0.5	3.5	3.5	0.0
(5) 保健・医療、社会福祉制度の充実	33) 子育てを支援し合えるまちづくりの推進	3.0	2.3	-0.7	4.0	3.6	-0.4
	34) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援	2.8	2.1	-0.7	4.1	3.1	-1.0
	35) 働くこと・育てることの両立への支援	2.0	2.0	0.0	3.0	3.0	0.0
	36) 障がいのある人と共に生きる社会に向けた啓発・交流活動の推進	2.5	1.9	-0.6	3.5	2.9	-0.6
	37) 障がいのある人を支える福祉サービス等の充実	2.0	1.8	-0.2	3.0	2.8	-0.2
	38) 高齢者の地域での生活を支援するサービス・施設の整備	3.0	2.0	-1.0	4.5	3.6	-0.9
	39) 高齢者の社会参加・生きがい事業の推進	2.7	2.4	-0.3	4.3	3.6	-0.7
	40) 新しい課題を抱える人々への支援	2.6	1.8	-0.8	3.9	3.0	-0.9
(6) 関連施策の充実	41) セーフティネットの構築	2.3	2.0	-0.3	4.0	3.5	-0.5
	42) サービス利用のための低所得者対策の充実	2.8	2.2	-0.6	4.0	3.3	-0.7
	43) 暮らしの基盤である雇用・就労の支援	3.0	2.3	-0.7	4.2	2.9	-1.3
	44) 休日・休暇の拡充の促進	3.0	1.9	-1.1	4.0	3.1	-0.9
	45) 高齢者・障がいのある人向け住宅の確保	3.0	2.1	-0.9	4.0	2.8	-1.2
	46) 高齢者・障がいのある人向け住宅改造助成	2.5	2.2	-0.3	3.5	3.4	-0.1
	47) 誰もが安全でバリアのない交通環境・まちづくり	2.5	1.7	-0.8	3.5	3.0	-0.5
	48) 移動手段の充実	3.0	2.2	-0.8	4.0	3.2	-0.8
地域福祉計画の推進に向けて	49) 児童・生徒に対する福祉教育の推進	3.0	2.2	-0.8	5.0	3.5	-1.5
	50) 地区公民館事業と地域福祉活動との協力・連携	2.5	2.1	-0.4	3.5	3.3	-0.2
	51) 生涯スポーツの振興	2.0	2.1	0.1	3.0	3.3	0.3
	52) 地域に密着した商業振興	3.0	2.0	-1.0	4.0	2.9	-1.1
	53) 「まちの縁側」づくりへの支援	3.0	2.6	-0.4	4.3	3.3	-1.0
	54) 子どもの遊び場所・居場所の充実	3.0	2.2	-0.8	4.5	3.2	-1.3
	55) 安全対策(防災・防犯)の充実	2.4	2.0	-0.4	3.8	3.1	-0.7
	56) 住民参加による地域福祉計画の進行管理	2.0	2.2	0.2	4.0	3.3	-0.7
地域福祉計画の推進に向けて	57) 地域福祉を推進する部署の充実	3.0	2.6	-0.4	4.0	3.5	-0.5
	58) 市の関係部署間の連携・協力	2.0	2.1	0.1	3.0	3.0	0.0
	59) 行政職員の意識向上と地域との連携	3.0	2.0	-1.0	4.0	3.1	-0.9
	60) 関係機関・団体等との連携	2.5	2.0	-0.5	3.5	3.5	0.0
合 計 点		157.8	125.0	-32.8	229.9	191.2	-38.7
平 均 点		2.7	2.1	-0.6	3.9	3.2	-0.7

※ 10) ボランティア休暇の充実に向けた啓発の行政評価については未評価のため、市民評価の点数を合計点に含めておりません。

(3) 評価結果

平成18年度(2006年度)、平成20年度(2008年度)とともに市民評価の平均点が行政評価よりも低くなっています。これは、評価実施者である市民に地域福祉計画に関わる事業の周知が十分でなく、評価をしにくい点があったためと思われます。

※以下は主に平成20年度(2008年度)行政評価・市民評価に重点を置いた意見抽出をしています。



計画的に進行しており、評価が高い項目。

(行政評価・市民評価がともにそれぞれの平均点よりも著しく高い)

- 1) コミュニティソーシャルワーカーの計画的配置
- 17) 社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援
- 19) 自治会を中心とした地域活動への支援
- 38) 高齢者の地域での生活を支援するサービス・施設の整備
- 39) 高齢者の社会参加・生きがい事業の推進
- 49) 児童・生徒に対する福祉教育の推進

行政評価・市民評価の主な意見

- CSWが各ブロックに2名配置されたので、相談ごとや連絡がしやすくなった。
- 社会福祉協議会や地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動への支援が充実している。
- 自治会、高齢クラブなどへの助成を通じて、地域での交流、活性化が図られている。
- 地域密着型サービスが各地域で、徐々に整備されてきている。
- 地域で行われているいきいきサロンや生きがい事業を通じて、元気な高齢者の居場所は充実してきている。
- 年々、ボランティアセンターによる福祉教育を行う小中学校が増えてきている。すぐに効果は出ないが、福祉に対する意識に良い影響があるのではと思う。



評価が低く、改善が求められている項目

(行政評価・市民評価がともにそれぞれの平均点よりも著しく低い)

- 3) 立ち寄りやすいボランティアセンターづくり
- 10) ボランティア休暇の充実に向けた啓発
- 28) 福祉サービスの質の確保
- 35) 働くこと・育てることの両立への支援
- 37) 障がいのある人を支える福祉サービス等の充実
- 58) 市の関係部署間の連携・協力

行政評価・市民評価の主な意見

- ボランティアセンターがどのような施設か周知しきれていない。身近な場所へのボランティアセンターの設置が必要である。
- ボランティア休暇を推進する事業がない。
- 福祉サービスの質を確保するオンブズパーソン制度の周知が不十分である。
- 待機児童対策や時間外保育などの対策を進めることが必要である。
- 障がいのある人の在宅生活、地域生活を支えるサービスなど、施設の不足をはじめとして難題が多い。
- 地域福祉を推進するための、市の関係部署間の連携が不十分である。



行政と市民で評価が異なり、対応が求められている主な項目

(行政評価が平均点より高く、市民評価が平均点よりも低い)

- 5) 地区公民館・地区市民ホール等の整備
- 9) 男性や団塊の世代が参加できる地域福祉活動のメニューの充実への支援
- 14) 商店街のコミュニティ形成機能を活かした取り組みへの支援
- 34) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援
- 43) くらしの基盤である雇用・就労の支援
- 45) 高齢者・障がいのある人向け住宅の確保
- 52) 地域に密着した商業振興

市民評価の主な意見

- 公民館は年におおむね1館ずつ整備されているが、各館のバリアフリー化が求められている。エレベーターがないので高齢者や障がいのある人が行事に参加しにくい。
- さまざまな講座が行われているが、団塊の世代が積極的に参加するという姿勢は見られない。参加を促すような工夫が必要であるし、福祉の意識をもっと高める必要がある。
- 商店街にコミュニティ活性化のまちづくりへの支援が図られているが、もっと多くの商店街が支援されることを望む。
- 児童虐待や障がいのある子どもについて、悩みを持つ保護者や子どもの悲痛な声を地域福祉活動の中で拾うこともある。地域と各専門機関の連携が必要である。
- 雇用・就労については、行政と企業の連携がもっと必要である。雇用対策について地域性を考慮したものが検討できないか。障がいのある人や母子家庭の就労状況が改善されているとは感じられない。
- 高齢者、障がいのある人向けの住宅供給数が不十分である。高齢化率が高い地域の住宅問題についての不安が大きい。
- 商業振興の支援は図られてきているが、まちおこし、地域おこしへの市民の巻き込みがもっと必要だと思う。
- 地域に食料品店などがなくなり、高齢者にとっては不便になっている。高齢者や障がいのある人への買い物支援のあり方について研究すべきである。

できることから一歩ずつ ～感謝のカタチ～

多くの人でにぎわう佐竹台サロン。「今住んでいるこの地域が好きやから、もっとみんなに知ってほしいし、好きになってほしいねん。そのために自分ができることは協力していきたいし、それでみんなにとって住みやすい地域になったら一番ええわ」。そう語るのは民生委員・児童委員で地区福祉委員でもある中内 弘さん。中内さんは市民になって30年。現在住居がある佐竹台には、平成21年（2009年）に移り住んだ。

地域のことをよりよくしていこうと「思う」きっかけはどういったことだったのだろうか。中内さんのお話を詳しく伺うことにした。

「大阪で生まれて、4つのときに戦争が終わった。家族は親父の実家、徳島に帰ろうとしてんけど、親父の兄弟が多すぎて帰られへんかった。結局、おかんの実家の山陰（余部鉄橋付近）に住むことになった。戦後すぐやったし、わらを敷くだけの電気も台所も、トイレも風呂もないところに住んだこともあったけど、必死に生きた。けど地域には受け入れてもらわれへんかって…おかんが必死で親父や子どもを守とったのがわかった。そんなこともあって、小さいころから“おふくろにいい思いをさせないまでも、この子を育ててよかったわと思わせたい”とずっと心に思っとった」

「学生時代はとにかくお金がなかった。飯ごうでご飯を炊いて、おかずがないからみんなでかき集めた12円と学生証を市場で出したら、おばちゃんが漬物をくれた。パンの耳は週に1回売る日があり、学生は行列ができるほど並んどった。そろた下駄を履いたことなんてほとんどないわ。他の人が割れて片方ほるのをもらって履いとった。服も学生服しかあらへんし、ジャンパーとか着とる人がうらやましかった。物が何も無い時代やったからこそ、人にされた親切はすごく心に響く。自分が今まで病気もなく働いてこられたんは、目には見えない人の善意があった。そのおかげで生きてこられたんやと思う」

「会社で人事担当のとき、不思議な社員がおった。親がおれへん、弟の学費を払っとる、逃げた親父の借金を払い続けとる、だれもが逃げ出したくなるような状況でも屈せず頑張っとった。『なんで、耐えられんねん？』と聞いたら、そいつは少林寺拳法やっとな。その教えは“半ばは自分の幸せを、半ばは他人の幸せを”（半分は自分の幸せを願い、もう半分は他人の幸せを願う）というもんや。なるほどと共鳴したわ。わしの信念である“まず自分が楽しんで、ほかの人もしっしょに楽しもうや”のベースになったなあ」



「おふくろを吹田によんだんやけど、慣れへんかって結局山陰でひとり住まいをしとった。そのときに助けてもらったんが民生委員さんやった。おかげさまで、今は特養に入っとる。いろいろな人の親切や思いやりがあったわ」

「おふくろを吹田によんだんやけど、慣れへんかって結局山陰でひとり住まいをしとった。そのときに助けてもらったんが民生委員さんやった。おかげさまで、今は特養に入っとる。いろいろな人の親切や思いやりがあったわ」

関わってきた多くの人への感謝の気持ちが、中内さんを「一人で生きているのではなく、支えあって生きている」と感じさせ、地域福祉への熱い「思い」の下地になったに違いない。

～62ページに続く～

Ⅲ

第2次吹田市地域福祉計画の基本方向

Ⅲ 第2次吹田市地域福祉計画の基本方向

1 目標と目標達成の仕組み

(1) 計画の目標

第2次地域福祉計画においても、第1次地域福祉計画の目標を継承します。

「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」

地域に住むだれもがいきいきと輝き、安心して暮らしていけるまちづくりを推進することから、このような目標を設定します。

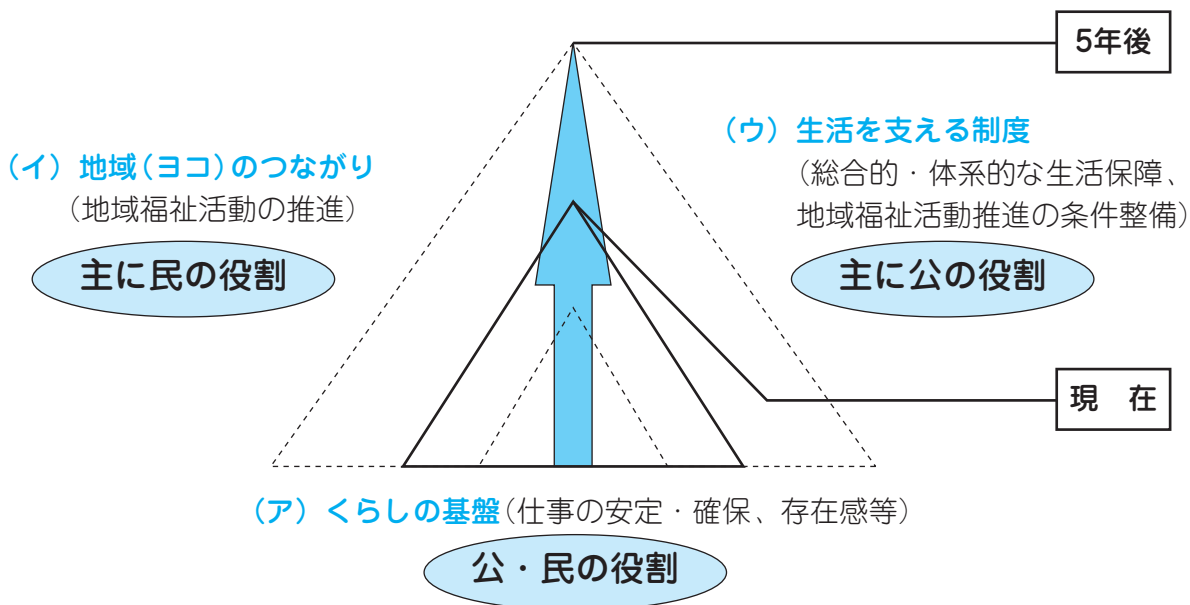
具体的な目標としては、次の目標を掲げます。

- 健康の保持・増進
- 社会的孤立の解消
- 安心・安全な地域生活

(2) 目標達成の仕組み

図Ⅲ-1-1 目標達成の仕組み

目標：いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり



目標達成の仕組みは図Ⅲ－1－1のとおり、「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」といった目標を三角形の頂点の延長線上に位置づけ、この頂点をより高くし、目標に近づけていくことをめざします。そのためには、三角形の底辺(土台)の「(ア)くらしの基盤(仕事の安定・確保、存在感等)」、左辺の「(イ)地域(ヨコ)のつながり(地域福祉活動の推進)」、右辺の「(ウ)生活を支える制度(総合的・体系的な生活保障、地域福祉活動推進の条件整備)」、それぞれの充実・発展が必要となります。

(ア) のくらしの基盤とは、くらしを維持していく上で基本となるものです。くらしは世帯単位で営まれ、生計中心者及びその家族の仕事(労働)が安定・確保され、人間的な労働条件になっていることで充実します。また、くらしの基盤というのは個人が社会的な役割を担うことで、存在感が見出されている状態にあるということでもあります。

(イ) の地域(ヨコ)のつながりとは、くらしを支える条件のことです。家族・隣近所・地域社会などにおいて、対話・交流からはじまって互いに励まし助けあう関係のことを意味します。日常的な協力・共同の取り組みの中心は、地域住民による助けあい活動である地域福祉活動といえます。

(ウ) の生活を支える制度とは、市民のくらしをより豊かにしていくために、国・自治体によって整備された社会的共同生活手段・サービスのことです。その具体的な内容は、地域住民による地域福祉活動の推進・発展が可能となるようなヒト・モノ・お金・情報に関する条件整備、保健・医療、教育・スポーツ、住宅、生活環境、社会福祉制度等です。

以上、3つの要素(条件)がそれぞれ充実・発展していくことによって、目標は達成されます。

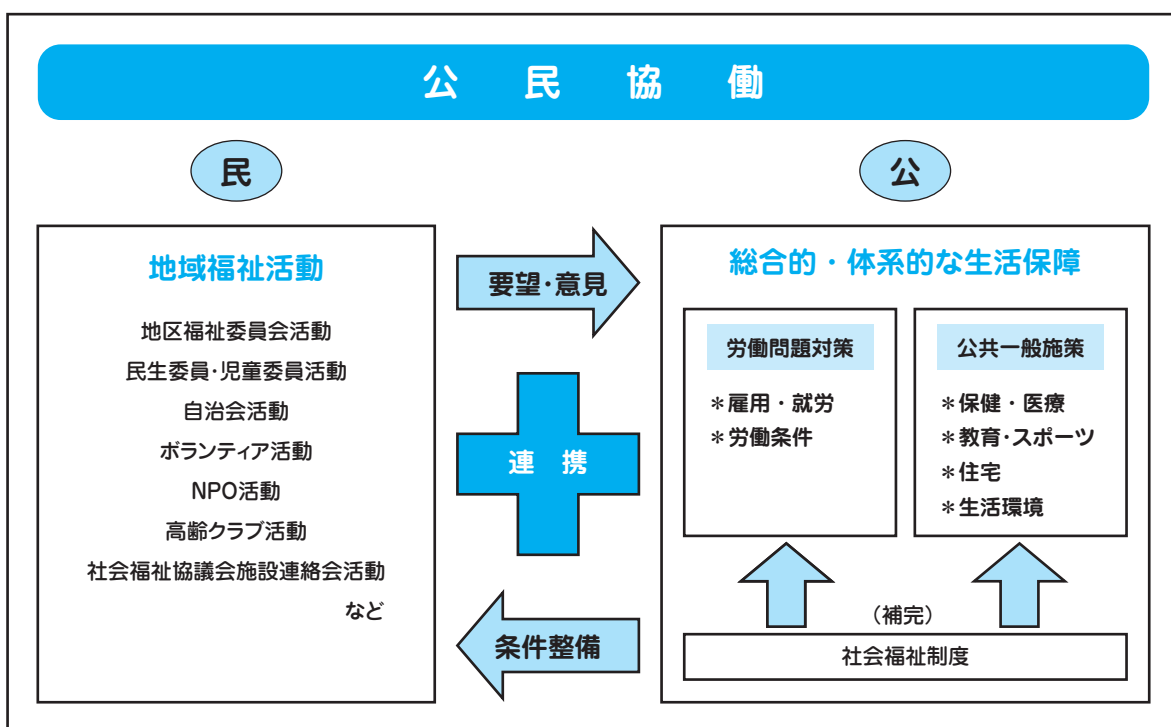
また、目標を達成するには、公・民の役割分担と協働が求められています。「公」とは、市、府、国の行政をさします。「民」とは、住民、事業者(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、企業等)をさします。目標達成の基本的仕組みを公・民の役割分担と協働の視点から説明すると、(ア)の「くらしの基盤」の充実には、「公」「民」それぞれの役割と協働が求められます。(イ)の「地域(ヨコ)のつながり」(地域福祉活動の推進)は、主として「民」の役割といえます。(ウ)の「生活を支える制度」(総合的・体系的な生活保障のための施策の整備・拡充や地域福祉活動推進の条件整備)は、主として「公」の役割といえます。

2 地域福祉推進の基本方策

(1) 地域福祉推進の基本方策

目標達成の仕組みを踏まえて地域福祉推進の基本方策を整理すると図Ⅲ－2－1のようになります。

図Ⅲ－2－1 地域福祉推進の基本方策



① 地域福祉活動の推進（民の役割）

地域福祉は地域に着目しており、地域住民のくらしに密着した取り組みといえます。地域住民のくらしに密着し、くらしを支えていく活動として、地区福祉委員会活動、民生委員・児童委員活動、ボランティア・NPO活動、高齢クラブ活動等の住民自身による助けあい活動があります。今日、行政施策のみで住民のいのちとくらしを全面的に支えることはできず、地域福祉活動の推進・発展により、地域住民のくらしを支えていくことが、特に重要となっています。また、地域福祉活動を推進する上で発見した課題を、行政（公）に要望することも必要です。

② 地域福祉活動推進の条件整備(公の役割)

今日、地域住民の自主的・主体的な地域福祉活動の推進と発展が求められていますが、地域福祉活動をより推進・発展させていくには、行政によるヒト・モノ・お金・情報といった条件整備が欠かせません。地域住民の力のみでは、地域福祉活動の内容や水準を豊かにすることは困難です。地域福祉活動を展開していく際、アドバイスをしてもらえる専門職員の存在(ヒト)や、交流の場・活動拠点の整備(モノ)、さらには財政支援(お金)及び情報提供の充実が重要です。地域福祉活動を推進・発展させていくための条件整備や仕組みづくりを行政によって進めていくことが必要となります。

③ 総合的・体系的な生活保障(公の役割)

地域福祉の発展には、地域住民の自主的・主体的な地域福祉活動の推進が必要で、行政によるその条件整備が必要となりますが、さらに社会福祉制度をはじめ関連施策をどのように整備していくかが問われます。

地域住民が抱えているくらしの問題を軽減・解決していくためには、地域住民のくらしに密着した地域福祉活動も大切ですが、地域住民のみの取り組みには限界があります。図Ⅲ-2-1に示したような総合的・体系的な生活保障のための条件を整備し、推進していくことが必要です。くらしの問題を軽減・解決していくには、まず労働問題対策の充実が基本となり、関連的に公共一般施策の整備・推進が必要です。これらは国をはじめ、府及び市の行政による責務として推進していかなければなりません。そして、労働問題対策と公共一般施策の不十分なところを、行政の責務として社会福祉制度が補完することになるといえます。

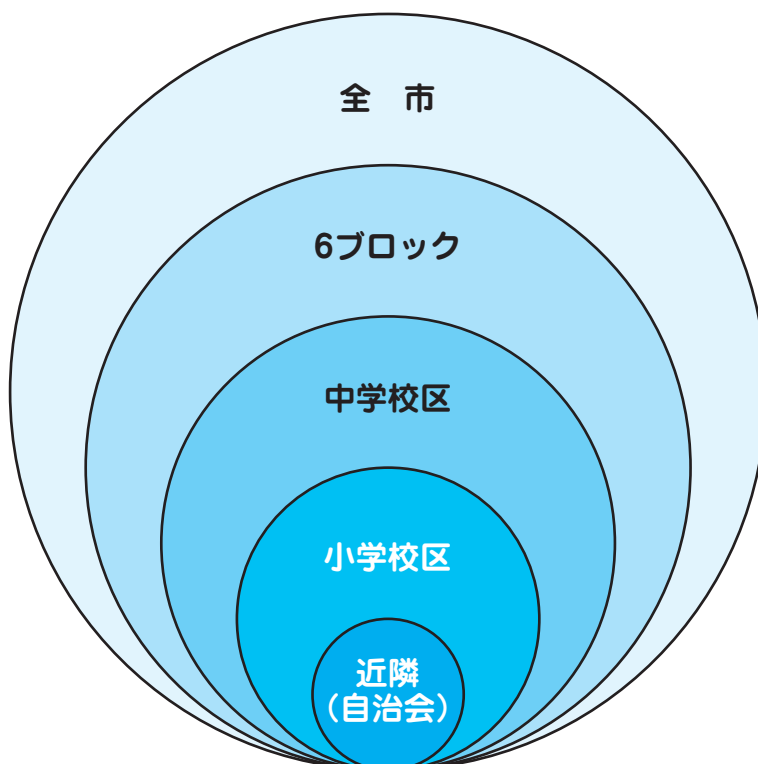
なお、本計画は、本市の総合計画をはじめ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画、次世代育成支援行動計画、青少年育成計画、健康すいた21、食育推進計画、母子家庭等自立促進計画、地域防災計画、男女共同参画プラン、生涯学習推進計画、交通バリアフリー基本構想などの個別行政計画、さらには民間団体(社会福祉法人)である吹田市社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画と密接な関係があり、各計画において提起していることを本計画の中にも地域福祉の視点で再整理しています。各個別計画が、それぞれの分野の具体的な施策・事業となって各担当部局において推進されることによって、地域福祉は推進・発展するという関係になります。

④ 公・民協働

地域福祉の推進・発展は、①で述べた地域福祉活動の展開と、②で述べたそのための条件整備、③で述べた総合的・体系的な生活保障のための条件整備(制度や施策)によって可能となります。地域福祉活動は主として民の役割であり、その条件整備と総合的・体系的な生活保障は主として公の役割です。そして、これら2つが協働すること、つまり公・民協働によって地域福祉は推進・発展していきます。

(2) エリア設定の必要性—5層構造—

図Ⅲ-2-2 地域福祉推進のエリア



地域福祉を推進していく上での課題は、くらしに密着したものであり、全市レベルのみからのとらえ方では不十分です。市ではこれまでも市内を6地域に区分し、地域の特性や課題を踏まえながら、ブロック単位でのまちづくり、公共施設等の整備や生活保障の仕組みづくりを推進してきました。第3次総合計画ではこれをさらに発展させ、部門別計画に加え新たに設定した6ブロック単位での地域別計画を策定しました。この地域に視点を当てた考え方をさらに進め、図Ⅲ-2-2に示したように、住民のくらしの視点から近隣(自治会)レベル、小学校区レベル、中学校区レベル、6ブロックレベル、全市レベルと、各レベルのエリアごとに課題をとらえ、それぞれのエリアごとに地域福祉の推進方策を考えるといった、重層的な計画立案が問われているといえます。

コ ラ ム

「まちの縁側」に行ってきました！

陽だまりルーム

吹二地区集会所の一室にある「陽だまりルーム」は、お子さんとその子育て中のお父さんお母さん、それに高齢者が気軽に集える三世代交流の場を運営方針に、平成17年(2005年)9月にオープンしました。

オープン時間中はいつでもお邪魔していいので、天気の良いのでふらっと来る方、お散歩の合間に親子で昼食をとりに来る方、子育ての悩みを相談に来る方などさまざま。子どもを遊ばせながら親同士で談笑したりと、ゆったりとした時間が流れ、帰るときにはスタッフから「またいつでもいらっしゃいね」の温かい声。みんな笑顔で帰っていきます。



あたたかい、みんなの居場所



とってもおいしい！

「昼食やコーヒーもあります」の看板にひかれて注文すると、日替わりの定食ができました。食事は調理師や栄養士の資格を持ったスタッフがつくっているのです、いつでもバランスのとれた美味しいごはんが400円で食べられます。「昨日の〇〇の番組観た?」「観たよ!」みんなで食べると、食事さらに美味しくなるから不思議。

またある日に立ち寄ると、今日はちらし寿司を食べながら、みんなでひなまつりパーティー。陽だまりルームでは、季節ごとの行事や伝統料理といった昔からの生活文化も大事にしています。「おせちを家でつくってみたいけど、何からつくればいいんだろう…」というような方は、ここでみんなと楽しみながら教わるのも良いのではないのでしょうか。



お友だちといっしょで楽しいなあ

ご近所さんとちょっと集まってひと息つきながらおしゃべり…そんな「まちの縁側」のような風景も、最近は見かける機会が少なくなったようにも感じられますが、探してみたら、案外みなさんの近くに見つかるかもしれません。



陽だまりルーム (火～土 10:00～16:00)

吹田市泉町3-5-18 (吹二地区集会所内)

TEL/FAX 06-6338-1722

一時保育有り (1時間300円：要予約)

3

地域福祉計画の重点課題

第2次地域福祉計画の策定において、以下の内容を重点課題として推進していきます。

1

地域福祉活動及び保健・福祉サービス等に関する情報発信の充実・支援

該当施策：地域福祉活動を進めるための情報発信

：福祉サービスの利用に関する情報提供の充実

各地区において様々な地域福祉活動が展開されてきており、市民の暮らしを支える保健・福祉サービスも多様なものが整備されてきています。これらの情報を確実に市民に伝えていくためには公共施設に情報を設置するだけでなく、インターネットなどの新たな媒体を活用した情報発信の工夫も必要です。子育て支援に関するホームページ(すくすく子育てNavi)のようなわかりやすく、多くの人に利用してもらえるようなホームページを作成します。公民の情報について、小学校区単位などでとりまとめて一覧表に整理するなど、市民がより活用しやすいものにしていきます。

2

地域福祉活動の担い手づくりのための学習会・懇談会開催の支援

該当施策：くらしや健康に関する地域課題を認識するために

小地域単位での学習会や懇談会の開催支援

地域福祉活動の担い手をいかに増やしていくかが地域の大きな課題としてあげられています。また、担い手に若い世代が少ないことも深刻な問題です。「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」(平成21年〔2009年〕11月実施)によると、担い手を増やすために必要な支援として「地域福祉・ボランティア活動の必要性を学ぶ学習会を開催する」が45.9%と高い割合になっています。

この学習会・懇談会に市民が気軽に参加するため小地域で企画・開催できるよう、市の出前講座*を活用しながら支援していきます。

3

「まちの縁側」づくり(交流と問題・課題発見の場)の支援

該当施策：「まちの縁側」づくりへの支援

「無縁社会*」という言葉が認知されてきたことでもわかるように、人と人とのヨコのつながりが希薄になっています。地域福祉推進の第一歩は、地域住民のヨコのつながりづくりが大切であると考えられます。

日常的に交流できる場であると同時に、くらしの問題や課題を発見する場として「まちの縁側」を、自治会単位、もしくは半径約500mを目安として設置できるよう支援することで、「すいた版・地域福祉」を確立していきます。

4 要援護者の災害時における地域での支援体制の充実

該当施策：災害時要援護者対策の充実

大規模な災害が発生した場合、公的な援助には限界があるため、自助を基本に、互助（地域での助けあい）により、少しでも被害を減らすことが必要です。

日ごろから要援護者の情報を適切に把握し、地域の関係機関や支援者などとの間で情報の共有を図り、災害時における地域での支援体制を充実することで、要援護者が地域で安心して安全に暮らすことのできるまちづくりを進めていきます。

5 制度の谷間にある問題点について解決策を検討する 「（仮称）地域福祉問題調整会議」の立ち上げ

該当施策：総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて

地域ケア会議（高齢者分野）、要保護児童対策地域協議会*（児童分野）、地域自立支援協議会*（障がい者分野）等、関係機関とのネットワークを構築しながら、チームアプローチによる個別支援の充実を図っていきますが、既存制度では対応が難しい制度の谷間にある問題が課題としてあります。そのような地域で発見された問題点について解決策を検討する「（仮称）地域福祉問題調整会議」を公民の関係スタッフで立ち上げ、定期的に調整会議を開催していきます。

4

地域福祉計画の体系

目標

いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり

具体的な目標

- 健康の保持・増進
- 社会的孤立の解消
- 安心・安全な地域生活

具体的施策の展開

1 地域福祉活動推進の条件整備

P.65

- (1) コミュニティソーシャルワーカーの配置及び機能強化
 - 1) コミュニティソーシャルワーカーの配置及び機能強化
- (2) ボランティアセンター(社会福祉協議会運営)の機能強化
 - 2) ボランティアコーディネーターの配置及び機能強化
 - 3) 立ち寄りやすいボランティアセンターづくり
- (3) 交流の場・活動拠点の整備
 - 4) 広域コミュニティ施設の整備
 - 5) 地区公民館・地区市民ホール等の整備
 - 6) 身近な地域での自治会集会施設の整備への支援
 - 7) 既存施設の福祉的活用の促進
- (4) 地域福祉活動を進めるための財政支援
 - 8) 地域福祉活動の財政支援策の充実
- (5) 地域福祉活動を進めるための情報発信
 - 9) 地域福祉活動を進めるための情報発信

重点課題 1

地域福祉活動及び保健・福祉サービス等に関する情報発信の充実・支援

2 公民協働による地域福祉活動の充実

P.77

- (1) 地域福祉活動への参加の促進(担い手づくり)
 - 10) くらしや健康に関する地域課題を認識するために小地域単位での学習会や懇談会の開催支援
 - 11) 男性や団塊の世代が参加できる地域福祉活動のメニューの充実
 - 12) 青少年の地域活動やボランティア活動への参加の促進
 - 13) 当事者の地域福祉活動への参加の支援
 - 14) 大学との連携による地域福祉活動の促進
- (2) 地域で活動する諸団体の活動への支援
 - 15) 社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援
 - 16) 民生委員・児童委員活動への支援
 - 17) 自治会を中心とした地域活動への支援
 - 18) ボランティア・NPO等の地域活動への支援
 - 19) 当事者組織の活動への支援
 - 20) 専門機関との連携・ネットワーク強化への支援
 - 21) 地域福祉活動団体間の交流への支援
- (3) みんなの居場所づくり
 - 22) 「まちの縁側」づくりへの支援
 - 23) 子どもの遊び場所・居場所の充実
- (4) 安心・安全のまちづくり
 - 24) 災害時要援護者対策の充実
 - 25) 安全対策(防災・防犯)の充実
- (5) 人権意識・福祉意識の向上(人権教育・福祉教育)
 - 26) 人権意識・福祉意識の向上

重点課題 2

地域福祉活動の担い手づくりのための学習会・懇談会開催の支援

重点課題 3

「まちの縁側」づくり(交流と問題・課題発見の場)の支援

重点課題 4

要援護者の災害時における地域での支援体制の充実

3 サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク P.94

- (1) 福祉サービスの利用に関する情報提供の充実
 - 27) 福祉サービスの利用に関する情報提供の充実
- (2) 身近な総合相談・支援体制の充実
 - 28) 保健・福祉の相談・支援体制の充実

重点課題 1

- (3) 福祉サービスの利用支援と権利擁護
 - 29) 福祉サービスの利用に結びついていない要支援者への相談・支援体制の充実
 - 30) 福祉サービス利用者の権利擁護の推進
 - 31) 福祉サービスの質の確保
- (4) 総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて
 - 32) 総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて

重点課題 5

制度の谷間にある問題点について解決策を検討する
「(仮称) 地域福祉問題調整会議」の立ち上げ

4 保健・医療、社会福祉制度の充実

P.108

- (1) 健康といのちを守る保健活動・医療体制の充実
 - 33) 健康づくり事業と身近な地域での保健・介護予防事業の推進
 - 34) 地域医療体制の整備
- (2) 子ども・子育てを支援する基盤の充実
 - 35) 地域における子育て支援の充実
 - 36) 子育てを支援しあえるまちづくりの推進
 - 37) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援
 - 38) 働くこと・育てることの両立への支援
- (3) 障がいのある人とともに生きる社会の実現
 - 39) 障がいのある人とともに生きる社会に向けた啓発・交流活動の推進
 - 40) 障がいのある人を支える福祉サービス等の充実
- (4) 高齢者がいきいきと地域で暮らしていくためのサービスの充実
 - 41) 高齢者の地域での生活を支援するサービス・施設の整備
 - 42) 高齢者の社会参加・生きがい事業の推進
- (5) セーフティネット構築のための地域と連携した支援
 - 43) 新しい課題を抱える人たちへの支援
 - 44) セーフティネットの構築
- (6) 安心してサービスを利用できるための経済的支援施策の充実
 - 45) サービス利用のための低所得者対策の充実

5 関連施策の充実

P.125

- (1) 働く場所と働きやすい環境づくり
 - 46) 暮らしの基盤である雇用・就労の支援
 - 47) 休日・休暇の拡充の促進
- (2) 安心・安全な住まいの整備
 - 48) 高齢者・障がいのある人向け住宅の確保
 - 49) 高齢者・障がいのある人向け住宅改造助成
- (3) 安全でバリアのない交通環境・まちづくり
 - 50) だれもが安全でバリアのない交通環境・まちづくり
 - 51) 移動手段の充実
- (4) 生涯学習・生涯スポーツの振興
 - 52) 地区公民館事業と地域福祉活動との協力・連携
 - 53) 生涯スポーツの振興
- (5) 地域に密着した商業振興
 - 54) 地域に密着した商業振興

6 地域福祉計画の推進に向けて

P.135

- (1) 計画の進行管理
 - 55) 住民参加による地域福祉計画の進行管理
 - 56) モデル地区による地域福祉活動の把握
- (2) 行政の推進体制等
 - 57) 地域福祉を推進する部局の充実
 - 58) 市の関係部局間の連携・協力
 - 59) 行政職員の意識向上と地域との連携
- (3) 関係機関・団体等との連携
 - 60) 関係機関・団体等との連携

できることから一歩ずつ ～うれしさのカタチ～

「働いているときは、家に帰って寝るだけの生活やったんやけど、仕事も辞めとったし、時間もたくさんあったしで『何かあったら言うてくださいね』と自治会長に話しとった。早速会長から連絡があって、週に1度の佐竹台サロンの開け閉めを任されたのが地域との関わりの始まりやったな。あるときマンション駐輪場の電球が何本か切れてん。業者に依頼したところ、けっこうなお金がかかったわ。“電球を替えるくらいなら、自分でもできるわ”と思ってな。交換が必要な残りの70本の電球をすべて交換したんや。その後、団地の中央に広いスペースがあってんけど、ゴチャゴチャしとったし、自治会に相談して花壇をつくったんや。今では吹田市とみどりの協定を結んで、市道沿いにもプランターをたくさん置いてるわ。花を育てるのも水やりも楽しいし、キレイなもんやで」

また、中内さんは包丁を研ぐのが大得意。

「地区福祉委員会のいきいきサロンや昼食会、佐竹台サロンでもみんなの包丁を研いでんねん。けっこう喜ばれるんや。『前は無理やったけど、ごぼうのきんぴらがつくれるようになったわ』とか聞くと、ごつつうれしかった。包丁を研ぐことをきっかけにいろいろな話もしたし、困りごと聞きやすくなったわ」と満面の笑顔。



季節は冬！なのにたくさんお花が咲いてます

「最近では孤立防止を目的として“一歩会”っていう自主サークルを立ち上げたんやわ。活動内容は千里を知り、楽しみ、好きになるためのウォーキングや。秋は紅葉の名所、2月は観梅、4月には桜を2回見るねん。そのうち1回は、長く歩けない人のために、近くで花見をする予定や」

こんな質問をしてみた。

「中内さんは地域福祉活動をしていて、どんなときがうれしいですか？」

「自分が関わったことで、相手のくらしが少しでもよくなったら、ほんまに嬉しいな、って思うねん。それで、その輪が広がったらこんなにうれしいことはないわ。活動を通じてみんなに喜ばれると、自分のおかんが喜んでくれるような気がすんねん。なんかかさなんねん」

少し照れたように、目を細めながら中内さんは答えてくれた。
～140ページに続く～



研ぐコツがあんねんなあ

IV

具体的施策の展開

「施策の整備エリア及び担い手」表の見方について

それぞれの施策には、市、ブロック、中学校区、小学校区、近隣(自治会)の5層エリアのどのエリアで整備するかを示した表と、主に施策を推進する担い手を示した表を明記しています。表の見方については以下のとおりです。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア		□	□		

「整備エリア」は、重層的にとらえた課題を主にどのエリア(圏域)で整備するかを示したものです。

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○		

「担い手」は、その施策・取り組みを実際に進めていく主体を示しています。

担い手が複数になる場合には、主な担い手を◎で示しています。(ただし、複数の担い手が並列の場合を除きます)

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

「国・府」「市」はそれぞれの行政を示しています。また、「社協」は社会福祉協議会を示しています。

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

「事業者」は、福祉サービスの提供をはじめ、社会福祉を目的とする事業を行う社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間企業、さらには学校・大学などを示しています。

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

「市民」は市内で生活する住民、市内に通勤、通学する人及びグループを示しています。

Ⅳ 具体的施策の展開

1 地域福祉活動推進の条件整備

地域福祉の発展には、住民のみなさんの「地域を良くしたい。ずっとここに住み続けたい」という思いが必要です。そして、この地域福祉活動をより一層推進していくには、行政による条件整備、つまり土台づくり(ヒト・モノ・お金・情報)が重要となります。

(1) コミュニティソーシャルワーカーの配置及び機能強化

5年間の取り組み状況と課題

コミュニティソーシャルワーカーは、社会福祉協議会に現在13名配置されています。地域支えあいネットワーク推進事業*において、平成18年度(2006年度)に4名、平成19年度(2007年度)に6名、平成20年度(2008年度)に13名と計画的に配置してきました。コミュニティソーシャルワーカーの活動内容に地区福祉委員会活動の支援があります。地区福祉委員会が行う「ふれあい昼食会」や「子育てサロン」「障がい者(児)交流事業」などの小地域ネットワーク活動に関わることで、住民のだれもが気軽に地域福祉活動に参加できるよう、声かけや情報提供をするなど、地域福祉活動の推進に取り組んでいます。また、地域に出向くことによって、地域の問題や住民のさまざまな悩みごとが見えてきます。それらの問題について、実態把握や専門的相談を実施し、公的サービスや専門機関、地域住民等へつないで問題解決を図っています。コミュニティソーシャルワーカーが関わることによって、住民一人ひとりが地域に関心をもち、地域の問題を自分の問題としてとらえ、地域住民等の支えあいのネットワークが広がっています。今後は、関係機関・団体、地域住民の活動等のネットワーク化をさらに進めるなど、コミュニティソーシャルワーク機能を強化していく必要があります。また、活動内容等について市民に理解してもらうため、周知方法を検討する必要があります。

コミュニティソーシャルワーカーは、地域包括支援センターを活動拠点として、6ブロックに分かれて活動していますが、現在活動拠点施設は4施設です。身近な地域で活動するためには、各ブロックでの活動拠点施設が必要です。現在、コミュニティソーシャルワーカーと福祉総務課、地域包括支援センター、こども政策室等において、地域福祉担当者会議を定期的開催し、コミュニティソーシャルワーカーの活動状況やそれぞれの業務内容などの情報交換を行っています。

地域では、公的な福祉サービスの対象にならない、どこの関係機関にもつなぐことができないケースがあります。このような制度の谷間にある問題に対して、解決策が見つからず、ケースが長引くことがあります。これらの課題を解決するために、地域で新たに必要なサービスの提案や制度利用の改善などに向けた動きが求められます。

実態調査から…

- コミュニティソーシャルワーカーの役割や活動内容に対する満足度について、「とても満足している」が18.4%、「ほぼ満足している」が44.1%であり、約6割強が満足していると答えています。
- 「コミュニティソーシャルワーカーに期待していること」として、「地域にもっと足を運んで欲しい」「コミュニティソーシャルワーカーの周知に力を入れて欲しい」が28.6%となっています。
- 「地域福祉を推進していくために必要と思うもの」のうち、「コミュニティソーシャルワーカーの増員や活動内容の充実」が40.4%でした。

市民の声から…

- CSWの情報をもっとPRしてほしい。また、研修の機会を設けてほしい。
 - CSWをもっと配置してほしい。
- ※「市民の声」とは、地域福祉市民フォーラムや住民懇談会などでいただいた意見の主なものを掲載しています。以下同じ。

施策の方向

1) コミュニティソーシャルワーカーの配置及び機能強化

社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーク機能の強化を図るため、今後も大阪府と連携して、コミュニティソーシャルワーカーを社会福祉協議会に配置していきます。コミュニティソーシャルワーカーに各種研修の機会の提供を行うとともに、活動内容について市報などを通じて定期的に市民へ周知します。

制度の谷間にある問題については、「(仮称)地域福祉問題調整会議」を立ち上げ、コミュニティソーシャルワーカーを中心に関係機関や関係団体、地域住民などといっしょに解決に向けて取り組んでいきます。

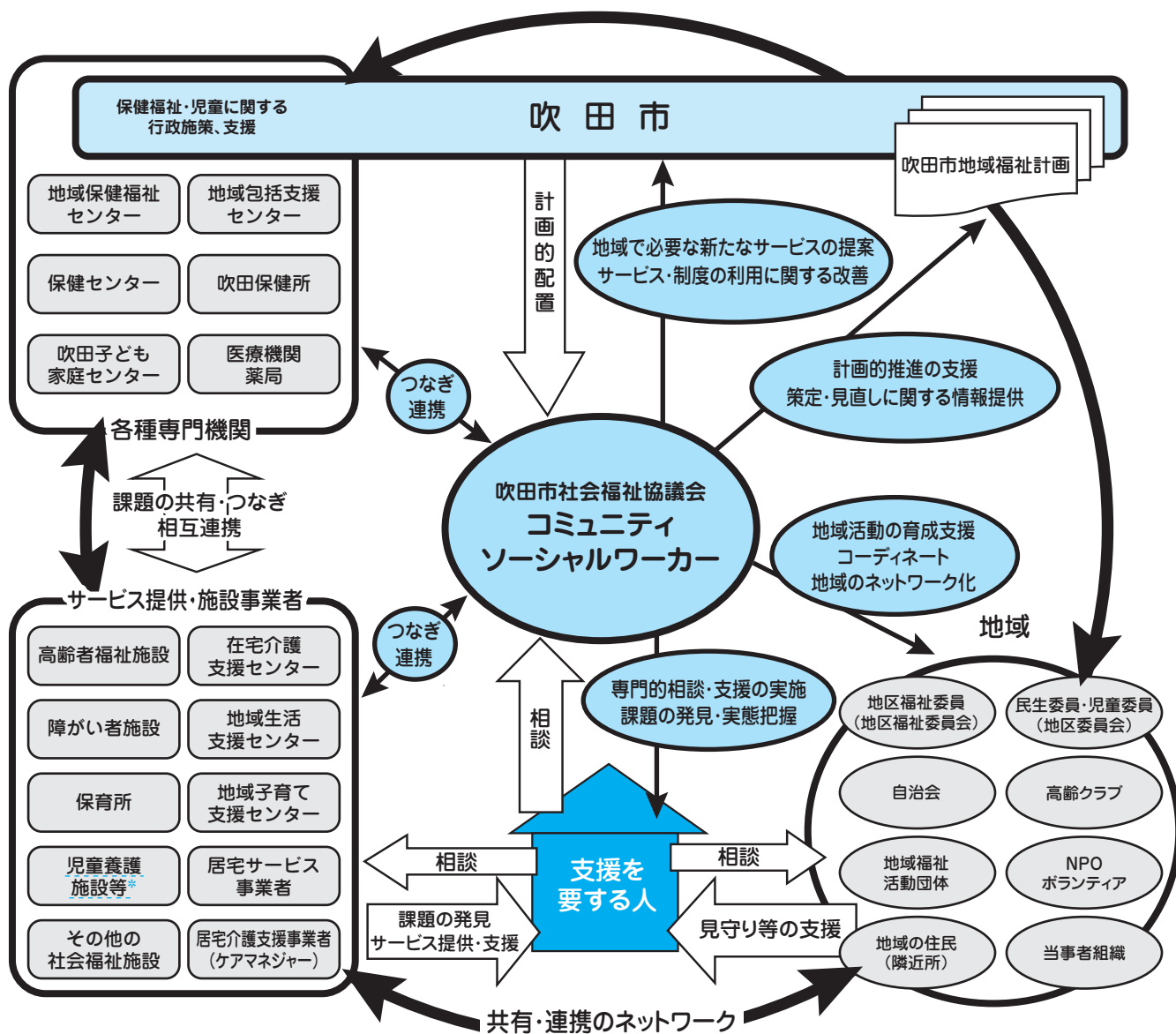
大阪府社会福祉協議会は、各老人福祉施設や民間の認可保育園に、総合生活相談員や社会貢献支援員*、地域貢献支援員*(スマイルサポーター)を配置し、くらしの問題について相談援助活動を行っています。コミュニティソーシャルワーカーがこの支援員などと連携することにより、地域の相談ネットワークをさらに充実させていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 地域支えあいネットワーク推進事業 [福祉総務課、社会福祉協議会]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア		□			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○		

図Ⅳ-1-1 総合支援体制のネットワーク コミュニティソーシャルワーカーの役割



(2) ボランティアセンター(社会福祉協議会運営)の機能強化

5年間の取り組み状況と課題

ボランティアセンターでは、ボランティア活動への参加の相談やボランティアのコーディネート*の相談に応じています(ボランティアを始めたい人やグループの登録、ボランティアを頼みたい人・施設・団体等への紹介)。ボランティア相談には、登録グループで組織されたボランティア連絡会のスタッフが無償であたっていますが、平成18年度(2006年度)に専任のボランティアコーディネーター(社会福祉協議会所属)を配置し、事業の拡充と機能の強化を図りました。ボランティア相談のほかにも、ボランティア養成講座の開催やボランティア情報の提供、広報紙の発行なども行っており、福祉分野を中心にボランティア活動の推進に大きな役割を果たしています。

また、地区福祉委員会などが実施している地域福祉活動の情報を地域住民に提供することによって、幅広く住民に参加を促すと同時に、地域福祉活動をとおして、どのようなボランティアニーズがあるかを把握し、コーディネートをする必要があります。

重点課題でも取り上げていますように、地域福祉活動の担い手が不足しています。特に若い担い手が少ないことが課題になっています。ボランティアを育成し、裾野を広げるため、ボランティアの養成講座の充実や地域での出前講座の開催、子どもたちの福祉教育を進めることが求められています。また、大規模災害に備えた災害ボランティアの受け入れ態勢についても早急に整備する必要があります。

ボランティアセンターは総合福祉会館の2階の一室を事務所としていますが、市民が立ち寄るにはわかりにくいといった問題があります。ボランティアセンターを多くの市民に知ってもらうためにも、立ち寄りやすい場所での設置が求められます。

実態調査から…

- 「ボランティアコーディネーターに期待していること」のうち、「ボランティアコーディネーターの周知に力を入れて欲しい」が47.7%でした。

市民の声から…

- ボランティアコーディネーター及び同センターを周知してほしい。
- 市民が立ち寄りやすい場所でのボランティアセンターを設置してほしい。
- ボランティアの育成支援をしてほしい。講座の平日夜間、休日の開催をしてほしい。
- 積極的にインターネットを活用したボランティアコーディネートをしてほしい。

● 施策の方向

2) ボランティアコーディネーターの配置及び機能強化

ボランティア活動の発展には、ボランティアコーディネーターが大きな役割を発揮します。ボランティア活動の登録や依頼の相談体制の充実、ボランティア活動の広報による紹介など情報提供の充実に努めます。関係機関・団体や学校、ボランティア連絡会等と連携して、ボランティアを育成し、裾野を広げるための養成講座や技能講座の充実を図るとともに、働いている人が参加しやすいように、夜間・土日の講座や地域での出前講座の開催、児童・生徒への福祉教育の推進に向けて支援していきます。また、大規模災害に備えた災害ボランティアの受け入れ態勢についても、計画的整備を図れるよう支援していきます。

該当する主な事業及び所管課

- ボランティアセンター事業 [社会福祉協議会]
- 地域支えあいネットワーク推進事業 [福祉総務課、社会福祉協議会]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○		

3) 立ち寄りやすいボランティアセンターづくり

ボランティア活動の発展のための支援を行うボランティアセンターが、ボランティアの交流と活動の拠点となるためには、交通アクセスの利便性が高く、当事者、青少年、高齢者などの市民のだれもが気軽に立ち寄れ、情報交換や交流がしやすいことなどが求められます。社会福祉協議会と協力して、市民が立ち寄りやすい場所への事務室などを備えたボランティアセンターの設置について検討します。また、ボランティアセンターが市民に十分に知られていないことから、市報等を通じて定期的に周知していきます。

該当する主な事業及び所管課

- ボランティアセンター事業 [社会福祉協議会]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○		

(3) 交流の場・活動拠点の整備

5年間の取り組み状況と課題

地区福祉委員会などが地域で活動する場として、身近にある地区公民館や地区市民ホール、コミュニティセンターをはじめ、小学校の余裕教室を活用した地域交流室*などがあります。地域コミュニティ施設としては、地区公民館が小学校区単位を基本として29地区に整備されており、地区市民ホールが千里ニュータウン地域の各居住区に8か所あります。他に自治会集会施設がある地域もあります。また、全市・ブロックエリア単位の広域コミュニティ施設としては、おおむね200人規模の集会などを開催できる多目的ホールを備えた、コミュニティセンター（JR以南地域に内本町コミュニティセンター、山田・千里丘地域に亥の子谷コミュニティセンターの2館）や市民センター（4館）、山田ふれあい文化センターなどが整備され、そのほかにも市民活動に利用されているさまざまなコミュニティ関連施設があります。また、新たな広域コミュニティ施設として「子育て青少年拠点夢つながり未来館」が平成23年（2011年）3月にオープンしました。

既存施設を福祉の目的で使用することも可能です。地域交流室や小・中学校教室開放事業のほか、旧南竹見台小学校を竹見台多目的施設とし、市民相互の交流や市民文化及び福祉の向上を図っています。これら地域福祉活動の拠点施設の課題に、利用の多様化に伴う設備の改善やバリアフリー化、老朽化に伴う改修の必要性などがあがっています。地区公民館は順次改修を実施し、あわせて施設のバリアフリー化を進めています。

社会福祉協議会に設置されています施設連絡会*では地区福祉委員会の活動場所不足の解消のため、加盟全施設で福祉活動に使用できる活動場所一覧表を作成しました。また、福祉の専門的知識を持った施設職員を講師として派遣できるよう、テーマの一覧表も作成しており、地区福祉委員会へ提供しています。

実態調査から…

- 「利用している場所について感じている不便」の中で、「駐車場がない・狭い・遠い」が34.9%、「階段が大変」が20.4%でした。
- 行政への要望・意見として、「福祉活動をするにあたり、専門の建物があればもっと活発に活動できる」「公民館のトイレの男女区別化やバリアフリー化をして欲しい」という意見がありました。

市民の声から…

- みんなが集合できる場所と駐車場を設置してほしい。
- 公民館のバリアフリー対策（トイレ、階段、スロープ）だけでも先行して行ってほしい。
- 空き地、空き家、空き教室などを確保してほしい。
- 公民館などで地域福祉活動を行うとき、優先的に利用できるようにしてほしい。

● 施策の方向

4) 広域コミュニティ施設の整備

文化活動やボランティア活動など市民の多様な地域活動の場として利用され、市民の交流と連帯の拠点としての機能を持つ、内本町コミュニティセンター及び亥の子谷コミュニティセンターをはじめとした広域コミュニティ施設を、地域福祉活動の拠点としても、さらに有効に活用していきます。今後は、1ブロックに2館ずつコミュニティプラザ*を整備し、市民活動団体やボランティア・NPOなどが使えるように整備していきます。平成24年度(2012年度)には南千里駅前の公共公益施設の整備が予定されています。

また、阪急山田駅前にある「子育て青少年拠点夢つながり未来館」は市民、ボランティア、NPO、社会福祉法人、青少年委員会*、大学などが協働で運営をしており、地域福祉活動推進の拠点としての側面もあります。

該当する主な事業及び所管課

- コミュニティセンター事業 [市民協働推進室]
- 子育て青少年拠点夢つながり未来館整備事業 [青少年室]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐	☐			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

5) 地区公民館・地区市民ホール等の整備

身近なコミュニティ施設として、市民の文化・学習活動や交流の場となり、それぞれの地区の地域福祉活動の拠点としても活用されている地区公民館・地区市民ホール等について、老朽化している施設の改修や設備の改善等を地域の実情を考慮しながら行うとともに、施設のバリアフリー化を進めます。また、身体の不自由な方などに地域福祉活動へ参加してもらうには車での送迎が必要であり、送迎車の駐車できるスペースの確保を検討していきます。

該当する主な事業及び所管課

- 地区公民館の改修 [中央公民館]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア				☐	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

6) 身近な地域での自治会集会施設の整備への支援

市民にとって最も身近な地域である自治会単位で、市民が気軽に集える場の確保ができるよう、自治会が行う集会施設の整備に対して支援していきます。

該当する主な事業及び所管課

- 吹田市自治会集会施設整備等事業補助金〔市民協働推進室〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア					☐
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

7) 既存施設の福祉的活用の促進

小・中学校や社会福祉施設、空き地や民家などの既存施設を地域住民の交流や地域福祉活動の場として活用するなど、既存施設の福祉的有効活用の促進について、関係者の理解と協力を求めるとともに周知に努めます。

該当する主な事業及び所管課

- 教養文化事業〔交流活動館〕
- 地区市民ホール事業、竹見台多目的施設事業〔市民協働推進室〕
- ふれあい交流サロン事業、街かどデイハウス事業、高齢者いこいの間事業、高齢者いこいの家*事業〔高齢生きがい課〕
- 地域交流室運営事業、小・中学校教室開放事業〔生涯学習課〕
- 地区公民館事業〔中央公民館〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐	☐	☐	☐	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	○

(4) 地域福祉活動を進めるための財政支援

● 5年間の取り組み状況と課題

地域福祉活動や市民公益活動*は、非営利の活動(事業)であるため、新しい活動(事業)の立ち上げ時の資金の調達や、運営を持続させていくための資金を安定的に確保することは大変難しいです。こうしたことから、自立性を促しながら活動を促進するための財政的な支援が必要となってきます。

現在、市で制度化されている地域福祉活動や市民公益活動への主な財政支援策には、次のようなものがあります。

● 社会福祉活動補助金

社会福祉協議会が行う地域福祉活動(小地域ネットワーク活動等)への支援事業に対する補助です。

● ふれあい交流サロン補助金

平成17年度(2005年度)に創設。乳幼児から高齢者までの市民が、気軽にふれあい交流できる場(ふれあい交流サロン)を設け、閉じこもりがちな高齢者の参加を促し、三世代交流・ふれあい事業を実施する団体の事業に対する補助です。交付団体は、平成18年度(2006年度)は3団体でしたが、平成19年度(2007年度)以降は4団体に増えています。

● 子育て広場事業補助金

平成17年度(2005年度)に創設。乳幼児とその親が気軽に集い、交流を図りながら、子育ての喜びや楽しみを共有できる場(子育て広場)を設け、身近な子育てに関する相談やそのほかの子育て支援事業を行う団体の事業に対する補助です。交付団体は平成18年度(2006年度)は3団体でしたが、平成22年度(2010年度)に7団体となり、7か所の子育て広場を整備しました。

● 市民公益活動促進補助金

平成17年度(2005年度)に創設。市民公益活動団体を積極的に支援し、育てることを目的に市民公益活動を行う団体の事業に対する補助です。交付団体は、平成18年度(2006年度)の7団体から平成20年度(2008年度)には15団体に増えています。

そのほか「民生委員・児童委員活動補助金」や「保護司*活動補助金」などの福祉団体活動補助金、また連合自治会などの活動への「自治会活動補助金」、自治会が行う集会施設整備事業に対する「自治会集会施設整備等事業補助金」、コミュニティ協議会*への「コミュニティ協議会事業助成金」、さらに「障がい者団体福祉活動補助金」「高齢クラブ連合会及び単位高齢クラブ活動助成補助金」などの当事者組織活動への補助金があります。

実態調査から…

- 「地域福祉を推進していくために必要と思うもの」について、「活動のための財政支援策の充実」が35.3%でした。
- 行政への要望・意見として、「個々に予算をつけるのではなく、一括で財政支援をすると、地域はもっと真剣に予算の使い方を考えるのではないか」という意見がありました。

市民の声から…

- 地域福祉活動の資金を充実してほしい。

施策の方向

8) 地域福祉活動の財政支援策の充実

財政支援策を活用していくことによって、地域福祉活動を推進していきます。また、今後も、市民の自主的・主体的な活動が進展していくよう、市民が主体となった提案型の地域福祉活動への財政支援の充実に努めます。また、財政支援策の市民への周知を市のホームページなどを通じて行います。

ふれあい交流サロン事業の開催場所については、千里山・佐井寺ブロック及びJR以南ブロックでの場所の確保について検討し、6ブロックに1か所ずつ整備するよう努めます。また、平成26年度(2014年度)までに子育て広場を12か所に整備するよう努めます。

該当する主な事業及び所管課

- 自治会活動補助金、市民公益活動促進補助金、コミュニティ協議会事業助成金
[市民協働推進室]
- 社会福祉活動補助金、民生委員・児童委員活動補助金 [福祉総務課]
- ふれあい交流サロン事業、街かどデイハウス事業 [高齢生きがい課]
- 子育て広場助成事業 [子育て支援課]
- 小地域ネットワーク活動・地区福祉委員会等事業活動助成 [社会福祉協議会]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐	☐	☐	☐	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○		

(5) 地域福祉活動を進めるための情報発信

5年間の取り組み状況と課題

地域福祉活動のための情報発信場所として、公民館や自治会などの掲示板や市役所の市民活動掲示板、地域福祉掲示板があり、市民やNPO、ボランティアなどの団体が広く情報を発信していますが、まだ不十分な状態です。情報発信の手段としては、次のものがあります。

『市報すいた』 『ボランティアグループ・NPOガイドブック』
ボランティア・NPO情報誌『かがやき』 『地域福祉読本』 の発行
広報番組制作放送

また、社会福祉協議会でも次の情報誌等を発行しております。

『社協だより』 『こども社協だより』 『ボランティア情報すいた』
『コミュニティソーシャルワーカー・ボランティアセンターリーフレット』
子育て支援情報紙『きらきら』

情報発信に向けた支援としては、民生・児童委員協議会が発行しています『民児協すいた』に対しての支援があります。また、社会福祉協議会では多くの地区で新たな地区広報紙が発行されるよう、地区福祉委員会向けに広報研修を行っています。

市の情報で外国語版がないものが多く、視覚障がいのある人への情報提供についても不十分です。より多くの市民に知ってもらうための工夫や、新たな媒体の活用などの課題があります。

実態調査から…

- 行政への要望・意見として「自治会がない地域に対するPR方法を検討して欲しい」、
- 「他の福祉団体と共同して、情報を共有し、もっと効率の良い活動をして欲しい」という意見がありました。

市民の声から…

- 他の地域の福祉活動も知りたい。
- 一目でわかるような情報提供をしてほしい。また読みやすくする努力をしてほしい。

9) 地域福祉活動を進めるための情報発信

地域福祉活動の推進には、活動の内容を広く市民に知ってもらい、活動への参加を促す情報発信が欠かせません。地域福祉活動団体や各関係団体が市民へ配布する情報誌・パンフレット等を市の施設等へ設置することについて、協力・支援するとともに、新たな設置場所の確保に努めます。また、インターネットなどの新たな媒体を活用しての情報発信等の可能性を検討していきます。

該当する主な事業及び所管課

- 『市報すいた』 発行事業、広報番組制作放送事業〔広報課〕
- 『ボランティアグループ・NPOガイドブック』 ボランティア・NPO情報誌『かがやき』発行、市民活動掲示板における情報発信〔市民協働推進室〕
- 地域福祉掲示板における情報発信〔福祉総務課〕
- 『社協だより』 等発行事業、ボランティアセンター事業〔社会福祉協議会〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□			□	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	○

コラム

夢のファミリーフェスタ



バランスゲームで遊ぶ子どもたち

毎年夏に「夢のファミリーフェスタ」が、吹田市文化会館（メイシアター）で開催されています。これは、吹田市民生・児童委員協議会が子どもたちにもものづくりの楽しさを知ってもらい、親子が交流することで、そのつながりを深めることを目的に実施しています。

この日は、マジックやジャグリング、吹奏楽団の演奏会など、子どもも大人も楽しめる企画でいっぱい。手作りおもちゃをつくるクラフトコーナーでは、子どもたちはつくったおもちゃで遊んで大はしゃぎしています。ゲームコーナーなどあちこちから、子どもたちの元気な声が響いています。

だれもが住み慣れた地域の中で自分らしく生きるには、地域のすべての人が、お互いがお互いを認めあい、そして支えあうことが大切です。そのためには、地域の福祉を推進する核となる人材の発掘と、そういった人が所属する諸団体への活動の支援が必要となります。また、住民の福祉・人権意識を高めるために、若年層、子育て世代、団塊の世代、外国人など、さまざまな人を地域の活動によび込むことで、地域が常にかかれた場とすることも大切です。

(1) 地域福祉活動への参加の促進(担い手づくり)

5年間の取り組み状況と課題

地域福祉活動は、地区福祉委員会活動、民生委員・児童委員活動、ボランティア・NPO活動、社会福祉施設の取り組みなど、さまざまな団体、個人やグループによって進められています。しかし、一方では地域福祉活動の担い手不足や高齢化、また、男性の参加が少ないといった問題があります。

政府の『高齢社会白書』では、8割の高齢者が「困っている世帯に手助けしたい」と考えているのに、実際「手助けしている」高齢者は、3割ほどにとどまっているとあります。この「手助けをしたい」高齢者を地域福祉活動の参加につなげるためのきっかけづくりが必要です。

社会福祉協議会が運営しているボランティアセンターでは、働いている人が参加しやすいように、土日に各種講座を年に数回開催していますが、団塊の世代や男性が地域に関わりやすくなるようなメニューづくりを検討する必要があります。

また、若い世代の担い手が少ないことも問題です。若い世代は、地域との関わりが薄く、地域福祉活動についても知らない人が多いのが現状です。個人を重視する価値観がしだいに強まり、情報化社会により、ますます人と接する機会も少なくなり、他者に関心を持たなくなる傾向にあります。しかし、地域福祉とは、すべての人が福祉の担い手であると同時に受け手でもあります。自分には無関係という意識を変えていく必要があります。若い世代に向けての取り組みとして、青少年リーダー講習会、こども会地区ジュニアリーダー講習会、少年の村*などがあり、地域に根ざした活動やボランティア活動への参加の促進に努めています。

本市は、全国でも有数の「大学のあるまち」であり、これらの大学と連携した事業を展開しています。大学に市の担当職員を派遣し、地域福祉などをテーマにした講義を行ったり、各大学の施設や講義を市民に開放することにより、市民が地域福祉活動に参加しやすくなるよう努めています。また、多くの学生がインターンシップやスクールボランティアなどのプログラムを活用する際に、市のボランティアネットワークシステムにも登録し、学校を支援しています。それがきっかけとなり、ボランティア活動に参加する学生もいます。

ボランティアセンターでは、ボランティア情報を市内の大学へ提供したり、「夏のボランティア体験プログラム」を実施し、大学生、高校生がボランティア活動に参加しやすいきっかけづくりを行っています。また、地域で大学生を受け入れる取り組みをしている地区福祉委員会もあります。

地域福祉では、サービスの受け手となる当事者やその家族も参加して、みんなで支えあうという視点が大切です。ボランティアセンターでは、当事者団体との懇談会を行っています。また、社会福祉協議会では、施設連絡会に所属する高齢者福祉施設と当事者団体とで懇談会などを実施し、地域福祉推進のための連携や協力についての意見交換を進めています。さらに、精神保健福祉ボランティア養成講座を当事者と協力して開催しています。

実態調査から…

- 担い手の問題として「若い人の参加が少ない」（69.5%）、「実際に活動している人が少ない」（52.1%）、「男性の参加が少ない」（42.3%）など活動の担い手不足が上位3つを占めています。
- 担い手を増やすために必要な支援についてたずねたところ、「ボランティア募集や地域福祉活動の周知など広報を充実する」が66.2%、「地域福祉・ボランティア活動の必要性を学ぶ学習会を開催する」が45.9%でした。

市民の声から…

- 地域のボランティアを増やしてほしい。特に若い人が参加してほしい。
- 地域の人向けに学習会を実施してほしい。その際に専門施設の職員に講師として来てほしい。
- 地域の広報誌で担い手を募集したところ、何件か応募があった。
- 有償ボランティア制度を検討してほしい。
- あらゆる人が自分のできる範囲で地域に関わってもらいたい。

施策の方向

10) くらしや健康に関する地域課題を認識するために 小地域単位での学習会や懇談会の開催支援

重点課題 2

新規

実態調査をみると、地域の実情を知ることが地域福祉活動の参加のきっかけになっていることがわかります。地域福祉活動の担い手を増やしていくためには、くらしや健康に関する地域の課題を知ってもらうことが必要です。本市が実施している出前講座などを活用し、小学校区などの小地域で気軽に参加できるような学習会や懇談会の開催について支援していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア				□	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	

11) 男性や団塊の世代が参加できる地域福祉活動のメニューの充実

地域福祉活動をさらに発展させていくには、若年層や勤労者層、団塊の世代など、多様な層の人が参加することが必要です。特に活動の大きな力となる団塊の世代については、その知識や経験を生かして、地域福祉活動の担い手になるよう社会福祉協議会と連携して、地域福祉活動のメニューを工夫するなど、参加へのきっかけづくりを図ります。また、働いている人が参加しやすいような、イベントのお手伝いなど不定期のちょっとしたボランティア(ち

よったボランティアのことを「ちょぼら」とよぶ地域もあります)メニューを用意すること考えられます。

また、実態調査では、男性の担い手が比較的良好に参加している活動は、「キッズセーバーなど子どもの安全対策・見守り活動」「小学校におけるクラブ活動や総合的学習、土曜日などの取り組みへの教育的支援」「集会や行事の手伝い」などとなっています。ほかにも、市や社会福祉協議会が実施している、介護支援サポーター、認知症関連講座、傾聴ボランティアなどの各種講座があります。このような活動に男性が参加しやすいということを各関係機関・団体に周知し、担い手づくりに役立てていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 地区公民館事業〔中央公民館〕
- ボランティアセンター事業〔社会福祉協議会〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐			☐	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	

12) 青少年の地域活動やボランティア活動への参加の促進

青少年の地域活動やボランティア活動への関心を広めながら、青少年が地域で活動できる場の整備に努め、地域活動やボランティア活動への参加を促進します。

該当する主な事業及び所管課

- 青少年リーダー講習会、こども会地区ジュニアリーダー講習会、少年の村〔青少年室〕
- ボランティアセンター事業〔社会福祉協議会〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	

13) 当事者の地域福祉活動への参加の支援

ひとり暮らし高齢者が高齢者の見守り・声かけ訪問活動に参加したり、認知症の人が子どもの保育に携わったり、障がいのある人が地域でサロンを開くなど、当事者が活動の担い手となることもできます。当事者や当事者組織が地域の活動に担い手として参加する機会を増やし、地域で新たな活動展開ができるよう、社会福祉協議会及び地区福祉委員会、施設・事業所と連携して、支援を進めていきます。

該当する主な事業及び所管課

- ボランティアセンター事業・地区福祉委員会活動 [社会福祉協議会]
- 高齢者友愛訪問事業* [高齢生きがい課]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐			☐	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	○

14) 大学との連携による地域福祉活動の促進

本市は、複数の大学が立地している環境にあります。市内にある大学との連携・協力のもと、大学の専門的研究機能や情報発信機能、学生の潜在能力やエネルギーを地域福祉活動に生かすことができるよう、大学との連携を促進していきます。

該当する主な事業及び所管課

- 大学のあるまちづくり事業 [文化のまちづくり室]
- ボランティアセンター事業 [社会福祉協議会]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	



当事者組織を紹介します！

吹田コスモスの会(認知症家族の会)

平成2年(1990年)に、同じ悩みを持つ人々を中心に結成され、隔月で交流会を開催しています。日ごろ困っていることや、悩んでいることを打ち明けたり、介護についての意見交換などを行っています。「私だけじゃないんだ」と思えることを大切に、安心して老後を迎えることのできる地域づくりに参加しています。

電話相談を行っています TEL 06-6339-1210

(毎月 第1火曜日 午前10時～正午)

●問い合わせ先 TEL 06-6339-1254
社会福祉協議会 地域福祉第1係/第2係

手をつなぐ親の会

昭和36年(1961年)に、「どんな重い障がいがあっても、教育を受けることを保障しなければならない」「就学猶予、免除を許さない」との思いを持つ親たちが、知恵と力を出しあい、手をつなぎあっていこうと結成されました。生まれ育った愛する吹田で生きがいを持って、生涯を送りたいとの願いで活動を続けています。

●問い合わせ先 TEL 06-6382-9046(廣瀬)

吹田難病者連絡会

平成7年(1995年)に、難病者や慢性疾患患者、その家族が互いに助けあい励ましあって、親睦を深めながら、闘病意欲を高め、前向きに生活できる社会をつくるために結成されました。機関紙「波」を年4回以上発行し、交流会の開催や学習会、また難病*の啓発活動、地域との交流を行っています。

難病患者生活相談を行っています

(毎月第2土曜日[総合福祉会館]、第4月曜日[市役所 市民生活相談課] いずれも午後1時から4時まで)

●問い合わせ先 TEL 06-6383-7603(山田)

(2) 地域で活動する諸団体の活動への支援

● 5年間の取り組み状況と課題

地域福祉活動の一つとして、おおむね小学校区単位の33の地区福祉委員会による小地域ネットワーク活動があり、高齢者への「いきいきサロン」「ふれあい昼食会」「配食サービス」、子育て中の親子への「子育てサロン」、そのほか「世代間交流事業*」「障がい者(児)交流事業」「見守り・声かけ訪問」などの活動が展開されています。地区福祉委員会の活動の推進に向けて、社会福祉活動補助金の交付や、「子育てサロン」への地域担当保育士の協力などの支援も行っています。また、「見守り・声かけ訪問」などの個別援助活動は、地域全体で取り組む課題として、地区福祉委員会、民生委員・児童委員や自治会が協力しながら、各地区さまざまな形で取り組まれています。

社会福祉協議会では、一人でも多くの住民が地域福祉活動の輪に加わり、「だれもが安心して暮らせる住みよいまちづくり」を実現するため、平成22年度(2010年度)に第2次地域福祉活動計画を策定し、具体化に取り組んでいるところですが、活動場所の確保や事業費の補助など組織強化への市の支援・協力が必要です。

地域住民の身近な相談者として、生活に関する困りごとの相談や支援を行う民生委員・児童委員の活動があります。民生・児童委員協議会へは活動補助金の交付のほか、民生委員・児童委員研修の実施をしています。また、社会全体で子どもたちの健やかな成長を見守ることを目的に、平成19年(2007年)10月から始まった「子ども見守り家庭訪問事業*」は、民生・児童委員協議会の全面的な協力のもとに実施されており、今後も市との連携が重要です。民生委員・児童委員は地区福祉委員などを兼ねることも多く、多忙を極めていますが、その役割などについてあまり知られていないので、市民への周知に力を入れていく必要があります。

自治会では、市民の最も身近な暮らしのエリアで、地域コミュニティづくりのための土台となる活動を進めています。阪神・淡路大震災で助け出された人の約8割は、身近な住民からの救助によるものといった報告があり、今後、自治会の加入率をどのように向上させていくかといった課題があります。

おおむね60歳以上の方で構成されている高齢クラブは、高齢者の親睦、レクリエーションの仲間づくり、学習会や社会奉仕活動、友愛訪問活動、高齢者ランチルームモデル事業などを展開しています。新しい地域福祉活動団体として、ボランティア・NPOの活動が目立っており、グループ・団体数の増加とともにその活動分野も広がってきています。ほかに認知症の人の家族の会や障がいのある人の当事者組織、難病者の連絡会などのさまざまな当事者組織もつくられ、それぞれ活動を進めています。

さまざまな地域福祉課題に対応していくために、地域福祉活動団体同士が相互に連携することによって、総合的なネットワークづくりを強めていく必要があります。社会福祉協議会では施設連絡会を組織し、ボランティアセンターとの連携によりボランティア養成講座を開催したり、施設連絡会の職員(民間保育所など)が地区福祉委員会のサロン活動へ協力するなど、地域との連携を深めています。

このような地域福祉活動を行っている団体に対して、活動補助金の交付などの支援を行っていますが、それぞれの団体の役割や活動内容などについて、広く市民に周知していく必要があります。

市民の声から…

- 地域福祉活動団体の活動の充実を図ってほしい。
- 社会福祉協議会が中心となって、地域福祉活動団体間の交流を進めてほしい。
- 自治会への加入を市民へ周知してほしい。
- 地域で見守るために支援を必要とする人（高齢者や障がいのある人）の情報の共有化をしてほしい。
- 民生委員・児童委員の業務が増えてきており、大変である。

施策の方向

15) 社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援

社会福祉協議会が住民の視点から策定した「第2次地域福祉活動計画」が円滑に推進されるよう、積極的な支援を行っていきます。

社会福祉協議会が住民や民間諸団体の行う地域福祉活動推進の要となって地域福祉推進の中核的役割を発揮できるよう、体制整備等、基盤強化に向けて支援します。また、地域での活動推進の核となっている地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動の推進を支援していくとともに、社会福祉協議会及び地区福祉委員会の役割や活動内容を広く市民に知らせ、地域福祉活動への市民の参加を促していきます。

また、社会福祉協議会が行う地域ふくし協力金（賛助会費）や赤い羽根共同募金、善意銀行事業など、法人の寄附に対する理解・協力が深まるよう広報を行うなどの支援をしていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 社会福祉協議会の広報への支援、地域支えあいネットワーク推進事業、社会福祉活動補助金、ふれあい昼食会事業補助事業〔福祉総務課〕
- 地区福祉委員会が実施する子育てサロンへの支援〔子育て支援課〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎			

16) 民生委員・児童委員活動への支援

民生委員・児童委員が地域福祉の推進・発展にその役割を発揮していけるよう、福祉諸制度に関する情報提供や研修活動の充実を図るとともに、民生委員・児童委員の役割や活動内容を広く市民に知らせていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 民生委員・児童委員活動補助金、民生委員・児童委員研修の充実、民生委員・児童委員の周知への支援〔福祉総務課〕
- 新任民生委員・児童委員研修会〔福祉総務課 ほか〕
- 子ども見守り家庭訪問事業〔こども政策室〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

17) 自治会を中心とした地域活動への支援

地域住民にとって最も身近な地域活動である自治会活動や、高齢クラブ、こども会などの地域住民組織を中心とした活動の活性化への支援を行っていきます。各組織の交流の場を設け、活動内容について学びあう場をつくるための支援をしていきます。また、自治会の地域活動の周知及び加入率の向上を図るため、引き続き市報やインターネットなどを通じての啓発を図っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 自治会活動補助金〔市民協働推進室〕
- 高齢クラブ活動補助事業、社会奉仕活動事業〔高齢生きがい課〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア				☐	☐
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

18) ボランティア・NPO等の地域活動への支援

ボランティア・NPOなどが地区福祉委員会などの地域団体と連携し、地域の活動の担い手としてもその役割を発揮できるよう、活動内容を市報やインターネットなどを通じて広く市民に紹介するよう検討していきます。また、ボランティア・NPOが取り組む公益的な事業や、高齢者が自立した生活を支えるため、柔軟できめ細やかなサービスを提供する街かどデイハウス事業者に対し、引き続き支援を行っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 市民公益活動促進補助金〔市民協働推進室〕
- 街かどデイハウス事業〔高齢生きがい課〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐		☐		
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

19) 当事者組織の活動への支援

社会福祉協議会と連携して、当事者組織の活動を支援していきます。また、当事者組織が組織内の情報交換や交流活動を行うだけでなく、地区福祉委員会などの活動と連携して、地域住民と交流したり、相談活動などを展開したりできるよう必要な支援を行っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 当事者の会等への支援 [社会福祉協議会]
- 福祉バス貸付事業、北摂障がい者体育大会事業、障がい者団体福祉活動補助事業
[障がい者くらし支援室]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○		

20) 専門機関との連携・ネットワーク強化への支援

すでに組織されている、さまざまなネットワークの取り組みを通じて、地域福祉活動団体と保健・医療・就労・住宅・教育・福祉等の専門機関や施設・事業所との連携を図ります。また、社会福祉協議会と連携して、施設・事業所が地域福祉活動団体に対して専門知識を提供したり、経験を交流したりできるよう、支援していきます。また、引き続き社会福祉協議会が施設連絡会をはじめとした民間社会福祉施設との連携を図り、その専門性を生かすことで、小地域で行われている地域福祉活動が充実するよう支援していきます。

該当する主な事業及び所管課

- 吹田市高齢者虐待防止ネットワークの構築 [総合福祉会館 ほか]
- 吹田市児童虐待防止ネットワーク会議、吹田市青少年問題協議会 [こども政策室]
- ボランティアセンター事業 [社会福祉協議会]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐	☐			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	

21) 地域福祉活動団体間の交流への支援

地区福祉委員、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア・NPO、高齢クラブ等の地域福祉活動を行っている関係者が互いに交流し連携を強化して、地域福祉活動がさらに発展していくよう、必要な支援を行っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- ボランティアフェスティバル [市民協働推進室、社会福祉協議会]
- 学校等支援ボランティアネットワーク事業 [指導課]
- ボランティアセンター事業 [社会福祉協議会]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐	☐	☐	☐	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	

コラム

ボランティア団体を紹介します！

最近「傾聴」というキーワードを耳にする機会があります。おしゃべりをして気分がすっきりした経験をお持ちの方も多いのではないのでしょうか。吹田傾聴「ほほえみ」は、市内の高齢者施設や自宅に伺い、ゆっくり話し手に寄り添ってお話を聴き、相手の想いを受け止める傾聴活動をしているボランティアグループです。年2回 市内の高齢者施設を会場に、養成講座を開催しています。人生の中で経験された貴重なお話を聴かせていただき、ともに喜びや楽しみを共感できる活動にあなたも参加してみませんか。



小学校4年生の教科書に点字が載っているのをご存知ですか？ 点訳グループ「あい」は、市内の小中学校へ出向いて、点字体験や視覚障がい者の方の日常のお話をしてもらう福祉教育や、視覚障がい者の読みたい本などを点訳し、手元に届けるボランティア活動をしています。視覚障がい者の文字である点字は、身近なところでも触れる機会があります。例えばエレベーター、信号機、駅の改札など。6点の組み合わせで思いを伝える言葉になる点字。ボランティアも1点1点に思いを込めて活動しています。

●問い合わせ先 社会福祉協議会 ボランティアセンター TEL 06-6339-1210

(3) みんなの居場所づくり

● 5年間の取り組み状況と課題

お互いを支えあう地域づくりのためには、まず地域の人を知り、地域に関心を持つことが必要です。そして、仲間をつくることで人と人との交流が生まれ、地域に愛着を持つようになります。しかし、現在は、地域の人と人とのつながりが希薄化し、世代を超えたふれあいが少なくなっています。市民フォーラムや住民懇談会などでは、気軽に集まって交流できる場所や、憩い・集い・語らいあえる場がほしいという声が多く出されており、市民やNPOの取り組みも始まっていますが、地域に偏りがあり、さらなる充実が求められます。

子どもたちが、自然や地域の中で遊びをとおして豊かな人間関係を築き、社会性や協調性を育ていけるよう、子どもたちのとりまく環境を整え、子どもたちの遊び場・活動の場(拠点)である居場所づくりが求められます。

学校や地区公民館、児童会館・児童センターなどで行われる地域の事業に子どもたちが積極的に参加できるよう工夫することも大切です。また、平成23年(2011年)3月に子どもたちの新たな居場所づくりの一環として、「子育て青少年拠点夢つながり未来館」が設置されました。

こどもプラザ事業では、児童が安心して安全に過ごせる居場所や体験活動の機会を提供するため、小学校の運動場などを利用し、水曜日の放課後などに「太陽の広場」、土曜日に「地域の学校」を実施しています。「太陽の広場」については、33の小学校区において実施しており、このうち「太陽の広場」の開催日を週3日又は週5日間に拡充して実施する「太陽の広場拡充実施(モデル)事業」を10小学校区で実施しています。また、長期休業中についても11小学校区で実施しています。

また、乳幼児から高齢者までの市民が、気軽に利用できる世代間交流の場として、「ふれあい交流サロン」が市内4か所、また、乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流しながら、子育ての喜びや楽しみを共有できる場所として「子育て広場」を7か所整備しています。また、地区福祉委員会では高齢者や親子、障がいのある人などを対象に、市内33か所でさまざまな活動を展開しています。

● ふれあい交流サロン

西山田ふらっとサロン、陽だまりルーム

ほっとサロンちさと、ふれあい交流サロンたけのこ

● 子育て広場

子育てCoCoステーション、陽だまりルーム、子育て広場こすもすの家

子育て広場たけのこ、ねっこぼっこ、子育て広場オアシス、子育て広場「こっこ」

実態調査から…

- 「日ごろ何とかなければならないと思っていること」のうち、「子どもの遊び場やスポーツする場所が少ない」が39.2%、「高齢者が安心して気軽に集える施設が少ない」が32.7%と高い割合です。

市民の声から…

- 気軽に集まり、世代間交流ができる場所がほしい。
- 子育て広場を充実してほしい。小学校区に一つずつ設置してほしい。
- 一人ぼっちで土日・祝日の居場所がない。ほっとできる居場所がほしい。

施策の方向

重点課題 3

22) 「まちの縁側」づくりへの支援

市民が気軽に集り、お互い交流することによってつながりができる「まちの縁側」が、自治会単位、半径500m程度を目安に、地域のいろいろな場所で生まれるよう支援していきます。

NPOなどの取り組みへの支援として、本市で現在進行中の「子育て広場」「ふれあい交流サロン」（高齢者のひきこもり対策）もまちの縁側づくりの一環といえます。また、全国各地で始まっている「コミュニティカフェ」（食事や喫茶はもちろんのこと交流スペースもあるカフェ）もまちの縁側といえます。その他、集合住宅の一角（共用部分）や空き家・空き店舗などを活用してのまちの縁側づくりも考えられます。

該当する主な事業及び所管課

- ふれあい交流サロン事業、高齢者ランチルームモデル事業［高齢生きがい課］
- 子育て広場助成事業［子育て支援課］
- 地区福祉委員会活動［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア		□		□	□
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	○

23) 子どもの遊び場所・居場所の充実

子どもたちが安全で安心して遊べる場所・活動できる場所（拠点）の確保と充実に努めるとともに、家庭、地域の諸団体、保育所、幼稚園、児童会館・児童センター、青少年クリエイティブセンター、留守家庭児童育成室、学校、地区公民館、ボランティア・NPO等が連携して、遊びや生活体験活動、スポーツや文化・芸術活動など子どもたちの多彩な活動の機会の確保・充実を図っていきます。

小学校の運動場等を使った「こどもプラザ事業」（水曜日等の放課後や長期休業日の「太陽の広場」、土曜日の「地域の学校」）を引き続き実施していきます。また、太陽の広場につい

て地域の実情を配慮しつつ、全市的に広がるよう進めていきます。

平成23年(2011年)3月に阪急山田駅前に設置した青少年支援、子育て支援、図書館の機能をあわせもった「子育て青少年拠点夢つながり未来館」は、「夢・つながり であう場 はじまる場 ひろがる場」を基本コンセプトとしており、幅広い多くの市民が集い、ともに育ちあうことができるような居場所づくりをめざしています。

該当する主な事業及び所管課

- こどもプラザ事業(太陽の広場・地域の学校) [こどもプラザ推進室]
- 青少年健全育成事業補助金(学校開放事業分)、子育て青少年拠点夢つながり未来館、山の学校・海の学校(自然体験活動・環境教育推進事業) [青少年室]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐			☐	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎		○	○

コラム

子どもをとおして地域が見える

太陽の広場

小学校の校庭で元気に遊ぶ子どもたちの中に、オレンジの服を着た大人が交じっている。子どもたちを見守っている地域ボランティアのフレンドさんだ。ここは、児童が放課後を安心して過ごせる居場所。楽しそうな笑顔にひかれ、フレンドさんのお話を聞きたくて、太陽の広場をのぞいてみた。

「実は、自分からフレンドになろうと思ったわけじゃないんですわ。家族に学校からのチラシを見せられて、『こんなんあるよ。やってみたら』って言われて…」

ステキな笑顔で話してくれるのは、吹田第六小学校でフレンドをしているKさん。4年前に引越ししてきたKさんは、知っている人もいなくて、地域のこともわからない。そんなとき、フレンドさん募集のチラシが目に入ったらしい。「とりあえず、なにに関わっていったら、地域のことがわかってくるかもしれない。時間に融通がきくので、やってみることにしたんです」。取材中、子どもたちが次から次へと太陽の広場の部屋に入ってくる。「宿題すませてから、運動場へ行くんやで」「うん、わかってる」。フレンドさんが見守る中、宿題をする子どもたち。なんだかとっても自然。「道を歩いていると、子どもたちが『あっ、フレンドさんや!』って声をかけてくれるんです。しばらく顔見てない子どもがいたら、どうしたんやろって気になって…。子どもたちの成長がなによりうれしいんです」



「次は決めるでー!」「よっしゃー! こい!」

だんだん地域に関心を持つようになったとKさん。子どもの姿を追いかけてたら、地域が見えてくる。Kさんのような地域のお父さん、お母さんがもっと増えれば、子どもたちのあいさつする声も、そこらじゅうで響くようになるだろう。そんな地域は、だれにとっても、きっと住みやすいステキな地域であるはずだ。

(4) 安心・安全のまちづくり

● 5年間の取り組み状況と課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめ、近年の地震や台風による大きな災害の発生などにより、だれもが安心して安全に暮らしたいと望んでいます。こうした思いをもとに、平成20年(2008年)3月に「安心安全の都市(まち)づくり宣言*」を行いました。平成21年(2009年)3月には「安心安全の都市(まち)づくり推進計画」を策定し、行政、関係団体、企業、市民が協力して、安心して安全に暮らすことのできるまちづくりを推進しています。

大規模な災害が発生した場合、公的な援助には限界があるため、自助を基本に、互助(地域での助けあい)により少しでも人的な被害を減らすことが重要です。

「災害時要援護者登録制度*」を平成21年(2009年)10月から実施しており、高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人に対して、災害が発生したときや、災害のおそれがあるときに、地域で暮らすみんなで支えあうための安心・安全のネットワークづくりを推進しています。具体的には災害時に支援を希望する人が「災害時要援護者名簿」へ登録をします。その名簿を自治会や、自主防災組織*などに提供し、災害時の安否確認や避難誘導などの支援に活用します。

市では、『防災ハンドブック』を全戸に配布するなど、啓発に努めるとともに、地域住民と連携して、「自主防災組織」づくりへの支援に取り組んでいます。また、自主防災組織を結成するための救助用資機材の給付事業を行っています。平成19年度(2007年度)から地震時の死亡・負傷事故を未然に防止するため、家具転倒防止器具設置助成事業を実施しています。施設の不燃化、耐震性の促進や市街地内の防災空間の確保など、防災性を高めるまちづくりが求められています。

子どもたちや高齢者が巻き込まれる事件が多発する中、地域での安全な暮らしを求める声が強くなっています。平成22年(2010年)11月に市と吹田警察署で、「子どもと高齢者等を事件・事故から守るネットワーク吹田」に関する協定を締結しました。この協定は、子どもや高齢者、障がいのある人を事件や事故から守るため、市と同署の連携体制を強化するよう決めました。保育所・小学校等への警備員等の配置、防犯パトロール車(青パト)の運行などを実施しています。また、小学校PTAの協力も得て子どもたちといっしょに防犯マップを作成し、防犯意識の向上を図るなどの取り組みも進めています。地域では、「こども110番の家*」や地域諸団体による地域パトロール活動などが取り組まれています。

● 実態調査から…

- ひとり暮らし高齢者の具体的な課題として「災害時の対応」などがあがっています。

● 市民の声から…

- 支援を必要とする人が進んで名簿登録するような取り組みをしてほしい。
- 災害が起きたときに地域のだれもが救助にいけるような参考資料がほしい。
- 自主防災活動の推進と支援が必要である。
- 地域の福祉マップづくりをする。
- 災害時のマニュアル作成と住民への周知が必要である。
- 緊急時用に連絡網を準備する。

● 施策の方向

重点課題 4

新規

24) 災害時要援護者対策の充実

災害時要援護者登録制度の周知、啓発により要援護者の把握に努めます。自治会、民生委員・児童委員、高齢クラブ等地域住民組織やケアマネジャー、コミュニティソーシャルワーカー等の福祉専門職員の協力を得て、登録者を増やしていくとともに、地域における自主防災組織の結成を促進し、地域の中で安否確認や避難支援などが行える支援体制づくりを進めます。また、国や府が示している災害時要援護者の避難支援ガイドラインや市町村における災害時要援護者支援プラン作成指針の趣旨に基づき、災害時要援護者登録制度や情報伝達体制の整備、福祉避難所の確保などの支援策を盛り込んだ吹田市災害時要援護者支援プランの策定をしていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 災害時要援護者対策事業〔福祉総務課〕
- 地域防災推進事業〔安心安全室〕
- 地区福祉委員会活動〔社会福祉協議会〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア				□	□
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	◎

25) 安全対策(防災・防犯)の充実

防災については、施設の不燃化・耐震性の促進、市街地の防災空間の確保のための整備等により市街地の防災性の向上を図るとともに、防災情報の提供システムの確立に努め、緊急物資の備蓄や防災用資器材の整備を進めるなど、防災体制の確立を図ります。また、地域防災力の向上のため、地域において『防災ハンドブック』や洪水ハザードマップ*を活用した防災講座を開催するなど、市民への啓発活動に努め、自主防災組織の結成を促進します。

防犯については、街頭犯罪の防止のため、犯罪防止を考慮した道路・公園等の整備を行い、夜間の通行の安全を確保するため、防犯灯の設置、歩道照明の照度の確保を行うなど、防犯環境の整備に努めます。また、保育所・幼稚園・小学校等への警備員等の配置、防犯パトロール車の運行、地域諸団体によるパトロール活動や通学路における子どもの見守り活動の促進等、防犯体制の充実を図ります。さらに、「子どもと高齢者等を事件・事故から守るネットワーク吹田」の構築に努め、警察、防犯協議会、各種関係団体、民間事業者等と連携して、より多くの市民に対し、情報提供や情報交換、防犯教室の開催等によって市民の防犯意識の向上を図ります。

該当する主な事業及び所管課

- 地域防災推進事業、救助用資機材給付事業、安心安全のまちづくり講習会、青色防犯パトロール車、安心安全マップ作成支援、安心安全の都市(まち)づくり事業〔安心安全室〕

- 「民生委員児童委員発 災害時 一人も見逃さない運動」の実施〔福祉総務課〕
- 家具転倒防止器具設置助成事業〔総合福祉会館、障がい者くらし支援室〕
- 耐震改修促進事業〔建築指導課〕
- 学校園安全対策事業〔教育総務課〕
- 防犯警備協力員配置事業〔幼稚園課〕
- こども110番見まもり活動支援事業〔生涯学習課〕
- 「こども110番の家 運動」の実施〔生涯学習課、青少年室〕
- ボランティアセンター事業、地区福祉委員会活動〔社会福祉協議会〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□			□	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

コラム

福祉教育

市内のとある小学校で行われたアイマスク体験に潜入した。

子どもたちは2人一組のペアになって、校舎内を一回り。目隠しをした子は、階段あり、スロープあり、ところどころに溝や段差ありと、短いながらも盛りだくさんのコースを、ガイド役の子に手を引かれながらゆっくり歩いていく。「ここ左だよ!」「この先に階段があるよ!」。ガイド役の子はしきりに声をかけるが、壁にぶつかったり、つまずいたり、どうも上手くいかない様子。コースの角や階段の前では、ボランティアの方々が「階段だから教えたってや」と子どもたちをサポート。みんな無事にゴールできたようだ。

アイマスクをはずしながら、「めっちゃ怖かった!」の声。「ガイドするのはどうだった?」とボランティアの一人が聞くと、「難しかった!」と子どもたち。「危ないのはわかるけど、どう伝えればいいかわからなかった」「『左だよ』じゃなくて『左に曲がるよ』ってちゃんと教えてあげないと。目が見えないってそういうことやで」「そっかあ」と、子どもたちは納得したようだった。



もうちょっとゆっくり歩いて～

福祉教育を行った社会福祉協議会は、「技術を学ぶのが目的じゃないんです」と語る。「その人の立場になって、どうしたら伝わるかな? どう伝えたら安心させてあげられるかな? そんな思いやりを持ってくれるきっかけになればと思っています」

ちょっとした気遣いで、人は思いが伝わったり、わかりあえたりする。子どもたちが初めて知った「目が見えないこと」。そんなささいな「気づき」をきっかけに、今日から周りの人のことを少し考えてみる、これが福祉の原点なんだろうと思う。

(5) 人権意識・福祉意識の向上(人権教育・福祉教育)

5年間の取り組み状況と課題

多くの人々の「福祉」という言葉のイメージの中には、「行政などのサービスを必要としている高齢者や障がいのある人などの困っている人たちのもの」という意識がまだ多いように思われます。近年は、便利さを求める生活スタイルやプライバシーを確保する傾向にあり、集団よりも個人を重視する価値観が強まっていることで、市民の地域社会に対する関心や連帯感も薄れつつあります。

人権意識の向上のため、地域での人権啓発活動や男女共同参画に関する取り組みなどの事業を推進していますが、参加者の世代に偏りが見られることや、性別による固定的役割分担意識が依然として根強く見受けられます。また、福祉意識の向上のため、さまざまな事業を推進していますが、身近な地域での取り組みがあまり行われていないことが課題です。

平成22年度(2010年度)から、認知症サポーター養成事業*がスタートしました。これは、福祉意識の向上の一環として市民一人ひとりが認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり、認知症になっても住みよいまちづくりを推進することを目的とするものです。本市においては、認知症サポーターの平成26年度(2014年度)の目標値が1万人に対して、平成23年(2011年)3月末時点で2,551人養成しており、今後も積極的に養成していきます。

地域福祉活動を発展させていくには、小中学校における人権教育・福祉教育の取り組みや、おおむね小学校区ごとに整備された地区公民館を有効に活用して生涯学習事業との連携を図っていくことも大切です。社会福祉協議会ではボランティアや地区福祉委員会と連携して福祉教育を実施しており、平成18年度(2006年度)は4小学校のみの実施でしたが、平成21年度(2009年度)は延べ31小中学校での実施となりました。また、平成20年度(2008年度)から『こども社協だより』を発行し、小学校へ配布しています。さらに、社会福祉協議会の第2次地域福祉活動計画の中で、福祉教育の一環として地区福祉委員会やボランティアセンターに登録している人・団体に研修を実施したり、ボランティアグループや施設連絡会、関係団体と協力し、新たな福祉分野(知的障がい、精神障がいなど)に関するプログラムを作成しています。

実態調査から…

- 「日ごろ何とかしなければならないと思っていること」の回答のうち、「ボランティアや福祉に関心のある人が少ない」が52.7%と高い割合です。

市民の声から…

- 自然と助けあえる地域となってほしい。
- 小中学校と支援学校とで交流を深めてほしい。
- 高齢者と小中学生の世代間交流をもっと行いたい。
- 認知症であっても、住み慣れた地域で住み続けられるまちであってほしい。

● 施策の方向

26) 人権意識・福祉意識の向上

地域においてすべての人が豊かに暮らしていくためには、お互いを思いやり、尊重しあうことが大切です。学校教育や生涯学習の取り組みを通じて人権意識・福祉意識の向上を図るとともに、地域福祉活動における人と人の「つながり」づくりから、お互いのことをわかりあい、すべての人々を社会の構成員として包み支えあうといった社会的包摂の理念を推進し、ともに生きる地域社会がつけられるよう努めます。

市や人権啓発推進協議会などで行われている、さまざまな人権意識の取り組みについて、多世代の方が参加できるよう、地域での取り組みを充実していきます。また、男女の対等な立場での参画をめざし、市民・事業者・行政がともに、実効性のある研修や啓発に取り組みます。さらに、市や社会福祉協議会などで行われている、さまざまな福祉意識の取り組みについて多世代の方が参加し、小地域での取り組みが行われるよう検討します。

人権教育・福祉教育は小中学校において主体的に取り組まれています。社会福祉協議会（ボランティアセンター）や社会福祉施設などの協力・連携により、さらなる推進に努めます。幼児、障がいのある人、高齢者などとの交流や、車いす体験、手話・点字学習体験、盲導犬、高齢者疑似体験などの福祉体験学習の機会をつくり、これらを通じて、幼児や障がいのある人や高齢者などがおかれている実態や、どのような関わりが求められているかについての正しい理解と認識を深めていきます。また、お互いのことを理解し、多様な個性を認めあい、ともに支えあって生きていくための人権意識・福祉意識を育て、豊かな人間性をつちかうことに努めます。

該当する主な事業及び所管課

- 市民ひゅーまんセミナー事業、人権フェスティバル事業、人権週間街頭啓発事業、人権啓発パネル展事業、人権カレンダー制作事業、吹田市人権啓発推進協議会活動補助事業
[人権平和室]
- 地域啓発事業、世代間交流事業、地域交流事業 [交流活動館]
- 広報誌による啓発 [男女共同参画室]
- 主催講座の開催、男女共同参画センターだより『ソフィア』の発行 [男女共同参画センター]
- 地域福祉市民フォーラムの開催 [福祉総務課、社会福祉協議会]
- 人権教育映画貸出し事業、じんけん作品事業、子どもの権利条約啓発事業パンフレットの発行 [教育政策室]
- 認知症サポーター養成事業 [総合福祉会館 ほか]
- 福祉教育事業 [社会福祉協議会]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐	☐			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	○

3

サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク

住民のいのちとくらしを守るために、わかりやすく利用しやすい保健・福祉サービスの仕組みが必要です。今日、介護保険制度*や障害者自立支援法*におけるサービス提供のように、サービスの利用者である市民が自分に適したサービスを選択するといった制度へ転換が進んでおり、サービスの利用について十分な情報提供がなされなければなりません。利用者の選択・自己決定の原則が強調されている反面、真に選択権が保障されるような仕組みづくりが問われています。

また、制度の谷間にあってサービスの利用が難しい人、家族との関係に問題があってサービスの利用に結びついていない人、サービスの利用に拒否的であったり消極的であったりしてサービスを利用していない人たちが、適切にサービスを利用できるように支援していくことも必要です。

すべての市民が何らかの形で支えあいのネットワークに関わり、地域で孤立することがないような取り組みを進めていくことが重要です。

(1) 福祉サービスの利用に関する情報提供の充実

5年間の取り組み状況と課題

くらしや福祉に関するさまざまな制度やサービスなどについては、市の広報紙や『くらしの友』、ホームページ、各種パンフレットやリーフレットなどによる広報活動、説明会の開催や出前講座、吹田ケーブルテレビなどによって市民への周知に努めています。しかしながら、福祉サービスの内容や利用手続きなどについて、サービスの必要な人に情報が十分に伝わっていない、また、制度やサービスの内容が、特に高齢者、障がいのある人、外国人の方にわかりにくいといった声を聞きます。外国人の方について、平成22年度(2010年度)から、社会での孤立解消を目的に市の窓口へ英語と中国語について通訳者を派遣しています。さらに、市職員向け研修として手話講習会や点字講習会などを開催し、障がいのある人が福祉サービスの利用がしやすくなるよう努めています。

地域へ出向いての講座の開催や市民による学習会等への支援、地域と連携した身近な相談体制づくりなど、積極的に地域に出向いて、福祉サービスを必要としている人に必要な情報がわかりやすい内容で提供される仕組みをつくっていくことが求められています。そのため、社会福祉施設などの事業者や地域福祉活動を進める団体・ボランティア等の協力も得ながら、福祉サービスや地域福祉活動に関する情報の収集に努めることも必要です。

平成21年度(2009年度)から始めました「災害時要援護者登録制度」ですが、ある地区福祉委員会で発行している広報紙に登録制度の掲載を依頼し、登録をよびかけたところ、他の地域よりも多くの登録がありました。地域ぐるみで、見守り・声かけ活動にあわせて広報紙を配布することで、支援を必要とする人へ情報が行き渡ったためと考えられます。

実態調査から…

- 行政への要望・意見から、様々な制度を知らないため苦労している人がいるといった声があります。

市民の声から…

- 市の方針や活動を広く市民に知らせてほしい。また、わかりやすいパンフレットをつくってほしい。
- 必要な情報が1か所で手に入るようにしてほしい。また、わかりやすい情報提供をしてほしい。

施策の方向

27) 福祉サービスの利用に関する情報提供の充実

重点課題 1

市の広報紙やホームページ、各種パンフレットやリーフレット等のさまざまな情報媒体を活用し、保健・福祉サービスの利用に関する情報提供の充実に努めるとともに、わかりやすい情報提供となるよう、方法について工夫します。市民が必要な情報に円滑に接することができるよう、インターネット等の情報通信機器の活用についても研究し、聴覚や視覚に障がいのある人へのコミュニケーション支援の充実を図ります。

また、講座(出前講座を含む)や講演会等を開催して、健康づくりや福祉制度、ボランティアに関する情報提供を行うとともに、市民団体・グループが自主的に開催する学習会等への情報提供や職員派遣を行うなどの協力と支援に努めます。さらに、地域のさまざまな団体や事業者の協力を得ながら、きめ細やかな地域情報の収集・整理・提供を行うとともに、関係機関や地域の関係団体、ボランティア・NPO、事業者等と連携して、地域のネットワークを生かした身近な地域での情報交流・発信の方法を検討します。

該当する主な事業及び所管課

- 『市報すいた』発行事業、広報番組制作放送事業〔広報課〕
- 手話講習会〔職員研修所、障がい者くらし支援室〕
- 『ボランティアグループ・NPOガイドブック』、ボランティア・NPO情報誌『かがやき』発行、市民活動掲示板における情報公開〔市民協働推進室〕
- 地域福祉掲示板の設置、『地域福祉読本』の発行、地域福祉講座の開催〔福祉総務課〕
- 出前講座の開催、吹田市地域包括支援センターパンフレットの発行〔総合福祉会館 ほか〕
- 子育て支援に関するホームページの充実〔子育て支援課〕
- 生涯学習出前講座(吹田市職員派遣講座)〔生涯学習課〕
- 『社協だより』等発行事業〔社会福祉協議会〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□		□	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

(2) 身近な総合相談・支援体制の充実

● 5年間の取り組み状況と課題

① 相談の増加と内容の多様化・深刻化

何か困ったことが起きたときに、気軽に相談できる場所や、電話で応対してくれる窓口があることは、市民が安心して暮らすために大変重要です。また、こういった窓口は市民の福祉ニーズを捉えることのできる市の施策上、重要な機関となります。しかし、市民にとっては、いざ相談をするととなると、どこが窓口なのか、どこに電話をかければいいのかわからないという状況も多く見受けられます。さらに、さまざまな問題が重なり、1つの部門だけでは解決しない問題も多くあります。

現在では、高齢者や障がいのある人の介護や生活に関する相談、子育ての不安やひとり親家庭の生活の相談、生活困窮の相談などが増えています。また、児童虐待、高齢者虐待、配偶者への暴力やひきこもりといった新たな社会問題についての相談も見られ、相談内容も多様化・深刻化しています。さらに、病気やけがによる一時的な要支援状態等にある人々や、いわゆるゴミ屋敷の問題など「制度の谷間にある人」の相談もあり、対応が課題となっています。

② 相談支援窓口の現状

● 地域の相談・支援の拠点施設：地域保健福祉センター、地域包括支援センター

本市では、高齢者や障がいのある人の在宅での生活を支える地域の拠点施設として、地域保健福祉センターをコミュニティセンターの中に整備しています。現在、JR以南地域を担当する内本町地域保健福祉センターと、山田・千里丘地域と五月が丘地区を担当する亥の子谷地域保健福祉センターの2か所が整備されています。

地域保健福祉センターは、支援が必要な対象者の発見・把握、相談の実施、サービスの提供、高齢者の健康づくり・介護予防の取り組みの支援、地域福祉活動や介護者家族などの支援、関係機関との連絡・調整などの機能を持ち、高齢者や障がいのある人及びその家族への相談・支援を推進する地域の拠点となっています。そして、その中の相談窓口機能としては、介護保険や市の保健福祉サービス（高齢者福祉、障がい者福祉、保健事業）に関する相談、サービスの申請受付、福祉サービスの紹介等の情報の提供、必要な手続きや関係機関等との連絡・調整などを行っています。

改正介護保険法の施行に伴い、新たな介護予防事業の創設とともに、「地域包括支援センター」を設置しております。地域包括支援センターは、地域包括ケア体制を支える地域の中核機関として①総合相談支援 ②虐待の早期発見・防止などの権利擁護 ③ケアマネジャー支援・地域のネットワークづくり ④介護予防ケアマネジメントの4つの機能を担っています。総合福祉会館が片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域の3圏域を担当し、千里ニュータウン地域包括支援センターが千里ニュータウン・万博・阪大地域を担当しています。

● 地域に密着した身近な相談窓口：コミュニティソーシャルワーカー

平成18年度(2006年度)から地域に密着した生活・福祉相談員であるコミュニティソーシャルワーカーを社会福祉協議会に配置しています。コミュニティソーシャルワーカーは、地域福祉活動を促進し、住民の総合相談・支援を行い、地域団体や各種専門機関、施設事業者等と連携し、困っている人や悩んでいる人の問題解決に努めることで、地域の支えあいネットワークづくりを図っています。また、身近な所で気軽に相談してもらうため、コミュニティソーシャルワーカーによる福祉相談会を行っており、相談に足を運べない人への対応や相談から適切なサービスにつないでいく仕組みも含めた、身近な所で気軽に相談できる体制の一層の充実が求められています。

● 高齢者等の介護の身近な相談窓口：在宅介護支援センター*、街かどデイハウス

高齢者の地域の身近な相談窓口として、在宅介護支援センターが12か所あります。地域包括支援センターの地域での総合相談の窓口(プランチ)として、在宅介護等の情報提供及び利用の啓発、保健福祉サービスに関する調査及び利用の調整を行うとともに、休日夜間を含めた高齢者虐待の通報窓口としての役割も担っています。

● その他の相談窓口

地域子育て支援センター*として位置づけられている保育所では、蓄積された保育のノウハウや経験を生かし、子育て相談にも取り組んでおり(公立18か所、私立17か所)、公立幼稚園においても子育て相談を実施しています。

こども支援交流センターでは、「ことばが遅い」「落ち着きがない」「友達と遊べない」などの悩みや不安のある子どもの保護者に対する相談に応じています。

地域生活支援センターでは、障がいについての相談の受付や専門機関・福祉サービスの紹介、情報提供などを行っています(5か所)。

そのほか、市の保健センターの健康相談、教育センターの教育相談、福祉関係部局、総合福祉会館、青少年クリエイティブセンター、また、府の機関である保健所、子ども家庭センター*等の関係行政機関の相談窓口、さらに社会福祉協議会の心配ごと相談等の各種相談など、さまざまな相談窓口があります。

実態調査から…

- 地域福祉活動の中で日ごろ感じていることや困っていること、悩んでいることとして「市民やボランティアの取り組みだけではどうすることもできない問題が多い」が21.2%となっています。

市民の声から…

- 夜間や休日にも対応できる、なんでも110番相談窓口を設置してほしい。
- 身近なところで相談できる場所がほしい。
- 病気や経済的なことで相談をしたい。
- 子育てや障がいのことで困ったときに、身近で相談できる窓口がほしい。

IV 施策の方向

28) 保健・福祉の相談・支援体制の充実

ア 地域保健福祉センター(地域包括支援センターの機能を備えた)の段階的整備

保健・福祉の地域拠点として、地域包括支援センターの体制を整えた内本町地域保健福祉センター及び亥の子谷地域保健福祉センターの2つのセンターの相談・支援機能及び包括的・継続的マネジメント機能を強化していきます。ほかの未整備の4地域については、地域内に、各1か所設置できるように努めるとともに、新たに地域包括支援センターの整備について引き続き検討を行います。

イ 地域の身近な相談窓口の充実

地域の身近な相談窓口として、コミュニティソーシャルワーカーや地域生活支援センター、地域子育て支援センター(保育所)の充実を図ります。また、住民のみなさんが気軽に相談ができるよう、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーによる、高齢者、子ども、障がいのある人などの枠組みにとらわれない福祉相談会を実施していきます。

ウ 相談・支援のネットワークの整備

6つの「サービス整備圏域*」を単位として整備された地域包括支援センターの機能を備えた地域保健福祉センターや地域生活支援センター、府の子ども家庭センターや保健所、医療機関などの各種相談機関、また、居宅介護支援事業所*のケアマネジャー、社会福祉施設の相談員や大阪府社会福祉協議会が介護老人福祉施設または、特別養護老人ホーム*に配置した社会貢献支援員、私立保育所に配置した地域貢献支援員(スマイルサポーター)、コミュニティソーシャルワーカー、ボランティアセンター、さらに、地区福祉委員会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO等の行う身近な相談・支援活動とそれぞれの連携を密にし、地域の相談・支援のネットワークの強化を図ります。

該当する主な事業及び所管課

- 地域包括支援センターを核とした地域ネットワークの整備 [総合福祉会館 ほか]
- 地域支えあいネットワーク推進事業 [福祉総務課、社会福祉協議会]

- 地域子育て支援センター事業〔子育て支援課〕
- 障がい者相談支援事業、難病患者等生活相談事業〔障がい者くらし支援室〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐	☐		☐	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

コ ラ ム

子育て青少年拠点

夢つながり未来館

平成23年(2011年)3月にオープンしたこの施設。
オープン前に青少年活動サポートプラザをちょっとのぞいてみました。

入口の自動扉が開いたら、目の前に広々とした空間が飛び込んできた。ここは、エントランスホール。光がさしこみ、とても気持ちがいい。ふらりと来て自由に過ごせる空間だ。

エレベーターで3階に上がると、またもや広い空間が出現する。ここは、青少年活動サポートプラザの交流ロビー。自由に気軽に利用できるエリアだ。仲間とわいわい過ごすもよし、ひとりでくつろぐもよし、思いのまま過ごす空間、自分自身の居場所。ここにはロビーワーカーがいて、いっしょに過ごす中で、青少年の抱える課題の解決に向けて支援をしてくれる。また、掲示板で情報発信や情報交換ができ、いろんな人とであう場でもある。であいの中で、刺激を受けたり、何か興味が持てるものを見つけたら、そこからのはじまりの場。スポーツや音楽など、好きなことに主体的に取り組んでいく中で、仲間との交流がひろがる場へととなる。そして、地域活動やボランティア活動、自身の夢へとつながっていく。そんな未来を感じる施設だ。

また、2階は相談フロアで、子どもや青少年に関わる相談について、自立への歩みに相談員が寄り添いながら今できることをいっしょに考えてくれる。ほかにも学習室や多目的ホール、スタジオなどがあり、やりたいことがきっと見つかるはず。まずは、気軽にのぞいてみよう。**であう場 はじまる場 ひろがる場** そこからが夢のはじまり。

●2～6階 青少年活動サポートプラザ (TEL 6816-8552 FAX 6816-8554)

●1階 のびのび子育てプラザ (TEL 6816-8585 FAX 6816-8588)

親子で自由に来館でき、安心して遊ぶことができる施設です。また、育児サークルなどの活動場所も提供しています。親子教室や子育て講座を開催する「あいあいルーム」や一時保育室、子育てを応援してほしい人と応援できる人が相互援助を行うファミリー・サポート・センター事務局があります。

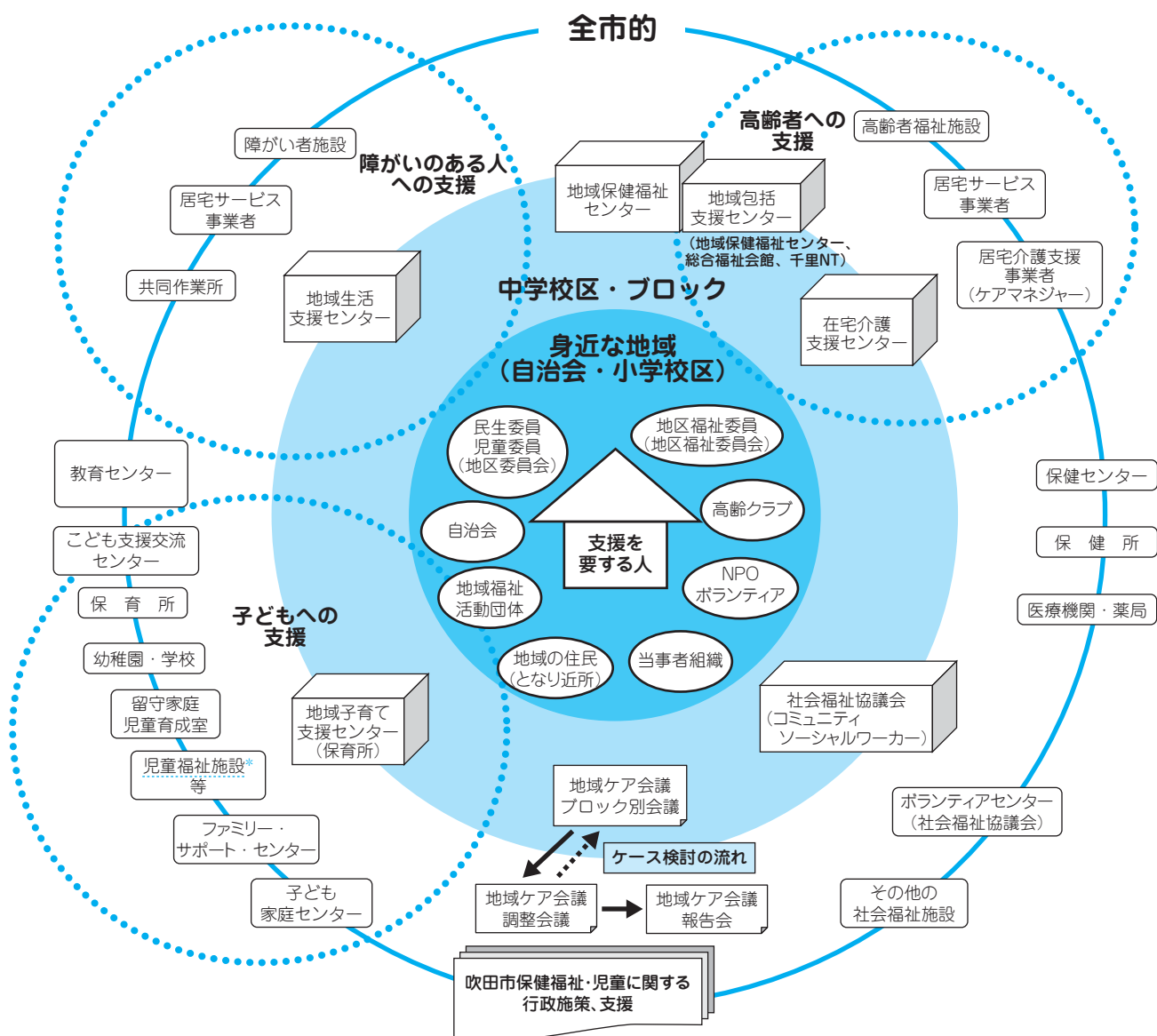
●地下1・2階 山田駅前図書館 (TEL 6816-7722 FAX 6816-7723)

約4万8,000冊の本を所蔵し、CD5,000枚、DVD2,000枚の貸出・視聴ができます。また、インターネット対応のパソコンが11台あります。ほかに子育て支援コーナーや読み聞かせスペースなどがあります。



山田西4丁目2番43号
阪急・大阪モノレール山田駅下車すぐ

図Ⅳ-3-1 相談・支援体制のネットワーク



(3) 福祉サービスの利用支援と権利擁護

● 5年間の取り組み状況と課題

平成12年度(2000年度)から介護保険制度がスタートし、行政が行う措置制度から市民が必要なサービスを選択し、事業者・施設と契約を結ぶ方法に大きく変化しており、こうした変化は障がいのある人のための福祉サービス及び保育所の入所などに際しても同じです。認知症や知的障がい、精神障がいなどのために福祉サービスの利用手続きがわからない、あるいはサービスの利用を拒否するなど、利用手続きに支障のある人にとってはなじみにくい制度となっています。市民が福祉サービスを利用するための契約に必要な事業者の情報を容易に入手できる仕組みづくりや、適切な苦情処理体制の整備、優良な事業者の育成を図ることが重要です。

市民が安心してサービスを利用できるよう、介護保険に関する相談窓口や介護相談員*、また福祉サービスに関する大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会*」などの苦情解決制度の周知・普及を図ることが必要です。さらに、サービス提供事業者とも連携して、事業者の自己評価や、公正・中立的な立場でサービス利用者からの苦情解決を図る第三者評価などによってサービスの質の確保と向上を図ることも必要です。平成12年(2000年)7月から市の行う福祉・保健サービスに対する市民の苦情を公正・中立的な立場で迅速に処理するための福祉オンブズパーソン(福祉保健サービス苦情調整委員)制度*を実施しています。

平成18年度(2006年度)から設置された地域包括支援センターが行う「包括的支援事業」の中に、介護予防ケアマネジメント事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業があり、福祉サービスの利用支援と権利擁護のために各種事業を実施しています。社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業は、日常生活自立支援事業*に名称を変更しました。専門職員も1名配置され、相談件数は平成21年度(2009年度)で3,659件となっています。年々、利用ニーズが高まり待機者も発生しているため、制度の拡充が求められています。

地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカーの配置により、福祉サービスの利用支援は進んできていますが、依然として情報がなく支援を必要としている人へのサービス提供が不十分であるという課題があります。

市民の声から…

- 認知症サポーター養成講座を多くの人に受講してもらいたい。
- 役所言葉やインターネットなどの機械の操作は難しいのでサポートしてほしい。
- 地域で閉じこもりがちな人の目配りをしてほしい。
- 不誠実な事業所は指導してほしい。

● 施策の方向

29) 福祉サービスの利用に結びついていない要支援者への相談・支援体制の充実

認知症などがあって利用手続きに支障のある人や、さまざまな理由でサービスの利用に結びついていない人に必要なサービスが適切に提供されるよう、支援を必要としている人に対する相談・支援体制の充実を図っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 育成支援家庭訪問事業〔こども政策室〕
- 総合相談支援業務〔総合福祉会館 ほか〕
- 地域支えあいネットワーク推進事業〔福祉総務課、社会福祉協議会〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐	☐			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

30) 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

認知症や知的障がい・精神障がいなどがあって福祉サービス等を利用する上で判断能力が十分でない人などに対して、福祉サービスの利用の援助や助言を行う、成年後見制度や社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の周知に努めるとともに、これらの制度の利用促進を図り、サービス利用者の権利擁護を推進していきます。また、身寄りがいないなどの理由で成年後見制度の後見などの審判の申立てができない人については、市長が本人に代わって審判の申立てを行うなどの利用支援を行います。さらに、高齢者、障がいのある人等が、判断能力が不十分であっても、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、市民後見・法人後見等成年後見制度*に関する取り組みについて研究し、制度の普及啓発を図ります。また、老人福祉施設などへの措置の支援、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の権利を擁護していきます。

該当する主な事業及び所管課

- 権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務〔総合福祉会館 ほか〕
- 日常生活自立支援事業〔社会福祉協議会〕
- 成年後見制度利用支援事業〔障がい者くらし支援室〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐	☐			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

31) 福祉サービスの質の確保

市の福祉オンブズパーソン(福祉保健サービス苦情調整委員)制度や、介護保険に関する相談窓口や介護相談員、大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会」などの苦情相談の窓口について周知・普及に努めます。

また、「第三者委員*」の設置などをサービス提供事業者に働きかけます。事業者が提供するサービスを民間の第三者機関が公正・中立的な立場で評価し、その結果を市民に公開する「第三者評価制度」については、国、府での検討状況を見ながら、その周知・普及に努めます。これらを通じて、サービス提供事業者と利用者の対等な関係づくりを進めるとともに、サービスの質の確保を図ります。

該当する主な事業及び所管課

- 福祉オンブズパーソン(福祉保健サービス苦情調整委員) [福祉総務課]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○		○	

コ ラ ム

認知症サポーター養成講座

厚生労働省では、「認知症を知り地域をつくる10カ年」構想を推進しており、平成26年(2014年)までに400万人の認知症サポーター輩出を目標にしています。

市でも人権意識・福祉意識向上の一環として、認知症サポーター養成事業を進めています。これは、キャラバンメイトとよばれる認知症サポーター養成講座の講師が講座を開催し、受講した人が認知症サポーターとなり、その証としてオレンジリングとよばれるブレスレットが授与されます(写真)。



講座では、認知症の基礎知識及び対処方法等について学びます。受講者の声として、「1人でも多くの人に知ってもらいたい」「地域ぐるみでのさりげない援助が必要になってくる」などの感想がよせられています。これをきっかけに、地域での見守り、支援などにご協力いただける人も多くおられます。

受講後は、何か特別なことをしなければいけないというものではありません。ただ、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になっていただだけでいいのです。その上で、自分のできる範囲で活動します。たとえば、友人や家族にその知識を伝えるなど、活動内容はさまざまです。

市ではサポーターの目標数を平成26年度(2014年度)までに10,500人としており、平成23年(2011年)3月末現在で2,551人がサポーターになっています。サポーターの中から地域のリーダーとしてまちづくりの担い手が育つことを期待します。

●問い合わせ先

総合福祉会館 TEL 6339-1207
 内本町地域保健福祉センター TEL 6317-5461
 亥の子谷地域保健福祉センター TEL 4864-8551
 千里ニュータウン地域包括支援センター TEL 6873-8870

(4) 総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて

● 5年間の取り組み状況と課題

住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくためには、支援を必要としている人が適切なサービスを選択し利用できることが必要です。そのためには、相談体制の整備・充実とあわせて、保健・医療・福祉の関係機関やサービス提供事業者、地域福祉活動諸団体が相互に連携してネットワーク化を図り、身近な相談窓口から適切なサービスの活用へとつないでいくための総合的なケアマネジメント体制の整備が必要です。

ケアマネジメントは、介護保険制度においては制度化されています。相談受付、アセスメント(生活課題及び社会資源*の把握)、ケアプラン*の作成、ケアプランに基づくサービス利用のためのサービス提供事業者との連絡・調整、ケアプランの実施、サービス提供の管理・運営などの一連の流れの中で、さまざまな専門職、関係機関・事業者等が関わって行われています。支援を必要としている人の個々の生活課題に対応して適切なサービスの活用へとつないでいくだけでなく、福祉サービスの提供に必要な地域の社会資源の充実を図ることも必要となっています。

地域保健福祉センター(地域包括支援センター)は市が直営で運営し、福祉に精通した市の専門職を地域包括支援センターの三職種(保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー)として配置することに加えて、福祉サービスを担当する社会福祉主事を配置し、各種サービスの提供をはじめ関係機関との連携・調整などができるだけ地域保健福祉センターの窓口で完結し、課題の解決が直接的かつ早期に図れるよう取り組んでいます。

地域ケア会議は、地域の高齢者を支援する保健・福祉・医療のネットワークの役割を担っており、各地域の包括支援センターが事務局を担当する「ブロック別会議」と、各ブロックの座長、副座長等で構成される「調整会議」、関係機関の代表者等の活動報告等をする「報告会」の3層構造で運営されています。地域ケア会議では、サービス整備圏域6ブロックを基本に地域ケア会議ブロック別定例会の開催を通じ、地域の関係機関、団体、事業者などの人的ネットワークと情報のネットワークの推進に努めるとともに、事例検討などの実施により、関係機関や事業所などの連携によるサービスの質の確保と向上を図ってきました。平成20年度(2008年度)には、吹田警察署、地区福祉委員会、大阪弁護士会をメンバーに加えて高齢者虐待防止ネットワークの役割も担うとともに、介護支援専門員*などからの相談に応じて、随時に開催し、弁護士や精神科医などの助言を得られる場として、ブロック別随時会を新たに設置しています。

児童虐待防止の取り組みとして吹田子ども家庭センター、教育委員会、民生・児童委員協議会等で構成する児童虐待防止ネットワーク会議を要保護児童対策地域協議会として位置づけ、情報交換、情報共有を行い、有機的な連携を図りながら児童虐待防止の取り組みを進めています。

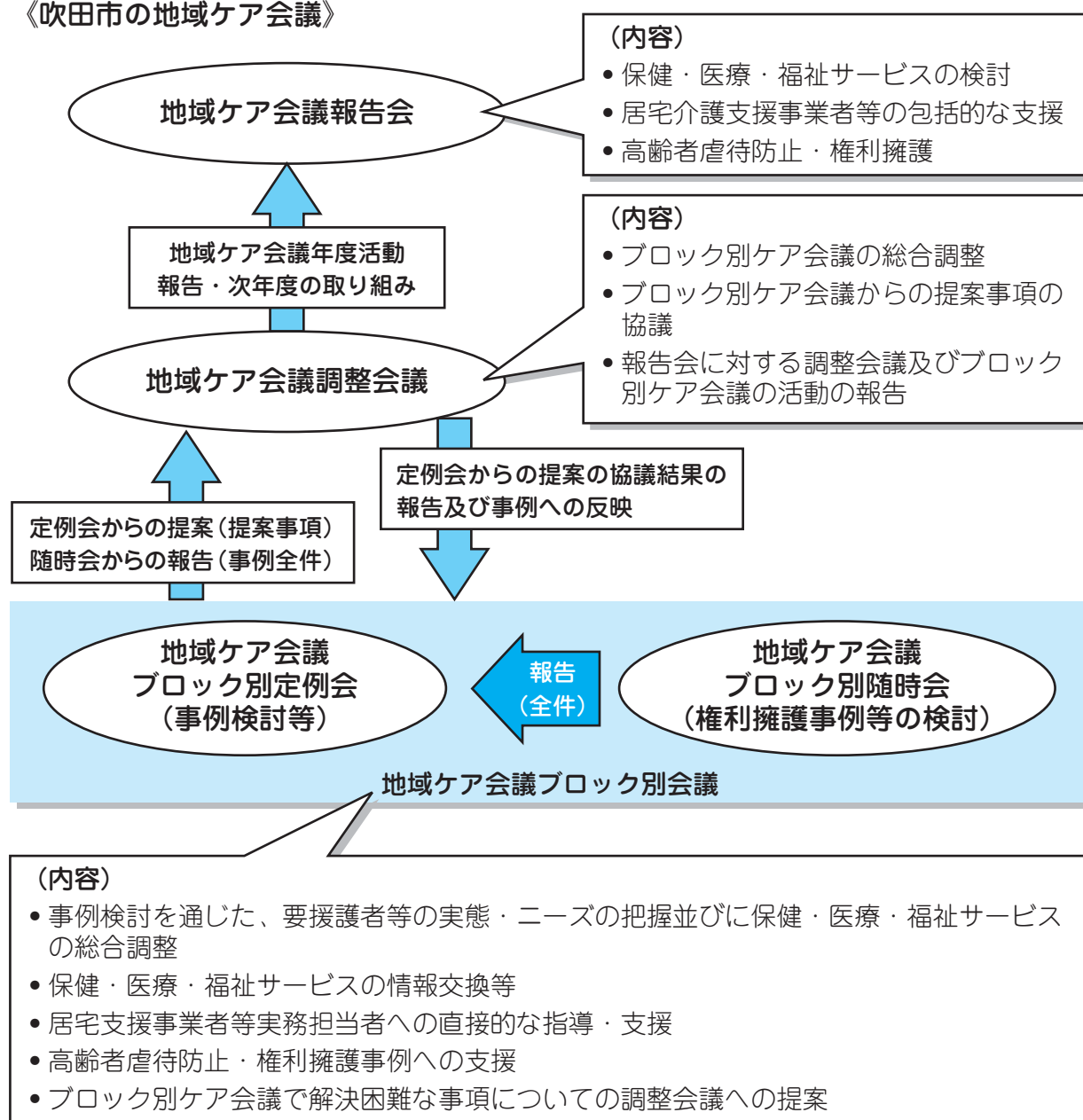
障がいのある人の福祉・保健・医療・教育・就労などの多様なニーズに対応して、必要なサービスに結びつけるとともに、地域のさまざまな社会資源を活用して、地域生活を総合的に支援していくためのケアマネジメント体制の整備・充実が求められています。

コミュニティソーシャルワーカーは、民生委員・児童委員や地区福祉委員、住民などからさまざまな相談を受けていますが、どこの関係機関にもつなぐことができない、制度の谷間にある問題の解決が課題となります。また、各種会議の内容が、参加している個人が所属する団体や関係機関にもフィードバックされ、連携強化に役立つよう検討していく必要があります。

市民の声から…

- 地域内で支援を必要とする人の情報を共有したい。
- 暮らしに必要なことを知る場や検討できるチームのようなものをつくりたい。
- 地域を介在とした、関係機関と市民のネットワークを構築したい。

《吹田市の地域ケア会議》



● 施策の方向

重点課題 5

32) 総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて

市民から寄せられる生活上の課題の解決に向けて、地域レベルでの保健・医療・福祉の関係機関やサービス提供事業者、地域福祉活動団体等の連携を密にしてネットワークづくりを進め、相談の受付からサービスの利用調整、適切なサービス提供や地域での支援につなぐ、総合的・継続的なケアマネジメント体制の整備をめざします。

ア 地域保健福祉センター(地域包括支援センター)の機能充実と地域ケア体制の整備

地域ケアに関わる包括的・継続的ケアマネジメントの拠点として、地域包括支援センターの機能を持つ地域保健福祉センターにおいて、高齢者や障がいのある人及びその家族に対して、介護予防、在宅介護、地域生活支援などに関する総合相談を行うとともに、サービスの総合調整、地域のケアマネジャーや事業所などへの支援を行い、さらに、医療機関、地域生活支援センター、民生委員・児童委員、地区福祉委員、コミュニティソーシャルワーカー等と連携しながら関係機関・団体・事業者等のネットワークづくりを進めるなど、地域ケア体制の整備を図ります。

地域保健福祉センターの整備については、地域包括支援センター機能を有する市直営地域保健福祉センターをサービス整備圏域6地域ごとに、各1か所設置できるように努めるとともに、新たに地域包括支援センターの整備について、引き続き検討を行います。

イ 「地域ケア会議」の充実

ブロック別定例会での事例検討会に加えて、制度改正や社会資源の学習などを重視するとともに、各ブロック会議からの意見をとおして、制度の改正や新たな社会資源の開発や地域での見守り活動などの既存のネットワークとの連携や活用を図ります。

ウ 障がいのある人に対するケアマネジメント体制の整備

地域自立支援協議会では、市や相談支援事業所等が相談支援の活動を進めていく中で直面した課題や、個別支援会議等において把握された問題やニーズについて、障がいのある人とその家族、関係団体・事業者、地域の諸団体、福祉・保健・医療・教育・就労等の関係機関による協議を行い、課題について情報を共有し、そのことを通じて相互の連携を強化して、障がいのある人の地域生活を支援するケアマネジメント体制の整備・充実に取り組みます。

エ 子どもの分野の取り組み

子どもの分野においても、被虐待児童やひきこもり児童などの支援を必要としている子どもとその家庭の援助に向けて、関係機関・団体で児童虐待防止ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)が組織されており、総合的なケアマネジメント体制づくりの一環としてその活動の充実を図ります。

オ 制度の谷間にある問題解決策を探る「(仮称)地域福祉問題調整会議」の立ち上げ

地域で発見した制度の谷間にある問題について解決策を検討する公民の関係スタッフによる「(仮称)地域福祉問題調整会議」の立ち上げを検討します。

該当する主な事業及び所管課

- 吹田市地域ケア会議の開催 [総合福祉会館]
- 吹田市児童虐待防止ネットワーク会議 [こども政策室]
- 地域支えあいネットワーク推進事業 [福祉総務課、社会福祉協議会]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐	☐			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

3

保健・医療、社会福祉制度の充実

(1) 健康といのちを守る保健活動・医療体制の充実

● 5年間の取り組み状況と課題

急速な高齢化の進行とともに食生活や運動習慣などを原因とする生活習慣病が増加しており、それに伴い要支援者・要介護者も増えています。(財)吹田市健康づくり推進事業団など、各関係機関や市民と連携して、健康づくりの取り組みを進めるとともに、平成20年(2008年)4月から実施している特定健康診査・特定保健指導*をはじめ、健康相談や健康教室、出前講座、地域の身近な場所で介護予防事業を積極的に展開しています。また、深刻化する自殺問題への対策として、平成22年度(2010年度)から「吹田市自殺予防対策連絡会議」を立ち上げ、自殺予防についての普及啓発を図るとともに、うつ病などの早期発見・相談等の支援や、こころの健康づくりにも努めているところです。

運動器の機能向上事業(はつらつ教室)のOB会などの自主グループに対する職員派遣や会場提供も行っており、平成20年度(2008年度)からは、介護予防推進員の育成講座を開催し、市民とともに介護予防の普及啓発に努めています。また、運動器の機能向上事業(はつらつ教室)、栄養改善事業、口腔機能向上事業を開催し、要介護状態となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる特定高齢者への介護予防を行っています。地域では、地区福祉委員会を中心に、地域包括支援センター、保健センターと連携しながら介護予防を推進しています。高齢期を健やかで心豊かに過ごせるよう、子どもから高齢者まで市民すべての健康の保持・増進に向けた健康づくりを推進し、疾病予防・介護予防の充実を図っていくことが必要です。

小児救急の地域医療体制を確保するため、平成16年(2004年)4月に、箕面市に小児救急の広域的施設「豊能広域こども急病センター」が整備されました。また、平成18年(2006年)4月から吹田市民病院においても、日曜・祝日などの昼間に小児救急診療を実施しています。

市民の身近な医療の相談相手として、かかりつけ医の定着が求められており、地域医療連携体制の整備、医療機関と保健、福祉との連携などが重要です。

実態調査から…

- 行政への要望・意見として「夜間小児救急も早々に吹田市内で受け入れる体制をとって欲しい」という意見がありました。

市民の声から…

- 安心して医療を受けられるまちになってほしい。特に小児救急を充実してほしい。
- 小児科、内科、外科などのマップをつくってほしい。
- 市内で子どもの夜間診療をしてほしい。また、健康づくりのために散歩コースを知りたい。

● 施策の方向

33) 健康づくり事業と身近な地域での保健・介護予防事業の推進

『健康すいた21』で示された指標をもとに、健康づくり事業を推進していきます。また、健康診査や健康教育など壮年期からの保健サービスの充実を図り、生活習慣病等の疾病予防や閉じこもり予防など、介護予防事業を進めます。

健康づくり・介護予防事業を地域福祉活動の一つの取り組みとして位置づけ、6つの地域包括支援センターに配置された保健師等の専門職員により、高齢者の健康や介護予防に関する相談や、地区福祉委員会等と連携しながらの身近な地域での転倒予防や認知症予防などの介護予防についての出前講座などを積極的に実施していきます。

また平成22年(2010年)3月に策定されました、食育推進計画に基づき、市民の食生活の改善や食に関する意識の向上に努めます。

該当する主な事業及び所管課

- 介護予防事業〔総合福祉会館 ほか〕
- 地区福祉委員会活動等〔社会福祉協議会〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア		□		□	□
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

34) 地域医療体制の整備

いのちを守り、地域でのくらしを支えるには医療体制の整備が欠かせません。小児科医確保の困難な中、府や隣接各市、関係医療機関との相互協力で「豊能広域こども急病センター」での対応を行うとともに、引き続き本市の実情を踏まえた救急医療体制の整備に努めます。また、病院や診療所の相互の連携を強め地域医療連携体制の整備を図ります。さらに、関係機関と連携して、かかりつけ医の定着を図るとともに、地域の医療・保健・福祉のネットワークづくりを推進していきます。

本市の持続的な発展において重要な役割を担う東部拠点のまちづくりにおいて、個人や地域、地球の健康が一体のものであるとの観点のもと、環境と健康・医療が融合した「エコメディカルシティ」の創生に向け整備を進めています。高度先端医療機関を核とした産学官の協働による医療クラスター形成を図ってまいります。こうした取り組みをモデルに、環境への配慮と市民の健やかなくらしへの支援とを兼ね備えたまちづくりを全市に広げていきます。

市民病院では、府のがん診療拠点病院として、機能の充実を図ります。また、地域の開業医と協力して治療に当たる登録医制度を推進するとともに、急性期医療を担う地域の基幹病院として、診療所や病院との医療連携を強化していきます。さらに、救急医療の充実、並びに医師の確保、臨床研修医の育成に努め、公的病院として市民の医療ニーズに対応していきます。

該当する主な事業及び所管課

- 豊能広域こども急病センター [健康づくり推進室]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	☐	☐			

コラム

吹一保育園での取り組み

食育で育む豊かなこころ

サッカーの試合に行く小学校4年生の息子に弁当を持たせた。帰ってきた息子が言う。

「お父さん、今度から弁当じゃなくて、カップラーメンにして。みんなおいしそうに食べてるねん」「ええ?!」。カップラーメンを食べてる子が、「弁当つくって」と言うのならわかるが、そんなにオレの弁当がまずいのか? と悩んだ。物があふれ、豊かになったというけれど、食に対する意識は、実のところ貧しいのかもしれない。

市の保育所や幼稚園では、食育推進計画の策定前から、食育に取り組んでいる。そこで、吹一保育園をたずねてみることにした。

2歳児クラスの給食の時間。「今日の献立は、ぶりの照焼とおかか和え、それとおみそ汁。ほら、これがおかかやで」と食材について子どもたちに説明している。「楽しく食べることが大切。だから、食の細い子どもには、最初から量を少なめにしています。食べ物を残すより、食べきること達成感を持ち、自信にもつながるんです」と先生。なるほど。子どもって、「先生おかわりー!」って言うのが、なんだかうれしいよね。「夏にとうもろこしが出たときは、子どもたちに皮むきのお手伝いをしてもらい、五感をとおして、食べることに興味を持てるようにしています」。季節の食材に触れることも大切なことらしい。

園では、食育の年間目標を立て、各クラスで取り組んでいる。園庭には、5歳児が一泊保育のときにつくるカレーのために、たまねぎやたねいもが植えられている。自分で育てたじゃがいもでカレーをつくり、大好きな友達や先生といっしょに食べることで、食べる意欲が育つ。お正月にはおもちつき、節分にはいわし、5月の節句にはちまきと、それぞれの季節や行事を食で楽しむことが大切なんだと、あらためて思った。

食べるということは、単に空腹を満たすだけではない。栄養のある食事は、健康につながり、「おいしいね」と、みんなで食べる食事は、楽しさを生む。楽しく食べる食事は、丈夫な体と豊かなこころを育むのだ。

さあて、今夜のおかずはなににしようか。園でのお話を聞いてると、つくる楽しさがわいてきたぞ。



みんなで食べる食事は、おいしいね!



種から育てている大根。
早く大きくなあれ!

(2) 子ども・子育てを支援する基盤の充実

● 5年間の取り組み状況と課題

家庭や地域の育児力が低下し、子育ての負担感や不安感が増している中、孤立した子育てをなくし、地域の仲間とともに楽しく子育てできる環境づくりが必要です。公立保育園18園、私立保育園17園で地域子育て支援センターを実施し、地域全体で子育てを支援しあう拠点施設としての役割を担っています。また、子育てサークルの育成・支援やファミリー・サポート・センター事業の実施のほか、一時預かりや緊急保育、ショートステイ*事業やトワイライトステイ*事業など、緊急時に子どもを安心して預けることのできる取り組みを進めています。児童センター未整備であった千里山地域に、平成21年(2009年)10月、千里山竹園児童センターを開設しました。児童会館・児童センターは平成21年(2009年)4月から毎日開館を実施しており、0歳から小学生までの幅広い子どもたちが安心していつでも利用できる子どもの拠点施設として、地域住民との協働により取り組みを進めています。子育てを支えあう市民の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の拡充が求められています。地区福祉委員会では子育てサロンを、28地区32か所で開催しています(平成22年度[2010年度]末現在)。

また、市内12ブロックに地域子育て支援関係機関連絡会を設置し、各ブロックで年15回の連絡会が行われています。連絡会では、地域子育て支援センターを中心に、保育所、幼稚園、児童会館・児童センター、保健センターなどの子育て支援関係機関や団体が集まって学習や交流をしており、また各地域の子育て支援の行事情報を掲載した『子育てカレンダー』を発行し、情報提供している地域もあります。

平成19年(2007年)11月にこども支援交流センターが整備されたことにより、地域支援センターや杉の子学園、わかたけ園において、配慮を必要とする子どもたちへの支援を幅広く行っています。放課後休日支援教室や外来訓練事業、地域福祉講座事業、ボランティア活動支援事業などの新たな取り組みも広がっています。特に、ボランティア活動支援事業においては親子教室などの兄弟姉妹の見守りのための、ボランティアコーディネーターを配置しています。

児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めることができない家庭を、子育て経験のある保育士、幼稚園教諭などの有資格者や、大阪府子ども家庭サポーターからなる育児支援家庭訪問員が訪問をして、子育ての情報提供や相談等の支援を行なっています。

保育所や留守家庭児童育成室*は仕事と子育ての両立を支える施設として重要な役割を果たしています。平成19年度(2007年度)に保育計画を策定し、平成20年度(2008年度)に計50人の入所枠拡大を図りましたが、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育のさらなる拡充が求められています。また、留守家庭児童育成室では平成21年度(2009年度)から開室時間の延長及び第4土曜日等の開設を始めております。

地域社会全体で子どもの健全育成の取り組みを推進するため、各中学校区に地域教育協議会*を設置し、地域における教育コミュニティの形成に努めています。

実態調査から…

- 行政への要望・意見として「子どもの遊び場や多目的運動広場が必要」という意見がありました。

市民の声から…

- 安心して遊べる公園、児童館、保育園を整備してほしい。
- 障がいのある子も、そうでない子とともに学び暮らせるまちであってほしい。
- 子育て関係機関のネットワーク、特にヨコのつながりを強化してほしい。
- 緊急時に、近くで子どもを預けられる場所がほしい。

施策の方向

35) 地域における子育て支援の充実

子育て・子育てに関する身近な地域での相談支援体制の整備や情報の提供の充実を図るとともに、地域の子育て支援の拠点としてその役割を一層発揮できるよう、地域子育て支援センターの事業の充実を図ります。

また、子育てサークルの活動場所や子育てに関する情報の提供など、子育てサークルの育成・支援を進めるとともに、子育て中の親子が気軽に集い、子育て支援を受けられる「子育て広場」をNPOなど市民との協働で整備するなど、地域における子育て支援の活動を一層充実していきます。さらに、ファミリー・サポート・センター事業の拡充や緊急時等に子どもを安心して預けることのできる保育所での一時預かりの充実を図ります。児童会館・児童センターの事業の充実を図るとともに、整備されていない北千里地域の整備に努めます。

学校・家庭・地域社会が、互いに協働して地域社会全体で子どもの健全育成の取り組みの充実を図っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 地域子育て支援センター事業、子育てサークルの育成・支援、ファミリー・サポート・センター事業、児童会館・児童センター事業、子育て広場助成事業〔子育て支援課〕
- 一時預かり事業、緊急保育事業〔保育課〕
- 吹田市子育て支援短期利用事業、育成支援家庭訪問事業〔こども政策室〕
- 地域教育コミュニティ事業〔こどもプラザ推進室〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□	□		
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎		○	○

36) 子育てを支援しあえるまちづくりの推進

身近な地域で関係機関や地域団体が連携し、子育てに関する問題や取り組みについての学習や交流を積み重ね、情報を共有しながら「子育てを支援しあえるまちづくり」を進めます。

地域子育て支援センターである保育所を中心として、幼稚園、保健センター、児童会館・児童センターなどの関係機関、さらに民生委員・児童委員や地区福祉委員など地域の担い手も含めて構成された「地域子育て支援関係機関連絡会」の活動の充実を図っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 地域子育て支援関係機関連絡会〔子育て支援課〕
- 地区福祉委員会活動〔社会福祉協議会〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア			□		
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

37) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

子育てが特に困難な状況にある家庭への支援体制の整備を図ります。また、児童虐待の未然防止や被虐待児童・ひきこもり児童に対する支援に向けて、子ども家庭センターと連携を密にし、相談・支援体制の充実を図ります。あわせて、児童虐待防止ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)の活動の充実を図り、福祉、教育、保健、医療、警察等の関係機関が、民生委員・児童委員やボランティア・NPO等の関係団体と連携した地域の見守り体制を整備します。また、児童虐待防止ネットワーク会議実務者会議での事例検討や、勉強会等で各機関の意識啓発、専門知識の向上に努め、関係機関の連携を強化することで、児童虐待防止に努めます。

障がいのある子どもへの支援については、本市の療育*システムに基づいて、乳幼児健診等の実施により、早期発見と早期療育に努め、子どもの障がいに応じた療育と保護者への相談支援について、子どものライフステージに沿って療育施設や保育所、幼稚園、学校などで継続して行うとともに、関係機関との連携を図り、療育システムの充実に努めます。また、こども支援交流センターを拠点に、地域生活を支援するボランティアの育成など、地域全体で障がいのある子どもの健やかな育ちを支援する基盤づくりを推進します。

該当する主な事業及び所管課

- 吹田市児童虐待防止ネットワーク会議〔こども政策室〕
- 肢体不自由児の通園療育事業〔わかたけ園〕
- 障がい児の保育所への受け入れ、児童虐待防止のための保育所の受け入れ〔保育課〕
- 特別支援教育〔指導課〕
- 配慮を要する幼児の受け入れ〔幼稚園課〕
- 知的障がい児の通園療育事業〔杉の子学園〕
- こども支援交流センター整備事業〔こども支援交流センター〕
- 学齢期を含む親子教室、障がい児の外来相談、配慮の必要な児童への巡回相談、放課後休日支援教室等、外来訓練事業、地域福祉講座事業、ボランティア活動支援事業
〔地域支援センター〕



	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐		☐	☐	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	○

38) 働くこと・育てることの両立への支援

良好な保育環境を確保するとともに、保育所に入所できない待機児童の解消を図るため、計画的に保育所の整備等を推進し、平成26年度(2014年度)までに450人程度の入所定員増をめざします。そして、保育を必要とするすべての児童が保育所を利用できるよう、保育需要を見極めながら必要に応じて保育所の整備に努めます。また、今後予定されている大規模開発に伴う保育需要の拡大も考慮し、入所希望者の居住地により近い保育所に通えるよう努めます。

休日保育や、子どもの病気やけがの回復期に保育や看護を行う病後児保育についても、さらに整備をしていきます。病後児保育については、平成26年度(2014年度)までにさらに2か所の整備をします。また、子どもが病気やけがのときにも保育や看護を行う病児保育の整備に向けて需要を見極めながらさらに検討します。

保護者が安心して就労するための保育の場であるとともに、子どもの縦の関係を大切にしながら豊かに育つ生活の場となるよう、留守家庭児童育成室の受け入れ態勢の充実を図ります。

該当する主な事業及び所管課

- 保育所入所待機児対策、病児・病後児保育事業、休日保育事業 [保育課]
- 留守家庭児童育成室事業 [児童育成課]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐			☐	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	

(3) 障がいのある人とともに生きる社会の実現

● 5年間の取り組み状況と課題

障がいのある人も、ない人も、一人の人間として、お互いに尊重しあうことが大切です。障がいの種別や程度に関わらず、住み慣れた地域で、一人の地域住民として安心して生活が送れるようにしていくことが求められています。地域社会から必要な支援を得ながら、一人ひとりのニーズにあったくらしを送り、社会活動に参加しながら自己実現を図っていけるよう、環境を整えていくことが大切です。

障がいや障がいのある人やその家族の置かれている状況などについて、市民の正しい理解や認識を促進する啓発活動を進めています。「障がい」への理解の深まりを促す趣旨として、平成21年(2009年)2月から、「障害」の「害」の字をひらがな表記にしました。精神疾患への誤解や偏見(こころのバリア)は、依然として解消されていない現実があります。精神障がいについての正しい理解と認識が深まるよう、市民の意識啓発を推進し、ともに地域で暮らしていけるよう、支援していく必要があります。

社会福祉協議会及び地区福祉委員会が主体となって、障がいのある人(児)と交流事業を行っていますが、平成26年度(2014年度)までに全地区で開催できるよう取り組みを進めています。また、社会福祉協議会、施設連絡会に所属している障がい者施設と地区福祉委員会との交流もあり、施設連絡会の専門性を生かしたネットワークが広がりつつあります。

障がいの状態や年齢によって、支援の必要性や内容は大きく異なるため、個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し、保健・医療、福祉等の適切な諸サービスが受けられるよう、きめ細やかな支援を行っていく必要があります。障がいのある人の在宅生活・地域生活を支えるサービスの整備・充実が図られつつありますが、特に重度障がいのある人が安心して暮らせる場である生活施設の不足や医療的なケアにおける対応や相談窓口の不足など、今後検討していく必要があります。

実態調査から…

- 日ごろ何かしなければならぬと思っていること」のうち「障がい児・者がいる世帯のこと」は15.5%であり、相対的に低くなっています。
- 行政への要望・意見として「視覚障がい者の読書環境充実のための活動場所・書庫・活動資金の支援を充実して欲しい」という意見があります。

市民の声から…

- 障がいのある人を地域で受け入れてほしい。小地域レベルでの交流会や意見交換をしたい。
- 差別や偏見を感じないですむまちになってほしい。
- 障がいのある人がどこに居るのがわからない(情報共有)。
- 障がいのある人同士でコミュニケーションを図る場がほしい。
- ショートステイやケアホームなどの施設整備をしてほしい。
- 医療的ケアを必要とする重度の障がいのある人への対応が課題である。
- 専門的な相談機関が不足している。
- 障がい者雇用に関する啓発を進めてほしい。

施策の方向

39) 障がいのある人とともに生きる社会に向けた啓発・交流活動の推進

障がいや障がいのある人に対する理解と認識を深め、障がいのある人も、ない人もお互いに尊重し合い、ともに生き、交流し、支えあうことができる地域社会をめざします。

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、障がいや障がいのある人への正しい理解と認識を深めるための啓発を進めます。あわせて、地域のさまざまな団体や小中学校等との協力、連携のもとに、障がいのある人と地域住民や児童・生徒との交流の機会を増やしていくための交流活動等を支援していきます。

また、障がいのある人の雇用や就労に関する民間事業者や市民の関心をより一層深めるため、関係機関と連携し、啓発活動を推進します。さらに、障がいのある人が、自分自身の地域でのくらしに対して積極的に意見を言うことができ、地域の一員として主体的に社会活動に参加・参画していけるための環境づくりを進めます。

該当する主な事業及び所管課

- 障がい者週間記念事業、ボランティア活動助成事業、地域精神保健福祉対策促進事業
[障がい者くらし支援室]
- ボランティアセンター事業 [社会福祉協議会]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

40) 障がいのある人を支える福祉サービス等の充実

障がいのある人が地域で安心して、自立して暮らせるよう、ホームヘルプサービス*やガイドヘルプサービス*、ショートステイ、デイサービス*、グループホーム*などの在宅生活・地域生活を支えるサービス基盤の整備について、それぞれの整備状況を勘案しながら、必要なサービスの整備・充実に努めます。また、障がいのある人が就労により地域で自立した生活を送るため、障がいのある人の適正や能力を踏まえた就労訓練を行い、関係機関や企業との連携により、雇用につなげていく就労支援体制づくりを推進します。また、企業に雇用されることが困難な障がいのある人の訓練や活動の場となり、生きがいや社会参加の場ともなっている障がい福祉サービス事業所等の通所型施設についても、必要な整備と運営助成に努めます。

さらに、市民の自主的・自発的なボランティアの参加及び養成を図るとともに、交流活動等を通じて障がいのある人と地域との関わりを進めることにより、ともに助けあう環境を整備し、身近な地域での継続的な支援の基盤づくりに努めます。

該当する主な事業及び所管課

- 障がい者相談支援事業、コミュニケーション支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、日常生活用具給付事業、緊急通報システムの整備、障害児見守りの場運営補助事業、配食サービス事業、自立支援医療(更生医療)給付事業、障害者支援交流センター事業、成年後見制度利用支援事業、居宅介護等給付費支給事業、短期入所給付費支給事業、共同生活介護等給付費支給事業、生活介護給付費支給事業、補装具給付・修理事業、難病患者ホームヘルプサービス事業、難病患者等日常生活用具給付事業
[障がい者くらし支援室]
- 安心サポート収集事業 [事業課]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	

(4) 高齢者がいきいきと地域で暮らしていくためのサービスの充実

● 5年間の取り組み状況と課題

高齢期を迎えても住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らしていくためには、地域生活を支える居宅サービス*・通所施設・入所施設等の各種施策が必要です。要介護状態となることを予防するための介護予防サービスの充実が求められています。また、地域で安心して暮らしていくためには、地域密着型のさまざまなサービスの提供が必要です。緊急時に利用できるショートステイサービス、認知症対応型のサービスや夜間対応型のサービスなどの確保も欠かせません。平成21年(2009年)3月に策定した「第4期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険地域密着型サービスの整備など、整備目標達成に向けて取り組んでいます。また、平成22年度(2010年度)から、高齢または障がいなどにより家庭系ごみを排出場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に生活支援と負担軽減を図ることを目的とするごみの収集サービスを開始しています。

高齢者の相互交流と社会参加を進め、生きがいを高めるため、高齢クラブ連合会と連携して各種の「いきがい教室」、寝たきり高齢者やひとり暮らし高齢者を対象とした「訪問事業(高齢者友愛訪問)」などを行っています。また、高齢クラブの行う講習会、研修会、福祉バスでのレクリエーション活動、社会奉仕活動などへの活動助成を行っています。高齢者の交流施設として、高齢者いこいの間を市内35か所、高齢者いこいの家を1か所設置しています。また、平成20年度(2008年度)から高齢者ランチルームモデル事業を実施しており、高齢者の食生活の充実と積極的な外出を促し、介護予防にもつなげています。一方、このような催しに参加していない高齢者の実態把握が課題となっています。

平成21年度(2009年度)から介護支援サポーター制度を実施しており、高齢者が介護保険施設などにおいて、介護支援サポーター活動に参加することで地域貢献を図るとともに市がその活動に対しポイントを付与します。そして、介護支援サポーターの選択で、そのポイントを介護保険料の充当や社会福祉協議会の善意銀行へ寄附することなどができ、高齢者自身の健康増進を図ることができ、介護予防につながっています。

実態調査から…

- 「日ごろ何とかしなければならないと思っていること」の回答のうち「介護が必要な高齢者のための入所施設が少ない」が47.8%、「若い人と高齢者との世代間交流が乏しい」が46.4%、また「高齢者が安心して気軽に集える施設が少ない」が32.7%と高い割合です。

市民の声から…

- 高齢者の生きがいを確保するために活動の場を確保してほしい。
- 高齢者のバス利用料金の割引援助をしてほしい。
- 地域密着型サービスが不足している。
- 男性や閉じこもりがちな高齢者の参加が難しい。

● 施策の方向

41)高齢者の地域での生活を支援するサービス・施設の整備

介護予防事業の充実を図るとともに、介護を必要とする状態になっても、必要な時に適切なサービスが受けられ、住み慣れた地域や家庭で引き続き安心して暮らしていけるよう、地域密着型サービスの整備を図ります。6ブロックのサービス整備圏域ごとの既存施設や居宅サービスの整備状況等を勘案しながら、施設や居宅サービス等の基盤整備に努めます。

また、介護保険サービスと整合性を図りながら、高齢者の在宅生活を支援する福祉サービスの充実を図ります。介護保険で非該当(自立)と認定された高齢者等の介護予防、生活支援を図るため、街かどデイハウスを運営するNPOなどに対する助成を継続して行います。

該当する主な事業及び所管課

- 介護保険 地域密着型サービスの整備 [介護保険課]
- 街かどデイハウス補助事業 [高齢生きがい課]
- 安心サポート収集事業 [事業課]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□	□		
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	

42)高齢者の社会参加・生きがい事業の推進

高齢者が自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、総合福祉会館、シルバーワークプラザ等を会場として実施している高齢者の「いきがい教室」の充実を図るとともに、食生活の充実と積極的な外出を図る、高齢者ランチルームモデル事業を実施していきます。また、介護支援サポーターが増加するよう、事業の啓発を図り地域貢献及び介護予防を進めていきます。さらに、高齢者が自らの経験と知識を地域福祉活動や地域のまちづくりに生かすことができるよう、地区公民館等での生涯学習の取り組みとも連携して高齢者の社会参加を促進していきます。

該当する主な事業及び所管課

- いきがい教室開催事業、高齢者ランチルームモデル事業 [高齢生きがい課]
- 介護支援サポーター制度 [総合福祉会館]
- 地区福祉委員会活動 ボランティアセンター事業 [社会福祉協議会]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□		□	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

(5) セーフティネット*構築のための地域と連携した支援

5年間の取り組み状況と課題

ひとり暮らし高齢者の孤独死の防止は、地域の重要課題となっています。また、高齢者虐待防止、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援、発達障がい*(学習障がい・注意欠陥多動性障がい・広汎性発達障がい等)のある人への支援などが新たな社会的課題となっています。新たな課題を抱える人たちは、問題が見えにくく、地域において課題が潜在化することもあり、課題を抱える当事者と地域社会との間で摩擦が生じることもあります。

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人が存在しています。人権に配慮し、地域社会の理解と協力を得ながら、必要な支援を講じる必要があります。平成15年(2003年)7月に結成された大阪府内の広域組織「ホームレス自立支援推進協議会*」に本市も加盟しており、その豊能・三島ブロック分科会の広域的な自立支援事業として、ホームレス巡回相談事業を実施しています。

高齢者虐待防止の分野では、平成18年度(2006年度)7月から地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待防止に向けたネットワークの構築等を進めています。平成18年(2006年)9月には『吹田市高齢者虐待対応マニュアル』を作成、また、平成20年(2008年)3月に『高齢者虐待防止パンフレット』を発行し、虐待の早期発見や予防につなげています。

現在の公的な制度では解決できない不安や孤立、不登校やひきこもりなどの心の問題を抱えている人々の発見と、それらの人々に対する相談・支援も必要となってきています。不登校児童や生徒が「光の森*」や「学びの森*」の活動において、フレンド(学生等のボランティア)や臨床心理士の資格を持った教育相談員の支援を受けながら、社会性を身につけるとともに自己実現を図っています。また、ひきこもりの児童や生徒については、フレンドによる家庭訪問活動をとおして、外出することを目標とし、「光の森」活動や「学びの森」活動、さらには学校復帰につながるよう支援しています。

生活に困窮している人が疾病を患っているにも関わらず、生活保護などの支援制度を活用しなかったため、かえって病状が悪化してしまうことがあります。また、高齢者の方が介護を必要としているにも関わらず、介護保険制度を活用しなかったため、生活機能が必要以上に低下してしまうこともあります。こういったことを防ぐため、民生委員・児童委員や地区福祉委員会委員による、高齢者への見守り・声かけ訪問や、地域包括支援センターにおける、総合相談支援事業(主に高齢者への相談)を通じ、地域の高齢者の状況を把握するとともに、必要な支援を行っています。

実態調査から…

- 「日ごろ何とかしなければならないと思っていること」の回答のうち「ひとり暮らし高齢者のこと」が62.1%と高い割合です。

市民の声から…

- 外国籍の家族のサポートをしてほしい。
- 発達障がいのある人への支援を充実してほしい。

● 施策の方向

43) 新しい課題を抱える人たちへの支援

高齢者への虐待には介護負担がその背景となっている場合が多いといわれます。地域包括支援センターなどにおいて、介護に悩む家族が気軽に相談できる体制の整備を図るとともに、虐待の未然防止や早期発見につなげる地域と連携した見守り機能の強化や虐待を受けた高齢者のケアに努めます。

また、配偶者などからの暴力の防止及び被害者の支援のため、相談体制の充実を図るとともに、被害者の生活自立に向けた支援体制の整備充実を進めます。

発達障がい(学習障がい・注意欠陥多動性障がい・広汎性発達障がい等)のある人に対しては、当事者グループや関係機関等と連携して支援を図っていきます。

広域的な連携による自立支援事業としてホームレス巡回相談事業を進め、ホームレスの実態把握とあわせたアウトリーチ*の相談の実施と福祉施策の適用などの支援を行っていきます。さらに、国や府、関係機関をはじめ、ホームレスとなっている人の支援に関わるボランティア・NPOと連携・協力し自立の支援を図っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 人権ケースワーク事業、総合生活相談事業 [交流活動館]
- DV防止に関する情報提供と支援 [男女共同参画室]
- 女性のためのDV相談、主催講座の開催 [男女共同参画センター]
- 吹田市民生・児童委員協議会 主任児童委員連絡会による活動への支援 [福祉総務課]
- ホームレス対策 [生活福祉課]
- 『吹田市高齢者虐待対応マニュアル』の作成、『吹田市高齢者虐待防止パンフレット』の発行、高齢者虐待防止チームの設置 [総合福祉会館 ほか]
- 高齢者友愛訪問事業 [高齢生きがい課]
- 特別支援教育推進事業 [教育センター]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	○

44) セーフティネットの構築

ひとり暮らし高齢者の世帯、高齢夫婦のみの世帯、ひとり親世帯、障がいのある人の世帯、生活保護世帯などの生活困窮世帯、外国人など孤立しがちな世帯を孤立させない取り組みが求められており、これらの世帯の状況把握に努めるとともに、市民、関係機関等と連携して、問題の早期発見と、個々の状況に応じた具体的な支援の方法を検討していきます。ひとり暮らし高齢者の世帯、高齢夫婦のみの世帯に対しては、地域包括支援センターによる総合相談

支援業務や、配食サービスによる安否確認、地域の「見守り・声かけ訪問」活動や閉じこもりにならないための昼食会・サロン等の活動と連携した取り組みを行います。これらを通じて高齢者の孤独死の未然防止にも努めます。

不登校やひきこもりとなっている人々の問題に対しては、保健所などの関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携の中で、地域住民の理解と協力を得ながら、実態把握や予防及び支援の方法について検討していきます。

該当する主な事業及び所管課

- 民生委員・児童委員『高齢者見守り・支援マニュアル』活用及び研修の実施〔福祉総務課〕
- 総合相談支援業務、配食サービス事業〔総合福祉会館 ほか〕
- 高齢者友愛訪問事業〔高齢生きがい課〕
- 地区福祉委員会活動等〔社会福祉協議会〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

安心サポート収集

市では、住み慣れた地域や家庭で引き続き安心して暮らしていくためのサービスの充実を図っています。

その一環として、安心サポート収集事業が平成22年度(2010年度)からスタートしました。この事業は、家庭系ごみを決められた排出場所まで持ち出すことが困難な方に、職員が玄関先でごみを収集するものです。

利用者からは、「近所の人も高齢で手伝ってもらえる人がいなかったのととても助かっています」という声をいただいています。

申し込みは、本人はもちろん、親族、福祉担当職員、民生委員・児童委員など代理の方でも可能です。申込書は、地球環境課、事業課、介護保険課、障がい者くらし支援室、各地域包括支援センター、各出張所にあります。市のホームページからダウンロードもできます。

※ごみは市の「ごみのわけ方」に沿って分別して排出をお願いします

～申し込みから収集開始までの流れ～

申し込み

必要な書類

- ・安心サポート収集利用申込書
- ・介助又は介護を要する程度が分かる書類の写し

受付

環境部 資源循環室 事業課

TEL 6832-0026 FAX 6832-0092

※郵送、FAX等による受付も可能

現地訪問調査

職員が訪問し、申込内容、ごみの排出及び収集の状況などについてお話を伺います。

安心サポート収集可否決定

申請内容、現地訪問調査の結果で審査を行い、安心サポート収集の可否を決定します。

(6) 安心してサービスを利用できるための経済的支援施策の充実

5年間の取り組み状況と課題

経済的な理由により、必要な医療や福祉サービスの利用が困難となったり、教育の機会を得ることが阻害されたりしないよう、助成金などの支給、保険料や負担金などの減免措置など、経済的な支援策を行っています。

子どもを育てる家庭が安心して医療を受けられるよう、乳幼児医療費の助成制度やひとり親家庭医療費助成制度など、医療費の公費負担制度を実施しています。また平成20年(2008年)7月から小学生の入院医療費の助成も始めています。

所得の低い人が介護保険サービスを安心して受けられるよう、居宅サービスや福祉用具購入・住宅改修などに対する利用料の一部助成、本市の行う通所サービスに係る利用者食費の一部助成、介護保険料軽減措置などを行っています。今後、介護保険制度の改正が予定されている中、助成への見直しが課題となっています。

経済的な理由により就園や就学が困難な人を対象に、公立幼稚園、公立保育園就園における保護者の保育料負担の減免措置や、小中学校の学用品費や給食費等の支給を行っています。また、私立幼稚園児の保護者に対して、国の就園奨励費補助金に加えて市独自に保護者補助金(全員対象)を支給しています。

杉の子学園やわかたけ園などの通園施設の利用に伴う負担額を助成しています。また、重度障がいのある人への医療費助成や各種手続きに要する費用の一部助成を行っています。

市民の声から…

- 教育費を安くしてほしい。
- 経済的弱者に税金を投入してほしい。
- 子どもの医療費については所得に関係なく負担してほしい。
- 生活保護の一步手前くらいの家庭への経済的支援を充実する必要がある。
- 個々の家庭が経済的に困窮しているかどうかの状況把握が難しい。
- 障がいのある人の支援を拡充してほしい。

施策の方向

45) サービス利用のための低所得者対策の充実

安心して医療を受けられ、必要な福祉サービスを利用することができ、就園や就学など教育を受ける機会を得ることができるよう、市民税非課税世帯などの経済的に困難な人や家庭に対する医療費の助成や福祉サービス利用料などの負担軽減助成金の支給、保険料や負担金等の減免措置など、経済的支援に努めます。

該当する主な事業及び所管課

- 老人医療費助成事業、老人医療費一部負担金相当額等一部助成事業〔国保高齢者医療室〕
- 子ども手当等・医療費助成制度等事業〔こども政策室〕
- 障害児通園施設利用に伴う保護者負担額の軽減〔杉の子学園、わかたけ園〕
- 小中学校就学援助費支給事業、特別支援教育就学奨励費支給事業、民族学校就学援助費支給事業、要保護・準要保護医療費援助助成事業、高等学校等学習支援金支給事業
〔学務課〕
- 重度障がい者医療費助成事業、身体障がい者手帳診断料助成事業、福祉事業に係る診断料助成事業、身体障がい者等自動車運転免許取得・改造助成事業、通所サービスに係る利用者食費負担額の助成事業、利用者負担額助成事業〔障がい者くらし支援室〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎			

5 関連施策の充実

くらしの問題は、保健・医療、社会福祉制度のみでは解決できません。労働問題対策、住宅、生活環境といった関連施策の充実を図り、総合的・体系的に生活保障をしていく必要があります。

(1) 働く場所と働きやすい環境づくり

5年間の取り組み状況と課題

平成20年度(2008年度)から、主に若年者(34歳以下)を対象とする、相談・カウンセリング、職業意識の醸成、職業能力の開発などの支援を行う「JOBカフェすいた」及び吹田市在住・在勤・在学の方を対象とする、無料の職業紹介センターとして「JOBナビすいた」の運営を開始しました。両施設とも利用ニーズは高く、「JOBカフェすいた」については、利用者の範囲の見直しが課題となっています。また、働く意欲を持ちながら、就労の阻害要因を抱えている就労困難者(障がいのある人、母子家庭の母親、中高年齢者、若年者等)を対象に、能力開発講座や関係機関への連携を通じて就労を支援しています。

母子家庭の母親に対しては、母子自立支援員が母子家庭の生活の悩みや相談に応じており、必要に応じて個々の自立支援プログラムを策定しています。また、ホームヘルパー2級や看護師資格などの取得のため訓練給付金を支給しています。生活保護受給者については職業相談の経験者やキャリアカウンセラー経験者などによる就労支援を行っています。

労働条件等の改善を図ることを目的に、休日・休暇の拡充に向けて、市内事業所を対象に労働事情調査を行っており、その分析結果を事業所や関係機関に情報提供し、雇用・労働環境の改善につなげています。しかしながら、現在の厳しい社会経済情勢において休日・休暇の拡充は難しい状況です。

市民の声から…

- 障がいのある人の雇用を充実してほしい。
- 大企業だけでなく、中小企業にも障がいのある人の雇用に取り組んでほしい。
- 市役所の中でも雇用を拡大してほしい。
- 不景気であり、企業によってはサービス残業が増加している。

施策の方向

46) くらしの基盤である雇用・就労の支援

くらしの基盤を安定させるには、仕事の確保が欠かせません。ハローワーク(公共職業安定所)など関係機関と連携を図り、雇用・就労の支援を行います。特に、障がいのある人、母子家庭の母親、中高年齢者、若年者などの就労を支援するため、求人・求職情報など、雇用・就労に関する情報の提供や相談の充実を図ります。また、雇用につながる能力開発の講

座や研修を開催するとともに、企業・事業所に対して、職場体験や職業訓練の場・機会の提供を求めています。「JOBカフェすいた」「JOBナビすいた」については発展的統合を含めて検討します。

高齢者においては、働く場であり、生きがいつくりの場でもある就業を支援するため、シルバー人材センター*の事業の充実に努めます。

該当する主な事業及び所管課

- 地域就労支援事業、啓発事業〔労働政策室〕
- シルバー人材センター運営補助事業〔高齢生きがい課〕
- 就労支援事業〔生活福祉課〕
- 母子相談・離婚前相談事業、母子自立支援プログラム策定事業、母子福祉センター事業、母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭等技能訓練促進費〔こども政策室〕
- 障がい者雇用助成金支給事業〔障がい者くらし支援室〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○		○	

47) 休日・休暇の拡充の促進

保育、教育、介護など、家庭をめぐるさまざまな問題の背景には、生活時間が十分に確保できないといった長時間労働をはじめとした労働問題があります。ボランティア活動や地域福祉活動を行っていく上でも、生活時間の確保が欠かせません。労働時間の短縮、年次有給休暇の取得、育児休業や看護休暇・介護休業、ボランティア休暇の普及と取得推進について事業所や関係機関に対して働きかけていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 労働事情調査、啓発事業〔労働政策室〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○		○	

(2) 安心・安全な住まいの整備

5年間の取り組み状況と課題

市営住宅の建て替えについては、シルバーハウジング*の導入を検討するなど、バリアフリー住宅の供給、車いす常用世帯向け住宅の確保に努めています。また、空き家募集に際しては、福祉枠（高齢者、障がいのある人、母子家庭）の確保に努め、さらに、市の建築基準を満たす新築の共同住宅を市が20年間借り上げ、高齢者や障がいのある住宅困窮者に市営住宅として供給しています。いずれも住宅の供給数が不安定であることが課題です。

高齢者や障がいのある人で、身体機能の低下などにより日常生活に支障をきたし、住宅の改造が必要な方がいる世帯を対象に、住宅の改造工事費用の一部を助成しています。

平成17年度（2005年度）に「吹田市住宅マスタープラン」を策定しました。マスタープランでは、住まいに対する多様なニーズに対応して、子育て世帯が暮らしやすく、高齢者や障がいのある人が自立して暮らすことができるように、ライフスタイルやライフステージに応じてだれもが暮らしやすい住まいとまちづくり、公的賃貸住宅を活用した住宅困窮者の居住の安定確保、災害に強く犯罪のない安心・安全な住まいとまちづくりなどを推進しています。

市民の声から…

- ニュータウン地域など、高齢化率の高い地域は住宅問題について不安が大きい。
- バリアフリー化された住宅を整備してほしい。
- 高齢者、障がいのある人を優先的に公営住宅へ入居させてほしい。
- 住み慣れた住宅で生活するのが一番安心できる。

施策の方向

48) 高齢者・障がいのある人向け住宅の確保

市営住宅におけるバリアフリー化の推進、車いす常用者世帯向け住宅（府・市営住宅）の整備、シルバーハウジング・プロジェクトの推進、福祉型借上公共賃貸住宅制度*や府の高齢者向け優良賃貸住宅制度*の活用などによって、高齢者・障がいのある人に適した住宅の確保を図っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 高齢者・障がい者の公営住宅への優先枠の確保、福祉型借上公共賃貸住宅の供給、公的賃貸住宅建替え時におけるシルバーハウジングの導入〔住宅政策課〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○			

49) 高齢者・障がいのある人向け住宅改造助成

高齢者や障がいのある人で身体機能の低下などにより日常生活に支障をきたし、住宅の改造が必要な方がいる世帯を対象とした、住宅のバリアフリー化等の改造工事費用への一部助成（介護保険で非該当と認定された方でも、障がいの程度により助成）を引き続き行っています。

該当する主な事業及び所管課

- 住宅改造助成事業〔総合福祉会館 ほか〕
- 重度障がい者住宅改造助成事業〔障がい者くらし支援室〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○			

(3) 安全でバリアのない交通環境・まちづくり

5年間の取り組み状況と課題

安全で快適な駅周辺の交通環境を整備する上で基本となるのが「バリアフリー基本構想」です。平成15年(2003年)4月から平成20年(2008年)3月までの間に、市内9地区14駅周辺のすべてにおいて、バリアフリー基本構想の策定が完了しました。

「バリアフリー基本構想」に盛り込まれた市道のバリアフリー化工事を進めるための計画となるのが「バリアフリー道路特定事業計画」です。平成22年(2010年)10月までの間に、市内9地区14駅周辺のバリアフリー道路特定事業計画の策定が完了しています。これまで、江坂地区、山田地区、吹田・豊津地区、桃山台地区等における歩道等のバリアフリー化整備を進めてきました。現在、JR吹田駅前の再整備工事等を進めているところです。市道における歩道のバリアフリー化の整備率向上が課題となっています。

平成20年度(2008年度)から、放置自転車対策と、自転車駐車場の管理運営を「総合的自転車対策事業」として一元化し、総合窓口として自転車コールセンターを設置しました。これにより、業務を効率的に行い、放置自転車のない駅前交通環境づくりを進めています。

平成18年(2006年)12月から千里丘地区においてコミュニティバス*を試験的に運行しました。運行内容の見直しなどにより利用者の定着を図り、平成23年度(2011年度)から本格運行を実施します。

福祉巡回バスは、高齢者や障がいのある人などの積極的な社会参加を促進するため、市内を3つのルートに分け公共施設を結ぶ経路を巡回しています。

実態調査から…

- 「日ごろ何かしなくてはならないと思っていること」の回答のうち「自転車が走りにくい」(27.2%)、「路上駐車が多い」(26.3%)、「段差などがありバリアフリーになっていない」(23.6%)、「だれもが安心して往き来できる歩道が少ない」(20.4%)と、日常的な移動に関する内容が続いています。

市民の声から…

- 市役所、保健センターなどに直通バスなどを用意してほしい。
- コミュニティバスや福祉巡回バス(きぼう号)の本数やルートを増やしてほしい。
- 駅周辺、道路、歩道のバリアフリーを推進してほしい。
- 不法駐輪・不法駐車を取り締まってほしい。
- 公園や道路に犬や猫の糞が多くて子どもを遊ばせることができない。

● 施策の方向

50) だれもが安全でバリアのない交通環境・まちづくり

障がいのある人、高齢者、子どもをはじめ、あらゆる人が不自由なく安心して移動でき、社会に参加できる環境の整備に努めるとともに、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン*の考え方に基づいた、福祉のまちづくりを進めていきます。

「吹田市バリアフリー基本構想」に基づき、高齢者・障がいのある人などがよく利用する施設間を結ぶ主な歩道等のバリアフリー化事業を実施します。整備完了後も、より多くの人々が安心・安全・快適に移動できるための取り組みとして、バリアフリーに対する認識を深めるための啓発等を進めていきます。また、道路や公園をはじめとする公共空間において、カーブミラー、路面表示、安全柵など、市道における交通安全施設等の整備を進めます。さらに、公共の遊休地を活用してベンチや植栽帯などを設置し、ポケットパーク*（小規模なオープンスペース）を整備することで、快適な移動環境づくりに努めます。

「違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、歩行者の通行の妨げとなっている違法駐車の一掃に向け、啓発等に取り組みます。また、学校や地域などにおける交通安全教育を推進し、自転車利用者のマナー向上など、交通安全意識の啓発に努めます。

レンタサイクルの活用を推進するとともに、駅周辺の商業施設などと協議し、自転車等の路上放置解消に努めます。さらに、駅周辺整備事業の中で必要な場合、自転車駐車場の整備を検討します。

該当する主な事業及び所管課

- 交通バリアフリー化事業、交通バリアフリー基本構想策定事業、迷惑駐車対策事業、交通事故をなくす運動事業、総合的自転車対策事業、レンタサイクル事業、自転車駐車場整備事業、安全施設整備事業〔交通政策課〕
- ポケットパーク整備事業〔緑と水のふれあい課〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	○

51) 移動手段の充実

高齢者、障がいのある人などが出かけやすく、積極的な社会参加ができるよう、市内の公共施設を結ぶ経路の福祉巡回バスの運行を継続して行います。

公共交通機関の不便な地域における、高齢者等移動制約者の移動手段の確保や、社会参加の促進等を目的として、運行しているコミュニティバスについて、今後も利用者のニーズ把握に努め、バス停位置の変更の検討など、利便性の向上をめざしていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 福祉巡回バス運行事業〔高齢生きがい課〕
- コミュニティバス運行事業〔交通政策課〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎		○	

(4) 生涯学習・生涯スポーツの振興

5年間の取り組み状況と課題

地域福祉活動を推進していくためには、おおむね小学校区ごとに整備された地区公民館を有効に活用して、生涯学習事業との連携を図ることも大切です。地区公民館の主催講座では「高齢化」「障がいのある人の理解」など、福祉をテーマにした講座も行っており、地域の関係団体との共催によるものも多いです。しかしながら、連携が十分でない地域もあり、改善が必要な場合もあります。

体育施設を有効に活用し、市民のだれもが、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる、生涯スポーツの普及が求められています。特に、スポーツは健康づくりの一環として、介護予防にも効果があり、多くの市民の参加が求められます。本市では、学校体育施設の開放をはじめ、さまざまなスポーツ振興のための取り組みが進められていますが、地域福祉活動団体との連携によるスポーツ振興が課題です。

市民の声から…

- 公民館の貸室は地域福祉活動団体に積極的に使わせてほしい。
- スポーツを行うことで健康でいられる。
- スポーツ振興と地域福祉活動団体との連携が不足している。特に小学校単位での活動が求められている。

施策の方向

52) 地区公民館事業と地域福祉活動との協力・連携

地区公民館の生涯学習事業と地域福祉活動との連携を強め、地域住民参加型の健康づくり教室や福祉ボランティア活動に関する学習活動の促進を図ります。

該当する主な事業及び所管課

- 地区公民館事業 [中央公民館]
- 地区福祉委員会活動 [社会福祉協議会]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア				☐	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○		○

53) 生涯スポーツの振興

心身のリフレッシュ、健康の保持・増進と生活習慣病の予防や改善のために、また、高齢者にとっては介護予防にもつながるよう、生涯スポーツに取り組める環境を整備していきます。さらに、健康づくり事業との連携を図りながら、地域福祉活動の一環としてのスポーツ・レクリエーション活動を促進していきます。

該当する主な事業及び所管課

- トレーニング室利用者実技講習会、シェイプアップレッスン [総合運動場]
- 学校体育施設の開放、各種体育行事の開催(市長杯・旗大会)、各種体育行事の開催(地区市民体育祭)健康づくりフェスティバル補助事業、地域スポーツ振興事業 [体育振興室]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐		☐	☐	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○		○	○

コラム

悩んだときは、保育園が力になります

地域貢献支援員(スマイルサポーター)

民間の認可保育園に在籍しているスマイルサポーターが、地域の相談に応じている。

市内の保育園に勤務しながら、スマイルサポーターとしても活躍されている保育士の足田さん。
その活動の様子を伺った。

「うちに双子を預けている保護者さんから『近所に三つ子がいる家族がいるんだけど…』という話があったんです。ただでさえ三つ子で大変なのに、まだ歩き始めの年頃だから、気軽に連れ出すこともままならないみたいで。『育児に息詰まっているのを、何とかリフレッシュさせてあげられないかな』ということから、それなら…と、双子の保護者さんをお願いして、三つ子を保育園に遊びに連れて来てもらうことにしました。結果的にお母さんの負担も軽くなったし、子どもを連れ出す良いきっかけにもなったみたいです」

保育園以外にも、育児教室などで地域に出ることもあり、そこでの会話の中からも相談を受けたり、情報を得たりしているという。「どこにどういう人がいる、というような、園内にいるだけでは入りづらい情報も、地域の人や民生委員との話の中で得ることができます」

保育園という環境上、「普段は子育ての相談が中心」とのことだが、スマイルサポーターは、豊富な経験や専門知識の習得により、介護やDV、虐待、病気など、幅広い悩みに柔軟に対応し、解決へと導いてくれる。「この悩みはどこに相談すればいいのかな？」ではなく、「とりあえず相談してみよう」。そんな気軽な相談窓口として、スマイルサポーターは、地域の方を今日もまた、笑顔(スマイル)にしてくれていることだろう。



相談者のことばに熱心に耳を傾ける足田さん

(5) 地域に密着した商業振興

5年間の取り組み状況と課題

地域の商業は、市民の日常生活を支え、コミュニティの場としての面があります。近年、自動車を利用する人が増加し、郊外の大型店の進展により、商店街などでは空き店舗が目立っています。体が不自由であったり、高齢のために自動車の運転ができないなどの理由で、遠くまで出かけることが困難に感じる人々にとっては、歩いていける範囲に買い物をする場所がないため、日常生活に支障をきたしています。平成17年度(2005年度)に内閣府が実施した調査によると、このような「買い物難民」は、全国で約600万人いると推計されています。身体的にも経済的にも対応が難しい高齢者を中心に問題は深刻化しています。

商店街等魅力向上促進事業では、空き店舗を活用してお店を開業したり、地域住民などとの連携による地域活性化のためのイベント開催など、魅力あふれる場にするための事業を実施する団体に対して助成を行っています。また、商店街等商業共同施設事業では、安心して買い物ができるように防犯カメラ、街路灯などを設置し、魅力ある商業地づくりを行う団体に対して支援しています。ほかに、商店街及び商店ポータルサイト「SUI-TA(スイータ)」を開設し、市内の店舗情報を手軽に検索できるようにしています。商品やサービス、イベントなどさまざまな情報を地域住民に提供するとともに、高齢者や障がいのある人も子育て中の人も、身近な地域で買い物ができ、地域の活性化にもつながる、地域に密着した商業振興が求められます。

実態調査から…

- ひとり暮らし高齢者の具体的な課題として「買い物が大変」などがあがっています。

市民の声から…

- 歩いていける場所にショッピングセンターがほしい。
- 品揃えが豊富であるなど、高齢者も利用しやすいコンビニがほしい。
- 段差のないショッピングセンターがほしい。
- 空き店舗が多く見られ、大型スーパーに対抗できていない。

施策の方向

54) 地域に密着した商業振興

商品の提供だけでなく、文化、健康、福祉などに関連するサービスや情報を提供したり、商店街の一角に交流スペースや市民生活を支える施設等を設置するなど、商店街のコミュニティ形成機能を生かした取り組みや、商業者と地域住民との連携による商店街を核としたコミュニティ活性化のまちづくりを支援します。また、市民の日常生活を支え、高齢者も障がいのある人も子育て中の人も安心して買い物ができるように、地域に密着した商業振興を図っていきます。休憩コーナーなどのオープンスペースの設置やバリアフリー化も含め、高齢者や子ども、障がいのある人などにも配慮した環境整備について、支援を進めます。

該当する主な事業及び所管課

- 商店街等魅力向上促進事業、商店街等商業共同施設事業、商工業団体事業活動促進事業
[産業にぎわい創造室]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	☐	☐		☐	

だれもがいきいきと安心して暮らしていけるまちづくりを推進し、本計画の基本目標を「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」としています。そして、具体的な目標を「健康の保持・増進」「社会的孤立の解消」「安心・安全な地域生活」としました。これらの目標を実現していくためには市民（地域住民、民生委員・児童委員、地区福祉委員、ボランティア・NPOなど）、社会福祉協議会、事業者、行政・関係機関等がそれぞれの役割を発揮し、地域福祉を推進する必要があります。特に、行政には総合的・体系的な生活保障のための制度の整備やサービスの提供を行う責任にとどまらず、市民のさまざまな地域福祉活動が進む条件を整備し、地域福祉推進の中心的担い手である社会福祉協議会と連携して、協働の広がりを支える役割が求められます。

計画の基本目標の実現のために、市民参画、協働の仕組みをさらに整え、市民とともにまちづくりに取り組む職員や、職場づくりを進め、地域に視点を置いたきめ細やかな施策の展開を図っていく必要があります。

（1）計画の進行管理

● 5年間の取り組み状況と課題

住民参加による地域福祉計画の進行管理を行うため、さまざまな取り組みを行っています。社会福祉関係団体や公募による市民委員、学識経験者等から構成される吹田市地域福祉計画推進委員会（平成21年〔2009年〕7月から吹田市地域福祉計画策定・推進委員会）を設置し、それぞれの立場から意見・助言をいただいています。また、第1次計画の目標がどの程度達成されているかを確認するために行政評価・市民評価を隔年で実施しています。評価方法についてはだれにでもわかりやすく、より一層有効な内容となるよう検討する必要があります。

また、社会福祉協議会が地域福祉活動計画を策定するため開催した地区福祉委員会での懇談会に参加し、地域福祉計画の推進や策定に関するご意見も多くいただきました。

さらに、市全体の福祉の向上をめざすため、地区福祉委員会を対象とした、モデル地区を設置しました。地域福祉計画推進委員会や社会福祉協議会、市が連携しながら地区の地域福祉の進捗状況を経年で把握し、行政サービスや諸制度及び住民による地域福祉活動によって、どのように市民のくらしが変化したかを分析し、地域福祉の推進に生かしています。

市民の声から…

- 地域福祉の現場の声を聞いてほしい。意見交流の場を設けてほしい。

55) 住民参加による地域福祉計画の進行管理

福祉審議会*及び地域福祉計画推進委員会などにおいて本計画の進行状況の報告を行うとともに、必要に応じて社会福祉協議会と連携して、地域住民、関係機関・団体、事業者とともに進行状況を検討する場を開催するなど、本計画の推進状況を点検し、住民等の意見を反映しながら、内容の見直しを行っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 吹田市地域福祉計画策定・推進委員会の設置、吹田市地域福祉計画に関わる事業の行政評価・市民評価の実施〔福祉総務課〕
- 地区福祉委員会活動〔社会福祉協議会〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐			☐	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○	○	○	○

56) モデル地区による地域福祉活動の把握

地域福祉の詳細な進捗状況の経年変化を把握し、行政の諸問題や住民の地域福祉活動によって、市民のくらしがどのように変化しているかを明らかにします。また、今後は障がいのある人へのボランティア活動や福祉施設からみた地域との関わりなど、新たな視点からのモデル地区(活動)の設定を行っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 吹田市地域福祉計画推進モデル地区〔福祉総務課〕

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア				☐	☐
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	

(2) 行政の推進体制等

5年間の取り組み状況と課題

本市の地域福祉の推進を図るため、地域福祉計画が特に推進されている全国の地域福祉先進都市の視察を行いました。また、各部局の既存計画や施策、事業がどのように展開されているか地域福祉を推進する視点で横断的に把握・検討し、関係部局が連携・協力しながら地域福祉を推進するために吹田市地域福祉計画庁内推進委員会(平成21年〔2009年〕5月から吹田市地域福祉計画庁内策定・推進委員会)の開催を行いました。

地域福祉の推進や協働によるまちづくりについて職員の意識向上を図るため、NPO体験研修や政策行政課題研修などを行っています。また、職員の福祉意識向上や地域の人と協働できる職員育成を目的に、社会福祉協議会と連携して地域福祉活動体験実習を行っています。今後は、さらに多くの職員が参加するような取り組みを検討する必要があります。

市民の声から…

- 地域福祉計画を推進する部局の人員を増員してほしい。
- 縦割行政による問題が多いので、ヨコのつながりを大切にしてほしい。
- 職員が率先して地域に関わりを持ってほしい、また地域のリーダーになってほしい。
- 職員の福祉意識を向上してほしい。気づきの場を増やしてみてもどうか。

57) 地域福祉を推進する部局の充実

福祉保健部地域福祉室福祉総務課が中心となって本計画を推進するために体制の充実を図ります。

該当する主な事業及び所管課

- 吹田市地域福祉計画の推進及び進行管理 [福祉総務課]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○		

58) 市の関係部局間の連携・協力

本計画は広範な分野にまたがる既存の計画や施策と密接に関係しており、本計画の実行は、全庁の関係部局の連携・協力がなくては進みません。さまざまな施策を地域で総合的に展開するために、それぞれの部局が所管事業について地域福祉を推進する視点で取り組み、関係部局と連携・協力しながら事業展開を図っていきます。そして、必要に応じて計画の進行状況を把握・検討する場を開催するなど、本計画の推進状況を点検していきます。

該当する主な事業及び所管課

- 吹田市地域福祉計画庁内策定・推進委員会の設置 [福祉総務課]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○		

59) 行政職員の意識向上と地域との連携

地域福祉の推進、協働によるまちづくりを市民とともに進めていくため、積極的に行政情報や地域情報の収集・提供に努め、情報の共有化を図ります。また、職員研修や大学院修学支援制度を活用し職員の意識向上を図り、地域と連携しながら協働によるまちづくりを担うことができる人材の育成と活用を図っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 職員研修の充実と職員の能力開発支援 [職員研修所]
- 職員研修の実施 [福祉総務課]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○		

(3) 関係機関・団体等との連携

● 5年間の取り組み状況と課題

地域福祉関係部局と社会福祉協議会との連携を強めるため、地域福祉担当者会議を隔月に1回開催しています。コミュニティソーシャルワーカー及びボランティアコーディネーターや地域福祉関係部局の情報交換を行っています。今後は会議へのより多くの関係機関の参画が求められます。

60) 関係機関・団体等との連携

本計画を推進し、計画に基づく施策を展開していくためには、当事者組織をはじめ、自治会などの地域住民組織、民生・児童委員協議会、社会福祉協議会及び地区福祉委員会、ボランティア、NPO、社会福祉施設、事業者、保健・医療機関、関係行政機関などとの連携が重要です。これらの関係機関・団体等との連携を強めながら、本計画を推進していきます。

該当する主な事業及び所管課

- 地域福祉担当者会議 [福祉総務課]

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	☐				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○	○	○	○

● 施策の整備エリア及び担い手一覧 ●

		整備エリア					担い手				
		市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)	国・府	市	社協	事業者	市民
1)	コミュニティソーシャルワーカーの配置及び機能強化		□				○	◎	○		
2)	ボランティアコーディネーターの配置及び機能強化	□					○	◎	○		
3)	立ち寄りやすいボランティアセンターづくり	□						◎	○		
4)	広域コミュニティ施設の整備	□	□					○			
5)	地区公民館・地区市民ホール等の整備				□			○			
6)	身近な地域での自治会集会施設の整備への支援					□		○			
7)	既存施設の福祉的活用の促進	□	□	□	□			○	○	○	○
8)	地域福祉活動の財政支援策の充実	□	□	□	□		○	◎	○		
9)	地域福祉活動を進めるための情報発信	□			□			○	○	○	○
10)	くらしや健康に関する地域課題を認識するために小地域単位での学習会や懇談会の開催支援				□			○	○	○	
11)	男性や団塊の世代が参加できる地域福祉活動のメニューの充実	□			□			○	○	○	
12)	青少年の地域活動やボランティア活動への参加の促進	□						○	○	○	
13)	当事者の地域福祉活動への参加の支援	□			□			○	○	○	○
14)	大学との連携による地域福祉活動の促進	□						○	○	○	
15)	社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援	□					○	◎			
16)	民生委員・児童委員活動への支援	□						○			
17)	自治会を中心とした地域活動への支援				□	□		○			
18)	ボランティア・NPO等の地域活動への支援	□		□				○			
19)	当事者組織の活動への支援	□						◎	○		
20)	専門機関との連携・ネットワーク強化への支援	□	□					◎	○	○	
21)	地域福祉活動団体間の交流への支援	□	□	□	□			◎	○	○	
22)	「まちの縁側」づくりへの支援		□		□	□		○	○	○	○
23)	子どもの遊び場所・居場所の充実	□			□			◎		○	○
24)	災害時要援護者対策の充実				□	□	○	◎	○	○	◎
25)	安全対策（防災・防犯）の充実	□			□			◎	○	○	○
26)	人権意識・福祉意識の向上	□	□					○	○	○	○
27)	福祉サービスの利用に関する情報提供の充実	□	□		□			◎	○	○	○
28)	保健・福祉の相談・支援体制の充実	□	□		□		○	◎	○	○	○
29)	福祉サービスの利用に結びついていない要支援者への相談・支援体制の充実	□	□					◎	○	○	○
30)	福祉サービス利用者の権利擁護の推進	□	□				○	◎	○	○	○
31)	福祉サービスの質の確保	□						○		○	
32)	総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて	□	□				○	◎	○	○	○
33)	健康づくり事業と身近な地域での保健・介護予防事業の推進		□		□	□	○	◎	○	○	○
34)	地域医療体制の整備	□					○	○			
35)	地域における子育て支援の充実	□	□	□				◎		○	○
36)	子育てを支援しあえるまちづくりの推進			□				◎	○	○	○
37)	配慮を必要とする子どもや家庭への支援	□		□	□		○	◎		○	○
38)	働くこと・育てることの両立への支援	□			□		○	◎		○	
39)	障がいのある人とともに生きる社会に向けた啓発・交流活動の推進	□					○	◎	○	○	○
40)	障がいのある人を支える福祉サービス等の充実	□					○	◎		○	
41)	高齢者の地域での生活を支援するサービス・施設の整備	□	□	□			○	◎		○	
42)	高齢者の社会参加・生きがい事業の推進	□	□		□			◎	○	○	○
43)	新しい課題を抱える人たちへの支援	□	□				○	◎		○	○
44)	セーフティネットの構築	□	□				○	◎	○	○	○
45)	サービス利用のための低所得者対策の充実	□					○	◎			
46)	くらしの基盤である雇用・就労の支援	□					○	○		○	
47)	休日・休暇の拡充の促進	□					○	○		○	
48)	高齢者・障がいのある人向け住宅の確保	□					○	○			
49)	高齢者・障がいのある人向け住宅改造助成	□					○	○			
50)	だれもが安全でバリアのない交通環境・まちづくり	□	□				○	◎		○	○
51)	移動手段の充実	□						◎		○	
52)	地区公民館事業と地域福祉活動との協力・連携				□			○	○		○
53)	生涯スポーツの振興	□		□	□			○		○	○
54)	地域に密着した商業振興	□					○	○		○	
55)	住民参加による地域福祉計画の進行管理	□			□		○	○	○	○	○
56)	モデル地区による地域福祉活動の把握				□	□		◎	○	○	
57)	地域福祉を推進する部局の充実	□						◎	○		
58)	市の関係部局間の連携・協力	□						◎	○		
59)	行政職員の意識向上と地域との連携	□						◎	○		
60)	関係機関・団体等との連携	□					○	○	○	○	○

コラム

その3

できることから一歩ずつ ～支えあいのカタチ～

積極的に地域で活動を展開している中内さん。さらに、めざすべきビジョンがある。

「もうすぐ70歳になるんやけど、もう1度人生を見つめ直そうと思うねん。何歳まで生きて何をするか。それで、もう1回道場に行って身体を鍛え直すわ。地域に必ずいじめられっ子っておるやろ。その子がいじめに耐えられるように身体と心を鍛えてあげたいねん。ほかに今年の夏はいろいろしたいと思ってる。広場や屋上庭園もあるから、流しそうめんなんかやりたいわ」

中内さんのような人が地域にたくさんおられたら、吹田はもっと住みよいまちになると思うのだが…。活動の担い手不足が問題だ。

「地域で決まりきったことばかりしていたら、新しい人は入ってこないわ。むしろ引いていくな。しきたりがあるかしらんけど、自分も楽しめて、ほかの人にも心から喜んでもらえる、きれいごとじゃない1対1のぶつかりあいが必要やわ。地域との関わり方はいろいろあると思う。4月からは自治会役員を辞めんねん。でもボランティアとして2倍働くつもりや。ボランティアで参加して、地域のことは役員だけがするわけやないんやで、関わってみたらおもしろいんやでってことを伝えていきたいわ。実は花壇周りの草引きも最初は1人でやってたんやけど、今では6人もやってくれてる。水やりも『ご苦労さん』と言ってくれる人もおんねん。“一歩会”でも新しい人が来たりしとる。少しずつでいいから自分の住むところをもっとよくしようっていう思いが、地域の輪をつくるんやわ」

お話を伺っているときも、サロンにたくさんの方が訪れ、笑い声が響いている。

「ここのスタッフの人はほんまに偉い。初めて来た人に必ず声をかけて、疎外感なんて一切感じさせへん。あんな姿をみたら自分も知らん顔でけへんよ」

中内さんの取り組みはこれからも続く——（完）



佐竹台サロンのスタッフのみなさん

卷 末 資 料

● 吹田市地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿 ●

◎委員長 ○委員長職務代理者

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
1号委員 (学識経験者)	◎井岡 勉	同志社大学名誉教授
	○藤井 伸生	華頂短期大学社会福祉学科教授
2号委員 (市 民)	岡本 祥子	市民委員
	北嶋 玉枝	市民委員
	倉本 浩礼	市民委員
	上山 克彦 (21.7～22.3)	市民委員
	村住 和子 (22.4～)	
3号委員 (市内の社会福祉を目的とする団体及び事業者並びに市内の公共的団体の代表者)	石田 富佐吉	吹田市自治会連合協議会 相談役
	熊井 茂治	吹田市施設連絡会 会長
	瀬良 満理子	吹田市ボランティア連絡会 会長
	隈井 剛	在宅介護支援センター相談員
	小松 育子 (21.7～23.3)	吹田市障害者等居宅介護等事業所 連絡会 会長
	富士野 香織 (23.3～)	
	由佐 満雄	吹田市社会福祉協議会 副会長
	松橋 継男	吹田市民生・児童委員協議会 会長
4号委員 (関係行政機関の職員)	徳野 祐子	大阪府吹田子ども家庭センター 企画調整課 総括主査
	辰巳 幹雄	大阪府吹田保健所 次長

● 吹田市地域福祉計画策定・推進委員会 作業部会 部会員名簿 ●

◇作業部会長

(敬称略)

氏 名	役 職 等
◇藤井 伸生	華頂短期大学社会福祉学科教授
岡本 祥子	市民委員
北嶋 玉枝	市民委員
倉本 浩礼	市民委員
上山 克彦 (21.7～22.3)	市民委員
村住 和子	推薦による市民委員 (前・吹田市地域福祉計画策定委員会市民委員)
石井 祐理子	推薦による市民委員 京都光華女子大学 准教授
山内 惇一	推薦による市民委員 千一地区福祉委員会委員長
太治 利昌	推薦による市民委員 佐竹台地区福祉委員会委員長
山口 直規	推薦による市民委員 あびのよん保育園 園長

● 吹田市地域福祉計画庁内策定・推進委員会を構成する部室課 ●

部		室	課
総務部		人事室	職員研修所
政策推進部		政策推進室	
		安心安全室	
自治人権部		人権平和室	
		男女共同参画室	
市民文化部		文化のまちづくり室	
		市民協働推進室	
産業労働にぎわい部		労働政策室	
児童部		こども政策室	
		子育て支援室	子育て支援課
			保育課
福祉保健部		地域福祉室	児童育成課
			福祉総務課
			生活福祉課
			内本町地域保健福祉センター
			亥の子谷地域保健福祉センター
		総合福祉会館	
		高齢者くらし支援室	介護保険課
		高齢生きがい課	
		障がい者くらし支援室	
		国保高齢者医療室	
健康づくり推進室			
都市整備部		都市整備室	
		建築住宅室	住宅政策課
建設緑化部		道路安全室	交通政策課
		緑化公園室	緑と水のふれあい課
教育委員会	学校教育部	教育総務室	教育総務課
			学務課
		教育政策室	
		学校教育室	指導課
			幼稚園課
	地域教育部	教育センター	
		生涯学習推進室	生涯学習課
			中央公民館
	青少年室		
こどもプラザ推進室			
体育振興部		体育振興室	

● 吹田市地域福祉計画策定・推進委員会設置要領 ●

(設置)

第1条 吹田市地域福祉計画(平成18年5月策定。以下「計画」という。)の推進及び進行管理と、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき第2次吹田市地域福祉計画(以下「第2次計画」という。)を策定するため、吹田市地域福祉計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 第2次計画の策定に関すること。
- (3) その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- | | |
|---|------|
| (1) 学識経験者 | 2人以内 |
| (2) 市民 | 4人以内 |
| (3) 市内の社会福祉を目的とする団体及び事業者並びに市内の公共的団体の代表者 | 7人以内 |
| (4) 関係行政機関の職員 | 2人以内 |

(任期)

第4条 委員の任期は第2次計画策定の完了までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員会に、計画の策定及び推進作業を円滑に図るため、必要な場合に作業部会を置くことができる。

- 
- 2 作業部会に属すべき委員は、地域福祉に関心を有する者から委員長が指名する。
 - 3 作業部会に部会長を置き、作業部会に属する委員のうちから、委員会の意見を聴いて委員長が指名する。
 - 4 作業部会は、部会長が招集し、議長は部会長がこれにあたる。
 - 5 部会長は、作業部会で検討を行った事項について、委員会に報告を行うものとする。

（意見の聴取等）

第8条 委員会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉室福祉総務課において処理する。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

● 吹田市地域福祉計画策定・推進委員会開催状況 ●

開 催 日		主 な 議 事 内 容
第1回	平成21年度 (2009年度)	7月31日
第2回		11月 2日
第3回		12月18日
第4回		2月23日
第5回	平成22年度 (2010年度)	4月23日
第6回		6月29日
第7回		9月 9日
第8回		10月26日
第9回		12月 7日
第10回		2月22日
第11回		3月18日

● 吹田市地域福祉計画策定・推進委員会作業部会開催状況 ●

開 催 日		主 な 議 事 内 容
第1回	平成21年度 (2009年度)	8月27日 ・ 策定・推進委員会における課題の検討方法について ・ 市民アンケート「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」について
第2回		9月28日 ・ 市民アンケート「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」について ・ 地域福祉計画の柱(1)地域福祉活動推進の条件整備の検討について
第3回		10月30日 ・ 地域福祉計画の柱(2)地域福祉活動への参加の促進の検討について ・ 地域福祉計画の柱(3)地域で活動する諸団体の活動への支援の検討について ・ 地域福祉市民フォーラムについて
第4回		11月24日 ・ 地域福祉計画の柱(2)地域福祉活動への参加の促進の検討について ・ 地域福祉計画の柱(3)地域で活動する諸団体の活動への支援の検討について ・ 地域福祉市民フォーラムについて
第5回		12月 9日 ・ 「地域福祉活動推進の条件整備」の策定・推進委員会委員からの意見の検討について ・ 地域福祉市民フォーラムについて ・ 吹田市地域福祉計画推進モデル地区について
第6回		1月13日 ・ 地域福祉市民フォーラムについて ・ 地域福祉計画の柱(4)サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワークの検討について ・ 地域福祉計画の柱(5)保健・医療、社会福祉制度の充実①～③の検討について ・ 吹田市地域福祉計画推進モデル地区について
第7回		2月 4日 ・ 地域福祉計画の柱(5)保健・医療、社会福祉制度の充実の検討について ・ 地域福祉計画の柱(6)関連施策の充実の検討について ・ 地域福祉計画の柱(2)地域福祉活動への参加の促進、柱(3)地域で活動する諸団体の活動への支援の策定・推進委員会委員からの意見の検討について ・ 吹田市地域福祉計画推進モデル地区について
第8回		3月 4日 ・ 地域福祉計画「柱(4)サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク」、「柱(5)保健・医療、社会福祉制度の充実」、「柱(6)関連施策の充実」の策定・推進委員会の意見の検討について ・ 吹田市地域福祉計画推進モデル地区について ・ 地域福祉市民フォーラムの反省及びワークショップの意見まとめについて ・ 市民アンケート結果の分析について
第9回		3月25日 ・ 地域福祉計画「柱(4)サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク」、「柱(5)保健・医療、社会福祉制度の充実」、「柱(6)関連施策の充実」の策定・推進委員会の意見の検討について ・ 市民アンケート結果の分析について ・ 吹田市地域福祉計画推進モデル地区について ・ 第2次吹田市地域福祉計画骨子案について
第10回	平成22年度 (2010年度)	4月12日 ・ 市民アンケート結果の分析について ・ 第2次吹田市地域福祉計画骨子案について ・ 吹田市地域福祉計画推進モデル地区について
第11回		5月20日 ・ 第2次吹田市地域福祉計画素案について ・ 「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」報告書の分析結果について ・ 吹田市地域福祉計画推進モデル地区について ・ 吹田市社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画の報告について
第12回		6月22日 ・ 吹田市社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画の報告について ・ 平成22年度計画策定年間スケジュールについて ・ 第2次吹田市地域福祉計画素案について
第13回		7月21日 ・ 第2次吹田市地域福祉計画素案について
第14回		8月18日 ・ 吹田市地域福祉計画推進モデル地区について ・ 吹田市地域福祉計画に係る事業の実績について(概要) ・ 平成22年度地域福祉市民フォーラムについて ・ 第2次吹田市地域福祉計画素案について
第15回		9月16日 ・ 吹田市地域福祉計画推進モデル地区「第2回佐竹台地区住民懇談会」について ・ 平成22年度地域福祉市民フォーラムについて ・ 「地域の人と協働できる職員育成のための地域福祉活動体験実習」について ・ 第2次吹田市地域福祉計画素案について
第16回		10月14日 ・ 平成22年度地域福祉市民フォーラムについて ・ 第2次吹田市地域福祉計画素案について
第17回		11月16日 ・ 第3回千一地区住民懇談会の報告について ・ 第2次吹田市地域福祉計画素案について
第18回		12月21日 ・ 第3回佐竹台地区住民懇談会の報告について ・ 地域福祉市民フォーラムの報告について ・ 第2次吹田市地域福祉計画素案について
第19回		2月 1日 ・ 「地域の人と協働できる職員育成のための地域福祉活動体験実習」の報告について ・ 第2次吹田市地域福祉計画素案について
第20回		3月 4日 ・ 第4回千一地区住民懇談会の報告について ・ 第4回佐竹台地区住民懇談会の報告について ・ パブリックコメントの中間報告について ・ 第2次吹田市地域福祉計画素案について

● 吹田市地域福祉計画庁内策定・推進委員会開催状況 ●

開 催 日		主 な 議 事 内 容
第1回	平成21年度 (2009年度)	・吹田市地域福祉計画推進の中間報告について ・吹田市地域福祉計画に関わる事業の行政評価・市民評価について ・第2次吹田市地域福祉計画の策定について
第2回		・地域福祉計画の柱(1)地域福祉活動推進の条件整備の検討について
第3回		・地域福祉市民フォーラムについて ・市民アンケート「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」について ・「地域の人と協働できる職員育成のための地域福祉活動体験実習」について ・地域福祉計画の柱(1)地域福祉活動推進の条件整備の現状と課題及び今後の施策の方向性のまとめについて ・吹田市社会福祉協議会地区福祉委員会との懇談会における市に対する要望について
第4回		・地域福祉計画の柱(2)地域福祉活動への参加の促進の検討について ・地域福祉計画の柱(3)地域で活動する諸団体の活動への支援の検討について
第5回	平成22年度 (2010年度)	・第2次吹田市地域福祉計画素案の検討について

● 吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例 ●

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条）

第3章 市民等の役割及び市の責務（第4条―第6条）

第4章 くらしと健康を支えるための福祉の増進に関する基本的施策（第7条―第12条）

第5章 くらしの支援のための施策

第1節 市民福祉に関する施策（第13条―第15条）

第2節 高齢者福祉に関する施策（第16条―第18条）

第3節 障害者福祉に関する施策（第19条―第21条）

第4節 児童福祉に関する施策（第22条―第25条）

第6章 健康の増進のための施策（第26条―第29条）

第7章 雑則（第30条）

附 則

吹田は、古くから農業や商工業が営まれ、人々のくらしの場として栄えてきました。人々は地域において互いに助け合い、協力し合うことで良好な近隣関係を築き上げ、自らのくらしを守ってきました。そして、現在では、行政の力だけでなく、市民や事業者を含め、行政と地域が一体となってくらしと健康を守る地域福祉活動が展開されています。

しかしながら、地域を取り巻く社会情勢が日々変化していく中で、私たちのまわりでは、貧困と格差の問題、少子高齢化と核家族化の進行、近隣関係の希薄化、さらに児童や高齢者への虐待といった生命にかかわる課題が山積しています。そうした課題を解決し、市民のくらしと健康を支えるためには、市が、公的な責務を果たしながら、自助、互助、公助の役割分担を認識しつつ、市民及び事業者との協働により、互いに助け合ってくらしと健康を支える取組を推進するとともに、地域の実情に応じた福祉の増進に関する施策を総合的に実施することがこれまで以上に求められています。

このような状況において、日本国憲法で規定されている健康で文化的な最低限度の生活を営む権利をあらゆる市民が有することを踏まえ、市民の福祉の増進についての基本理念を定めることにより、市民、事業者及び市は、一定の方向性の下で市民のくらしと健康を支える取組を行い、だれもが住み慣れた地域において健康で安心して暮らすことができるまちづくりの推進を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の福祉の増進について基本理念を定め、市民及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、だれもが住み慣れた地域において健康で安心して暮らせるまちづくりを進めることを目的とする。



(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、本市に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者及び団体をいう。

第2章 基本理念

第3条 市民、事業者及び市は、市民の福祉の増進に当たっては、次に掲げる事項を目指して行わなければならない。

- (1) あらゆる市民が基本的人権を保障されること。
- (2) あらゆる市民が健康で安心して暮らすことができるまちづくりの推進に寄与すること。
- (3) あらゆる市民が生涯にわたって生きがいを持つことができるようにすること。
- (4) すべての子どもがその権利を尊重され、健やかに育つこと。

2 市民、事業者及び市は、市民の福祉の増進に当たっては、地域において様々な課題を共有し、互いに支え合うことにより行わなければならない。

第3章 市民等の役割及び市の責務

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、福祉の増進について主体的に取り組むとともに、互いに暮らしと健康を支える役割を果たすものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員として、市民の暮らしと健康を支えるための福祉の増進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、事業に従事する者に対する子育て支援、介護支援その他の暮らしの支援及び健康の増進に努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念に基づき、国及び他の地方自治体との連携並びに市民及び事業者との協働により、市民の暮らしと健康を支えるための福祉の増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、市民の暮らしと健康を支えるための福祉の増進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、あらゆる施策の実施に当たっては、市民の暮らしと健康を支えるための福祉の増進に配慮しなければならない。

4 市は、市民及び事業者が行う市民の暮らしと健康を支えるための福祉の増進に関する取組を支援するものとする。

第4章 暮らしと健康を支えるための福祉の増進に関する基本的施策

(基本方針)

第7条 市民、事業者及び市は、あらゆる市民に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されるよう努め、だれもが住み慣れた地域において、健康で安心して暮らすことができる社会の実現を目指すものとする。



（各種計画の策定及び施策の推進）

第8条 市は、基本理念に基づき、地域の実情に配慮して市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する各種計画を策定し、施策を推進するものとする。

（取組への支援）

第9条 市は、事業者とともに、市民がくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する取組をする機会の充実を図るため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第10条 市は、市民及び事業者とともに、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する意識の高揚を図り、くらしと健康を支えるための福祉の増進を担う人材及び団体を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

（啓発）

第11条 市は、次に掲げる事項に対する市民及び事業者の理解を深めるための啓発を行うものとする。

- (1) 高齢者の尊厳及び権利に関すること。
- (2) 障害及び障害者の権利に関すること。
- (3) 子どもの権利に関すること。
- (4) 健康の増進及び健康被害等の防止に関すること。

（顕彰）

第12条 市は、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関し功績のあった個人及び団体の顕彰に努めるものとする。

第5章 くらしの支援のための施策

第1節 市民福祉に関する施策

（基本方針）

第13条 市民、事業者及び市は、高齢者、障害者及び子どもを含むあらゆる市民のくらしに応じた様々な支援を推進することにより、だれもが住み慣れた地域において、安心して自立したくらしを続けることができる社会の実現を目指すものとする。

（施策の推進）

第14条 市は、あらゆる市民が安心して暮らすことができるよう、住宅の確保、就労の支援その他のくらしを支える施策の充実に努めるものとする。

- 2 市は、市民及び事業者とともに、あらゆる市民が安全かつ快適に暮らすことができるよう、バリアフリーのまちづくりに必要な施策を講ずるものとする。
- 3 市は、あらゆる市民に移動の自由が得られるよう、必要な支援に努めるものとする。

（地域における相互支援の促進）

第15条 市は、住み慣れた地域において市民がくらしを支え合い、地域福祉の向上が図られるよう、市民、事業者及び福祉施設の相互交流及び連携の促進に努めるものとする。

- 2 市は、市民及び事業者とともに、地域の支援ネットワークを強化し、だれもが安心して安全に暮らすことができるよう、見守り体制の構築に努めるものとする。

第2節 高齢者福祉に関する施策

（基本方針）

第16条 市民、事業者及び市は、高齢者について、自立した一人の人間として健康で潤いのある生活が保障される社会の実現を目指すものとする。

（施策の推進）

第17条 市は、高齢者の健康状態及び介護状態に応じた施策を推進するものとする。

2 市は、高齢者の介護に携わるすべての人に対する支援に努めるものとする。

3 市は、高齢者の生きがいつくりへの支援に努めるものとする。

（介護事業等の充実）

第18条 市は、事業者とともに、高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けることができるよう、介護事業等の充実を図るものとする。

第3節 障害者福祉に関する施策

（基本方針）

第19条 市民、事業者及び市は、障害を理由とした偏見及び差別をなくし、共に生き、共に働く社会の実現を目指すものとする。

（施策の推進）

第20条 市は、障害者の権利を擁護する施策を推進するものとする。

2 市は、障害者の相談支援体制の整備等、地域におけるくらしの支援に努めるものとする。

3 市は、障害者の介護に携わるすべての人に対する支援に努めるものとする。

4 市は、事業者とともに、障害者の雇用の促進に努めるものとする。

（障害福祉事業の充実等）

第21条 市は、事業者とともに、障害者が住み慣れた地域において日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害福祉事業の充実を図るものとする。

2 市は、障害者が働く喜びを実感できる場の提供に努めるものとする。

第4節 児童福祉に関する施策

（基本方針）

第22条 市民、事業者及び市は、すべての子どもが健やかで幸福に育ち、すべての家庭において、夢を^{はぐく}み、喜びを持って子どもを生み育てることができる社会の実現を目指すものとする。

（施策の推進）

第23条 市は、市民とともに、すべての子育て家庭において子育てにおける孤独感、不安感等の心身の負担が軽減されるよう、施策の推進に努めるものとする。

2 市は、地域との緊密な連携を図ることにより、児童虐待の防止に関する施策の推進に努めるものとする。

（子育て支援事業の充実等）

第24条 市は、市民及び事業者とともに、子育て支援事業等の充実を図るものとする。

2 市は、仕事と子育ての両立ができるよう、保育所等の施設の整備に努めるものとする。



3 市は、市民が心身ともにゆとりを持って子育てができるよう、情報の提供、安全対策等の生活環境の整備に努めるものとする。

（子どもの権利の擁護）

第25条 市は、市民及び事業者とともに、子どもの権利を擁護し、子どもの最善の利益が尊重されるよう配慮するものとする。

2 市は、児童虐待等により配慮を要する子ども及び家庭に対する支援のために必要な施策の充実を図るものとする。

第6章 健康の増進のための施策

（基本方針）

第26条 市民、事業者及び市は、あらゆる市民が心身ともに健康に暮らすことができる社会の実現を目指すものとする。

（施策の推進）

第27条 市は、あらゆる市民の命を守り、健康を増進するため、健康診査等の保健事業の推進に努めるとともに、その健康状態に応じて市民を適切な医療につなげるものとする。

2 市は、健康の増進のために必要な情報の収集及び調査を行うものとする。

3 市は、食生活の向上に資する情報その他の健康の増進に関する情報の提供に努めるものとする。

（医療を受ける市民に対する支援施策の充実）

第28条 市は、高齢者、障害者、子どもその他医療を要する市民が適切に医療を受けることができるよう、必要な施策の充実を図るものとする。

（活動及び交流の場の提供）

第29条 市は、市民及び事業者とともに、地域における健康の増進に関する活動及び交流の場の提供に努め、その活性化を図るものとする。

第7章 雑則

（委任）

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

用語集

[D]

DV (Domestic Violence)

配偶者や恋人など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力(ドメスティックバイオレンス)のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力、社会的暴力なども含まれる。

[N]

NPO (Non Profit Organization)

民間非営利団体のこと。この計画の中では、平成10年(1998年)に制定された特定非営利活動促進法(NPO法)による特定非営利活動法人だけではなく、広く営利を目的としない公益事業や市民活動を行う民間の組織を指す。

[あ]

アウトリーチ

問題を抱えながらも、そのことを自覚していない人や福祉サービスの利用に拒否的な人に対して、相談窓口への来所を待つのではなく、社会福祉実施機関や援助者が対象者の元へ出向き、積極的に手を差し伸べて、福祉サービスの利用に結びつけることを指す。

安心・安全カード

日常の様子や健康状態、また緊急時の連絡先などを記入するカード。民生委員・児童委員が高齢者の方への見守り・支援の活動の際に使用している。

安心安全の都市(まち)づくり宣言

すべての人が互いに助けあい、思いやりながらともに生きることのできる持続可能なまちづくりを通じて、「安心して安全に暮らせるすいた」の実現を図るための市民総意による宣言。安心して暮らすことのできる安全なまち、いつまでも誇りをもって住み続けたいという想いをもとに、市の将来像である“人が輝き、感動あふれる美しい都市(まち)吹田”をめざし、市民、企業、行政、が力をあわせて取り組んでいる。

いきいきサロン

地区福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動のひとつで、地区公民館や地区市民ホール、集会所などで、おおむね65歳以上の高齢者を対象に茶話会やレクリエーションなどを行っている。仲間づくりや情報交換の場であり、また社会参加の場を提供することで「閉じこもり」予防にもなっている。

運営適正化委員会

福祉サービス利用者の利益保護と権利擁護の仕組みとして、社会福祉法第83条に基づき、大阪府社会福祉協議会に置かれている機関で、「地域福祉権利擁護事業運営監視小委員会」と福祉サービスに関する利用者等からの苦情を解決するための「福祉サービス苦情解決小委員会」により構成される。

[か]

介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護を要する高齢者などからの相談に応じ、その心身の状況等に応じて適切な居宅サービス又は施設サービスが受けられるよう、関係機関や居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡・調整、介護サービス計画(ケアプラン)の作成などを行う専門職。

介護相談員

市が市民の中から選任し、派遣している相談員で、介護サービスを提供している事業所(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム等)を訪ね、サービスの利用者等の話を聞き、相談に応じることにより、利用者の疑問や不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所の介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする。

介護保険制度

介護を社会全体で支えあう仕組みとして、平成12年(2000年)4月から実施されている社会保険制度。加齢に伴って体の機能の衰え、日常生活に支障が生じた被保険者に、必要な保険給付(介護サービスの提供)を行う。平成18年(2006年)4月からは、介護予防をより推進するために、軽度者には新予防給付サービスを提供するとともに、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者には、市が設置する地域包括支援センターが地域支援事業を実施することとなった。

ガイドヘルプサービス

ホームヘルプサービス事業の一環として、一人で外出するのが困難な障がいのある人(重度の視覚障がいのある人、重度の全身性障がいのある人、知的障がいのある人など)を対象に、外出の際に付き添い介護を行うサービス。

キッズセーバー

「防犯警備協力員」のことで、幼稚園及び小学校における幼児や児童の安全対策の充実を図るため、正門等や校区内における子どもたちの安全に関わる協力活動を行う。保護者、地域住民等のボランティアで構成している。

協働

共通の目的のために協力して働くこと。本計画では、だれもがいきいきと安心して暮らしていけるまちづくりのため、行政、市民、社会福祉協議会、事業者などが、互いの立場を理解しながら、協力、連携して、それぞれの役割を発揮していくことを意味する。

居宅介護支援事業所

介護保険の給付対象となる居宅サービスをはじめとする各種のサービスを、居宅の要介護者などが適切に利用できるように介護サービスの計画(ケアプラン)を作成し、計画に基づいてサービスが適正に提供されるよう、サービス提供事業者と連絡・調整を図る事業所のこと。

居宅サービス

居宅で生活する高齢者や障がいのある人などに提供される介護等の福祉サービスのこと。また、介護保険の給付対象となる、居宅の要介護者などに提供されるサービスのこと。訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)、福祉用具貸与などのサービス。

グループホーム

地域社会の中にある住宅(アパート、マンション、一戸建て等)において、障がいのある人や認知症の高齢者等が数人で、一定の経済的負担を負って、家庭的な雰囲気の中で共同生活をする場のこと。同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常生活援助が行われる。また、ケアホームでは世話人の他に生活支援員が配置され、食事や入浴、排泄などの介護も加わる。

ケアプラン(介護サービス計画)

要介護者の心身の状況や生活環境などを考慮し、個々のニーズに合わせた適切な介護サービスが提供されるよう、サービスの種類や内容、頻度などを具体的に定める計画のこと。居宅介護サービス計画と施設介護サービス計画の総称。

ケアマネジャー(介護支援専門員)

「介護支援専門員」の項を参照のこと。

コーディネーター

物事を円滑に推進するために連携を図り、調整すること。特に、地域援助活動においては、地域内の機関、施設、団体間の連携を図り、調整することが重要となる。コーディネーターは、その調整を行い、つなぎ役をする人や機関のこと。

高齢クラブ

「仲間がほしい、何か社会のために役立ちたい」などの願いを持つ、おおむね60歳以上の方が自分たちの手で結成し、運営しているクラブ。活動内容は、レクリエーション、スポーツ、親睦会、社会見学・旅行のほか、勉強会や地域・社会奉仕活動など。運営は、会費や国、府、市の補助金などで行っている。

高齢者いきいの家

高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設で、高齢者の相互交流や社会参加の促進、高齢者の自立支援等を目的として設置している。市内に1か所ある。

高齢者いきいの間

地域高齢者の教養の向上、親睦、レクリエーション等及び高齢クラブ活動の場として、主に地区公民館や地区市民ホールなどに併設されている。各小学校区単位に、市内に35か所ある。

高齢者向け優良賃貸住宅制度

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、良好な居住環境を備えた高齢者向けの優良な賃貸住宅を供給する制度。

高齢者ランチルームモデル事業

高齢者が住み慣れた地域でみんなで楽しく食事ができるランチルームを整備し、食生活の充実と、積極的な外出を促す事業。

高齢者友愛訪問事業

適切な助言または連絡を必要とする75歳以上の方及び75歳以上の高齢者世帯、65歳から74歳までの寝たきりやひとり暮らしで声かけや見守りが必要な方を訪問し、激励する。訪問する高齢者が手作り品を作製し、持参することにより訪問者自身の介護予防や生きがいを高めることも事業目的とするため、本市においては高齢クラブ連合会に委託している。

子育てサロン

地域で就学前の子どもを子育て中の親子が互いに交流し、子育てを楽しみながら仲間をつくり、子育ての悩みを話しあったりできる支えあいの活動をいう。子育て中の親子を地域で支援する活動で、開催する地区福祉委員会は会場やおもちゃなどを提供し、また、子育ての相談にも応じる。

子育て広場

乳幼児とその保護者を中心に気軽に集まり、交流をする場。身近な地域の子育て情報の提供や、大人も子どもも楽しめる講座や行事なども行っている。市民団体が運営しており、現在市内に7か所ある。

孤独死

だれにも看取られずに亡くなること。特に、ひとり暮らし高齢者が自室内で亡くなり、死後しばらく経ってから初めて遺体が発見されるような場合をいう。「孤独死」という言葉は阪神・淡路大震災後に使われ出した言葉で、新たな課題となっている。

子ども家庭センター（児童相談所）

0歳からおおむね25歳までの児童・青少年に関するさまざまな相談（虐待・非行・不登校・障がい等）、配偶者からの暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）被害者の相談などに応じている。市内に「大阪府吹田子ども家庭センター」がある。

こども110番の家

不審者（犯人）から逃れるために駆け込んできた子どもたちの安全を確保する場所。小学校区単位で協力家庭（商店・事務所等も含む）を募っていて、協力家庭は玄関先等、よく見えるところに「こども110番の家」の旗やプレート等を掲示している。

子ども見守り家庭訪問事業

民生委員・児童委員及び主任児童委員が地域における新生児の健やかな成長を見守るため、市内の生後4か月までの乳児のいる全家庭への訪問を行い、子どもの年齢別に、子育てに関する施策・事業が掲載された『子ども・子育てサポートブック』の配布や、4か月児健診の案内、地域の子育てサロンなどの情報を伝える事業。

コミュニティ

一般的には、地域性と共同意識によって成立する地域社会のことを指す。中でも「地域コミュニティ」という場合は、特に地域の結びつきが強く、ある一定の地域に属する人々が自主性と自らの責任において、住みよい地域づくりを行う集団のことを指す。

コミュニティ協議会

現在、JR以南コミュニティ協議会と、亥の子谷コミュニティ協議会がある。市民自らが主体的にさまざまな地域活動を通じてまちづくりに参加し、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的に組織された団体で、コミュニティセンター内のコミュニティプラザの運営管理を受託している。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域で困っている人と必要な支援を結びつけたり、地域福祉活動を活性化させる、いわば「地域のつなぎ役」をする人。主には、地区福祉委員会活動の支援、地域福祉活動計画や地域福祉計画の支援と推進、支援を要する人に対する相談などを行う。

コミュニティバス

高齢者・障がいのある人などの移動手段確保、交通不便地域の解消、地域住民の利便性の向上をめざして、道幅の狭い道路の運行など、地域のニーズに応じてサービスを工夫した新しいバス運行システム。

コミュニティプラザ

文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の際に使用し、これらの活動が相互に連携することにより、地域における交流を促し、世代を超えた市民の連帯を深め、潤いのある豊かな地域社会を形成することを目的とする。市内には内本町と亥の子谷の2か所がある。

【さ】

災害時要援護者登録制度

災害時要援護者を本人の同意に基づいてあらかじめ把握し、市と地域で情報を共有することにより、災害時に備え地域の中で安否確認や避難支援などが行える支援体制をめざすもの。

具体的には、災害時に家族等の支援だけでは避難することができない在宅の人等が、自身の個人情報地域支援者（自治会、自主防災組織等）に提供することに同意した上で市へ登録申請を行い、市はそれに基づき災害時要援護者名簿を作成。その後、市が災害時の支援活動についての協力と個人情報の取り扱い等についての協定書を市へ提出した地域支援組織へ災害時要援護者の情報を提供し、地域ではその名簿により要援護者を把握し、災害時に安否確認等が行えるように支援体制を整えていく。

サービス整備圏域

改正介護保険制度の中で、日常生活圏域を中心として地域密着型サービスや、介護予防を含めた包括的・継続的なサービスの提供が行われることとなった。本市では、第4期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、日常生活圏域を施策を進める単位ととらえ、サービス整備圏域として位置づけ、その設定は、吹田市第3次総合計画の地域別計画を踏まえることとし、「JR以南」「片山・岸部」「豊津・江坂・南吹田」「千里山・佐井寺」「山田・千里丘」「千里ニュータウン(万博・阪大区域を含む)」の6つのサービス整備圏域を設定している。

在宅介護支援センター

在宅の要介護者やその家族のために、介護に関する相談や問い合わせに応じ、介護保険制度や市の保健福祉サービスについての申請、受付、問い合わせなど、介護に関する相談をすることができ、必要な手続きや連絡・調整を行う。市内には12か所ある。

自主防災組織

住民の自発的な防災活動を促進するため、地域の自治活動の一環として防災活動を行う組織。活動内容としては、平常時には災害発生の未然防止等をし、災害時には避難誘導等を行う。吹田市地域防災計画にて、町内会や自治会等を単位として、自主防災組織の結成を促進している。

施設連絡会

社会福祉協議会の組織構成会員であり、社会事業を行うことを目的とした民間の福祉施設が集まった組織。地区福祉委員会などと連携して、専門性を生かし社会貢献を行っている。

児童福祉施設

児童及びその保護者を対象に、療育、保護、訓練、育成などについて適切な環境を提供し、児童の福祉を図る施設をいう。児童福祉法の規定では、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障がい児施設、肢体不自由児施設、重症心身障がい児施設、児童自立支援施設などがある。

児童養護施設

児童福祉法における児童福祉施設のひとつで、乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設。市内には2か所の児童養護施設がある。

市民公益活動

平成14年(2002年)に制定された「吹田市市民公益活動の促進に関する条例」において、「市民が自発的に行う営利を目的としない社会貢献活動」と定義されている。

市民後見・法人後見等成年後見制度

成年後見制度を利用する際に、親族や弁護士等の専門職に後見人を依頼することができない場合、同じ地域の市民やNPO法人等が後見人となることにより、判断能力が不十分な人が地域社会で生活できるように支援する制度。

社会貢献支援員

大阪府社会福祉協議会老人施設部会が、老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）において、総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、地域の関係諸機関と連携しつつ、福祉制度の狭間で生活に困難をきたしている人の相談に応じ、生活の見守りや情報提供、必要と思われる場合には経済的支援を行い、問題解決を図るために実施している事業を社会貢献事業という。この事業において、施設で総合生活相談員が配置できない場合に大阪府社会福祉協議会から派遣している相談員を「社会貢献支援員」という。

社会資源

いろいろな社会の問題を解決するために使われる各種制度や施設、機関、知識、技術、資金など、人的・物的な資源の総称。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野での共通の基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公正で適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の推進に資することを目的とする。

生涯学習

一人ひとりが、それぞれに適した手段・方法で、主体的に生涯のあらゆる時期を通じて行うさまざまな学習をいい、それを通じて豊かで生きがいのある充実した生活の創造をめざすもの。学校教育などで行われる学習だけではなく、コミュニティ活動のような意識されない自主的な活動や、日常の経験などから学ぶ学習まで広範囲に及ぶ。

障害者自立支援法

障がいのある人の地域での生活と就労を進め、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する制度。平成18年（2006年）4月1日施行。

小地域ネットワーク活動

吹田市内にある33の地区福祉委員会それぞれの地区内で、高齢者や障がいのある人など支援を必要としている人に対して、同じ地区内の住民が行うさまざまな援助活動のこと。「ふれあい昼食会」や「いきいきサロン」「子育てサロン」のような集団援助活動や、「見守り・声かけ訪問」のような個別援助活動がある。

ショートステイ

短期入所のことで、家族が介護している障がいのある人や高齢者や児童が、障がいのある人の施設や老人福祉施設、児童福祉施設などで短期間入所し、必要な介護及び保護を受けるサービス。家族がショートステイを希望する理由については、冠婚葬祭や用事だけではなく、体を休めたりレクリエーション行事への参加など多岐にわたり、希望する理由は問われない。

少年の村

青少年団体が育成のためのジュニアリーダーの養成をめざし、大自然の中で創造的な活動力を持った心身ともにたくましい青少年の育成を図る事業。新しい仲間と自然に親しみながら人間関係を育み、そのことで将来地域での活動に興味を持つきっかけになることをめざす。市立少年自然の家で行われている。

食育推進計画

食に対する意識の向上や食生活の改善によって市民の健康の保持・増進を図ることを目的とした計画。食を中心としたところとからだの健康づくりを基本方針とし、食を中心とした健康づくりを進める。健全な食生活や食に対する知識の向上などの基本項目を設定しており、市や関係機関等が食育の推進のために密接に連携したネットワークの構築をめざす。

シルバー人材センター

市内に住む60歳以上の人々が、就職は希望しないが、経験や技術を生かし、生きがいの充実や社会参加を希望する場合に、会員登録を行い、臨時的・短期的・その他軽易な仕事を提供される機関。センターが会員の希望と能力に応じて仕事を割り当て、就業実績に応じて配分金(報酬)を支払う。

シルバーハウジング

65歳以上の高齢者が地域の中で自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるように配慮された公的賃貸住宅の供給と、生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による日常生活支援サービスの提供を合わせて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅。

吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

市民の福祉の推進についての基本理念を定め、市民、事業者及び市が、一定の方向性の下で市民のくらしと健康を支えるための福祉の推進に関する施策に取り組み、だれもが住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことができるまちづくりの推進を図る条例。

青少年委員会

青少年が主体となって自身のニーズを運営に反映させる組織。施設利用のルールづくりや自主企画事業の検討を行うなどして、青少年が当事者として施設運営や地域づくりに参画する機会の提供を目的とする。

制度の谷間にある人の問題

ひとり暮らしの高齢者の孤独死や子どもを養育する親等による児童虐待、さらに、ひきこもりやDVなど、これまでの福祉制度では対応が難しい問題。

世代間交流事業

地区福祉委員会が行う、地域の幼稚園や小・中学校と連携して高齢者が地域の子どもたちと交流する事業。音楽会などの学校行事への参加や、地域で行われるまつりの開催などを通して、子どもから高齢者までが、仲良く気軽に挨拶を交わせるような地域をめざす。

セーフティネット

直訳は安全網。ライフセーフティネットワークのことで、何らかの生活課題を抱えた人が、さらに困難な状況に陥らないように、安全網(セーフティネット)として生活を支える制度や仕組みのこと。

ソーシャル・インクルージョン

「社会的包摂」のことで、貧困者や失業者、ホームレス等、社会福祉制度からまれ、社会的に排除されたり孤立している人々を排除せず、社会の一員として迎え入れることによって、健康で文化的な生活の実現につなげ、すべての人々を社会の構成員として包み支えあうという考え方。

【た】

第三者委員

福祉サービスを提供する事業所に寄せられた利用者及びその家族等からの苦情に対応するため、事業者が設置した人で、苦情内容の確認、解決案の調整、助言等を行う人。

地域教育協議会

家庭・地域・学校が互いに子ども達の育成の手助けになるように協議して取り組む教育コミュニティづくりの中心となる中学校区単位の組織で、地域のいろいろな活動や取り組みのネットワーク化を進め、子どもに「生きる力」を育むための支援を行っている。地域で青少年の育成に関わっているさまざまな団体で構成されている。

地域貢献支援員

愛称、スマイルサポーター。地域貢献支援員(スマイルサポーター)制度により大阪府知事から認定証を交付された者で、地域の子育て家庭への相談活動に加えてその活動内容を高齢者や障がいのある人等に関するものにまで広げ、子育て支援の充実や関係機関との連携強化を図る。

地域交流室

市民の生涯学習や交流の場として使うため、小学校の余裕教室を整備したもの。現在、山手小学校と桃山台小学校内にある。

地域子育て支援センター

子育て支援のための地域の総合的拠点。保育所にこれまで蓄積された子どものあそび・生活・健康などに関する経験やノウハウを生かして地域の保護者や子どもたちの支援を行う。市では公立保育園と一部の私立保育所がこの役割を担い、育児教室や育児サークルの育成・支援などの事業を行っている。

地域支えあいネットワーク推進事業

コミュニティソーシャルワーカー及び日常生活自立支援専門員を配置し、地域での高齢者など支援を要する者またはその家族等の支援及び地域住民活動のコーディネートを通じて、地域の要援護者等の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行い、地域の総合相談・支援のためのネットワークを構築する事業。また、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の推進も図る。

地域自立支援協議会

障がいのある人の自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域づくりの実現に向け、協議・調整を行っている協議会。具体的には、困難事例への対応及び調整、地域の関係機関等によるネットワークの構築、地域の社会資源の開発及び改善など。

地域福祉活動計画・地区福祉委員会5か年計画

吹田市社会福祉協議会が策定した、住民の視点に立った地域福祉の行動計画。33地区福祉委員会も自らの活動計画となる「地区福祉委員会5か年計画」を策定した。「誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくり」をめざしており、市の策定する地域福祉計画と連携して進める。平成22年度(2010年度)から第2次地域福祉活動計画が始まり、平成26年度(2014年度)までが計画期間となる。

地区福祉委員会

地域組織として、おおむね小学校区ごとにつくられた地域福祉推進のための住民組織で、33の地区福祉委員会がある。自治会・高齢クラブなどの各種団体から参加・協力する人と、民生委員・児童委員、ボランティアなどが地区福祉委員となって、ひとり暮らし高齢者への「ふれあい昼食会」や「見守り・声かけ訪問」、「いきいきサロン」、「子育てサロン」などの「小地域ネットワーク活動」を中心に、多彩な地域福祉の活動を行っている。

昼間独居

三世帯同居などでひとり暮らしではない高齢者が、昼間、同居する家族等が仕事等で留守にし、実質的にひとり暮らしと同じ状態になることを指す。

デイサービス

通所介護のことで、障がいのある人や高齢者が施設に通い、入浴、食事の提供や機能訓練などのサービスを受ける。行き帰りの送迎サービスを伴う場合もある。

出前講座

市民の学習活動を支援するため、市の各所管課が担当の業務や取り組んでいる施策について、学習講座という形でメニュー化し、職員が地域に出向いて話をする。市民は知りたい、聞きたい、学びたいものを講座メニューの中から選ぶ。

特定健康診査・特定保健指導

平成20年(2008年)4月から始まった40～74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした保険制度。特定健康診査は、メタボリックシンドロームに着目した検診で、身体計測等の基本的な項目の計測を行う。特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、生活習慣を見直すサポートをする。

特別養護老人ホーム

老人福祉法に規定する老人福祉施設のひとつ。原則65歳以上の者であって身体上又は精神上において著しい障がいがあるため常時の介護を必要とし、かつ在宅において生活することが困難な人が入所対象となる。市内には15か所の特別養護老人ホームがある。

トワイライトステイ

ひとり親家庭などの保護者が仕事などでいつも帰宅が遅い、または休日に不在のため、児童の生活指導・家事が困難なとき、原則として6か月以内、児童を市内の児童養護施設で午後10時まで預かり、生活指導や夕食の提供などを行うサービス。

【な】

難病

難病とは、①原因不明、治療方法未確定、後遺症を残すおそれの少なくない疾病 ②経過が慢性にわたり単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされており、厚生労働省が実施する難治性疾患克服研究事業の臨床調査研究分野の対象に指定された130疾患をさす。難病のうち、特定疾患治療研究事業の対象である56疾患に罹患している場合、医療費助成の制度がある。

日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用補助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス等を提供することにより生活を支援する事業。

認知症サポーター養成事業

認知症について正しく理解し、認知症の人に対する接し方を学んだ人が、生活のさまざまな場面で、認知症の人及びその家族をサポートする制度。認知症サポーター養成講座を受講した人が認知症サポーターとよばれる。

ノーマライゼーション

障がいのある人が普通にその人らしい生活が送れるのが通常の社会であり、だれもが分け隔てなく、社会の一員としてお互いを尊重しあい、平和に暮らすことができるのが当たり前の社会であるという考え方。

【は】

ハザードマップ

地震や洪水などの自然災害に備えて、災害が起こった場合の「被害予測図」のことで、地域の状況に合わせ、被害の程度の予測とともに、避難場所や避難経路などを掲載している。本市においては「洪水ハザードマップ」を作成し、防災ハンドブックと同様に全戸に配布している。

発達障がい

発達障害者支援法(平成17年〔2005年〕4月施行)によると、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとされている。

パブリックコメント

重要な条例を制定・改廃する場合や、重要な計画を策定する場合などにその案を市民に公表し、その案に対して市民から意見の提出を受け、その意見に対する市の考え方を公表するとともに、提出された市民の意見を考慮して最終的な意思決定を行う制度。

バリアフリー

道路や建築物の入り口の段差などの解消や、読みやすい大きな文字・点字での表示など、高齢者、障がいのある人などの社会参加や自立を困難にしている物理的、社会的、制度的なバリアなど、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障がい除去すること。また、こういった人々への偏見・差別を取り除くことを「心のバリアフリー」という。

光の森

不登校児童・生徒を対象に、様々な体験活動や学習支援を行い、生きる力・社会性・自立性の育成を図り、学校への復帰など社会的自立を図る活動。利用施設は男女共同参画センター及び自然体験交流センターであり、男女共同参画センターでは、視聴覚室や生活科学室(家庭科室)などさまざまな教室を使用しながら多彩な活動を行っている。

ひきこもり

ひとつの疾患や障がいを表すのではなく、長期にわたって社会に参加できず、生活の場がせばまった状態をさす言葉。精神疾患が原因の場合とそうではない場合の大きく2つに分けられる。「社会的ひきこもり」は「20代後半までに現われ、6カ月以上自宅にひきこもって社会参加しない状態が持続しており、精神障がいが第一の原因とは考えられないもの」と定義される。

ファミリー・サポート・センター

地域において育児の援助を行うことができる市民と育児の援助を受けたい市民をファミリー・サポート・センターの会員として組織し、会員相互の育児に関する援助活動を行うもの。



福祉オンブズパーソン(福祉保健サービス苦情調整委員)制度

市が個人を対象に行った福祉保健サービスについて、「受けられるはずだったのに受けられなかった」などといった苦情の申し立てについて、福祉などの専門家である福祉オンブズパーソン(福祉保健サービス苦情調整委員)が公正・中立な立場で、申し立て人に代わって、苦情の内容を調査・審査し、必要な場合には市に対して制度の改善や意見などを求める制度。

福祉型借上公共賃貸住宅制度

民間の土地所有者等が建設する一定の水準と設備をもつ福祉型の賃貸住宅を市が20年間借り上げ、住宅に困窮する高齢者や障がいのある人に市営住宅として供給する制度。

福祉審議会

「市民」「学識経験者」「市内の福祉団体及び公共的団体の代表者」「市議会議員」「関係行政機関の職員」で構成され、高齢者や障がいのある人、児童の福祉に関する事項、その他社会福祉に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し、答申することを任務として設置された附属機関。

ふれあい交流サロン

乳幼児から高齢者までの市民が、気軽に利用できる世代間交流の場。市内には、西山田ふらっとサロン、陽だまりルーム、ほっとサロンちさと、ふれあい交流サロンだけのこの4か所がある。

ふれあい昼食会

地区福祉委員会が行う、地域のひとり暮らし高齢者を対象とした昼食会。日ごろはひとりで食事をするひとり暮らしの高齢者も、同世代の方や地区福祉委員といっしょに楽しく食事をする場になっている。

ホームヘルプサービス

訪問介護のことで、ホームヘルパー(訪問介護員)が障がいのある人や高齢者の家を訪問し、入浴、排泄、食事、外出の付き添いなどの身体介護や、調理、掃除、洗濯、買物などの生活援助を行うサービス。

ホームレス

平成14年(2002年)8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、この法律においてホームレスとは「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」を指す。

ホームレス自立支援推進協議会

ホームレス問題を大阪府内全域の問題として捉え、大阪府、市町村が連携・協力して対策を推進していくために、平成15年(2003年)7月に設立されたもの。その後、平成16年(2004年)4月には「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」が策定された。

ポケットパーク

ビルなどが建ち並ぶまちの一角などに設けられる小さな公園のこと。

保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える更生保護活動や「社会を明るくする運動」など犯罪予防活動を行うボランティア。

【ま】

街かどデイハウス

おおむね65歳以上で、介護保険で非該当とされた方などに対して、民間の非営利団体が市の補助を受けて運営している、小規模で家庭的な雰囲気の施設で、少人数のグループでレクリエーションや体操、昼食などのサービスを行い、介護が必要にならないように予防する。

学びの森

平成20年(2008年)4月から開設し、不登校児童・生徒への学習活動を支援することにより、生きる力・社会性・自立性の育成を図り、学校復帰及び進路保障をめざしている。利用施設は竹見台多目的施設であり、小学校跡の建物を使っており、学校の教室の雰囲気の中、個別学習・グループ学習に取り組んでいる。

民生委員・児童委員

民生委員法・児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員。社会奉仕の精神をもって、地域福祉の向上のため、常に住民の立場になって相談・支援を行うボランティア。また、小学校区ごとに児童問題を専門とする主任児童委員が1名ずつ配置されている。市内全ての民生委員・児童委員で「吹田市民生・児童委員協議会」を組織している。

無縁社会

単身世帯が増えて、人と人との関係が希薄となりつつある現代社会の一面。不況や少子高齢化、結婚に対する若者の意識の変化、プライバシー保護の厳格化、地縁血縁社会の崩壊などさまざまな要因が重なることにより、かつて存在した地域社会のつながりが希薄となり、単身者がますます孤立しやすくなる社会。

【や】

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う協議会。本市では大阪府吹田こども家庭センター等で構成する児童虐待防止ネットワーク会議をこれに位置づけている。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。「できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトであり、デザイン対象を障がいのある人や高齢者等に限定していない点が一般に言われる「バリアフリー」とは異なる。

【ら】

療育

障がいのある児童、あるいはその疑いのある児童に対して、それぞれの障がいに応じた医療や訓練の提供と、発達を支援する保育や教育を総合的に行うこと。

留守家庭児童育成室

保護者が働いていたり、病気などのため、放課後など、家庭に帰っても留守家庭になる児童の健全育成を図るために開設されている。本市ではすべての小学校内に開設し、対象は小学1年生から3年生まで、月曜日から金曜日及び毎月第4土曜日の放課後から午後5時(延長保育を利用する場合は午後6時30分、第4土曜日は午後5時)までと、春・夏・冬休みの期間中の午前8時30分から午後5時(延長保育を利用する場合は午後6時30分)までとなっている。

【わ】

ワークショップ

地域に関わる多様な立場の人々が計画プロセスに参加するまちづくりや計画づくりの方法。通常の会議とは違って、グループに分かれて、意見交換をしたりグループで簡単な作業をしながら、参加者全員が立場を超えて自由に意見を言える、参加体験型の活動。

[illegible]

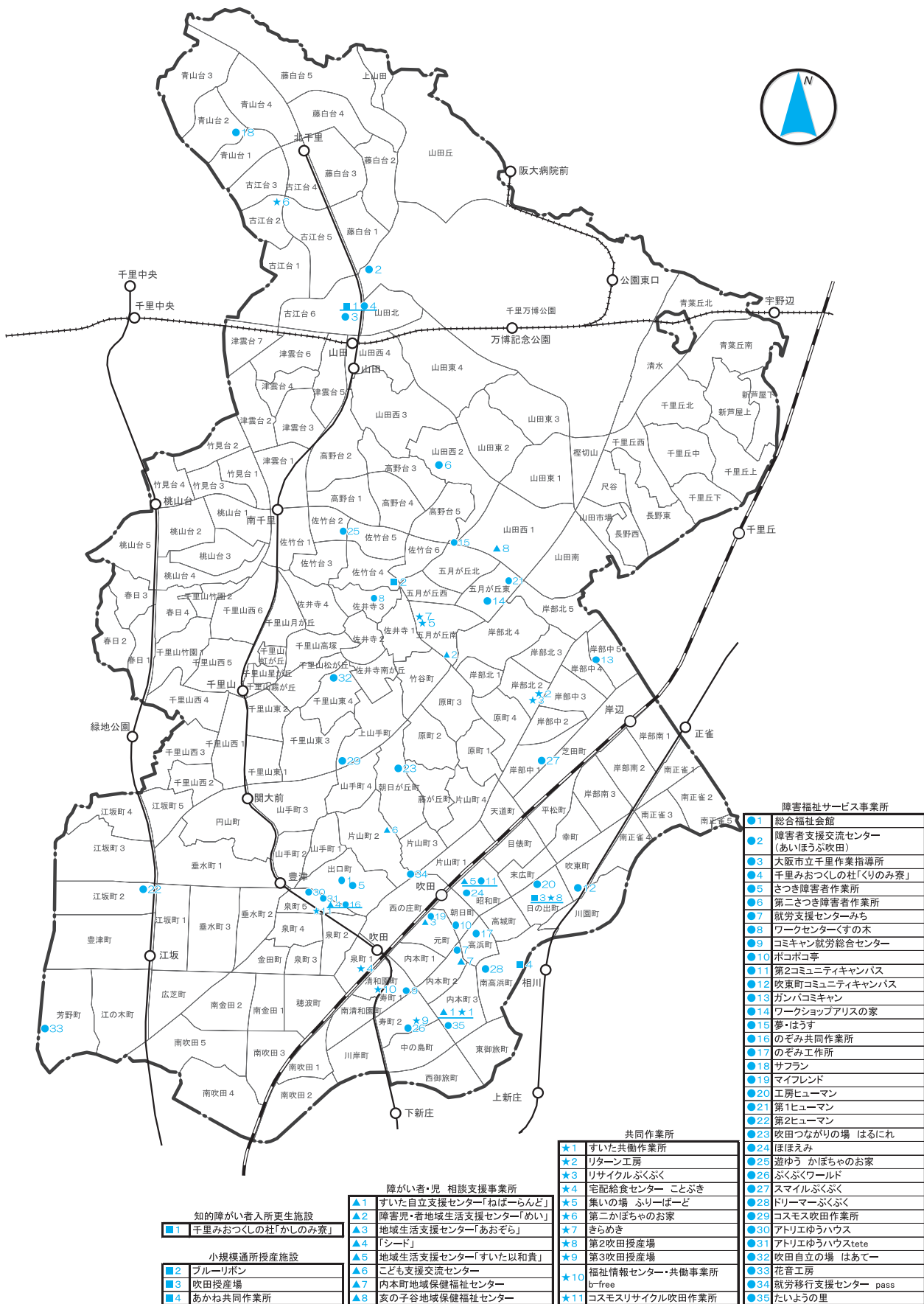
164



卷末資料

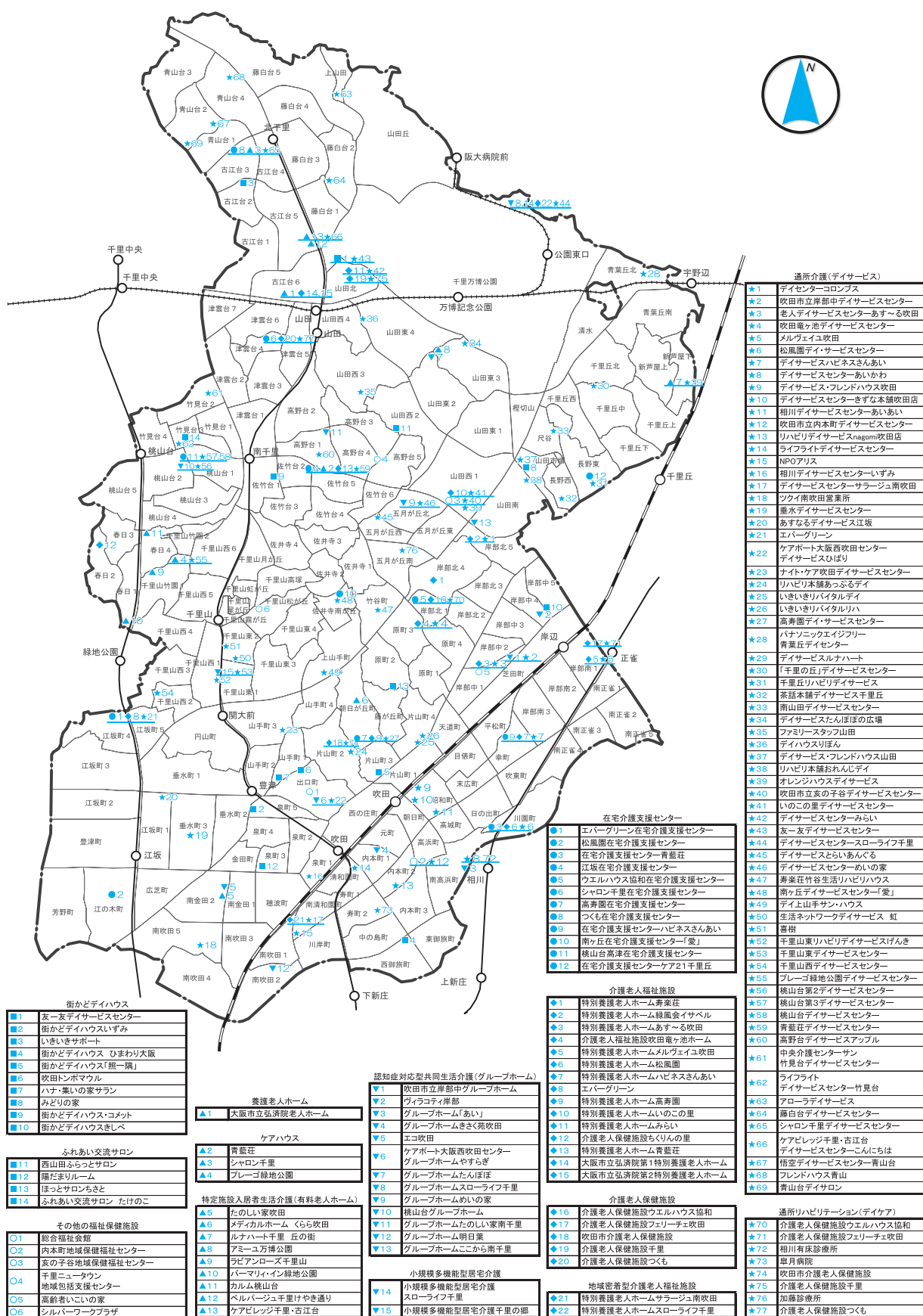
※下線が入っているものは同一施設(あるいは敷地)内に2つ以上の施設がある場合です。

障がいのある人の施設一覧（平成23年〔2011年〕3月末現在）



※下線が入っているものは同一施設（あるいは敷地）内に2つ以上の施設がある場合です。

● 高齢者福祉施設等一覧（平成23年〔2011年〕3月末現在）





第2次吹田市地域福祉計画

平成23年(2011年)3月

発行 吹田市

編集 福祉保健部 地域福祉室 福祉総務課

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

TEL 06-6384-1815(直通) FAX 06-6368-7348

ホームページ <http://www.city.suita.osaka.jp>



第2次吹田市地域福祉計画

この冊子は1,700部作成し、1部あたりの単価は494円です。